

第5回定例会

平成24年12月10日開会

平成24年12月21日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第5回定例会

○12月10日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第81号から議案第93号までの13議案、諮問1件、報告2件、請願 1件及び陳情1件一括上程	4

○12月12日（第2号）

日程第1	総括質疑	1 2
日程第2	常任委員会付託	1 3
日程第3	諮問第3号の質疑・討論・採決	1 4

○12月19日（第3号）

日程第1	一般質問	1 6
	1番 池邊 美紀君	1 6
	4番 内村 立吉君	3 5
	3番 堀内 義郎君	4 5
	7番 上西 祐子君	5 7
	5番 福永 廣文君	6 6
	6番 指宿 秋廣君	6 9

○12月20日（第4号）

日程第1	一般質問	8 4
	9番 重久 邦仁君	8 4
	10番 池田 克子君	1 0 0

○12月21日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	1 1 3
日程第2	質疑	1 1 9

日程第3	討論・採決	121
日程第4	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	129
日程第5	常任委員会の視察研修報告	130
日程第6	議員派遣について	135

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成24年 第5回定例会 (12月)	議案第81号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正予算（第3号））	承認	12月21日
〃	議案第82号	三股町防災会議条例及び三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第83号	三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第84号	三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	可決	12月21日
〃	議案第85号	三股町公共下水道条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第86号	平成24年度三股町一般会計補正予算（第4号）	可決	12月21日
〃	議案第87号	平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可決	12月21日
〃	議案第88号	平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）	可決	12月21日
〃	議案第89号	平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	12月21日
〃	議案第90号	平成24年度三股町介護サービス特別会計補正予算（第2号）	可決	12月21日

平成24年 第5回定例会 (12月)	議案第91号	平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	12月21日
〃	議案第92号	工事請負契約の変更について(平成24年度塚原団地B棟機械設備工事)	可決	12月21日
〃	議案第93号	宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について	可決	12月21日
〃	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	適任	12月21日
〃	請願第3号	「教育の日」制定に関する請願書	可決	12月21日
〃	陳情第6号	「三股町まちづくり基本条例」の制定に反対する陳情書	みなし 不採択	12月21日
〃	議案第49号	三股町まちづくり基本条例	可決	12月21日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 長田地区過疎対策について	① 町営住宅の展望。 ② 長田峡広場の有効活用を問う。 (物産館と首塚移転、埋め立て)	町 長
		2 三股町の情報発信について	① 町外への情報発信をどのように考えているか。わかりやすいキャッチコピーが必要ではないか。ミマタレンジャーの有効活用を問う。 ② フェイスブックの活用をどのように考えているか。	
		3 町内各地区活性化について	① 町内各地区の情報をどのように収集しているのか。	
		4 三股町の教育について	① 文教のまちの取組みとして現在どのように進めているのか。 ② 小学校での学力向上対策をどのように進めているか。	教育長

2	内村 立吉	1 農業(畜産)に関する こと 全国和牛能力共進会 について	<p>① 第10回全国和牛能力共進会が長崎県で行われました。本県から種牛、肉牛2部門、9区分に28頭が出場。本町として、このことに対して、どのように受けとめられているか伺う。</p> <p>② 都城、三股地区の出品牛が少ない。行政、JA、生産者で次につながる出品牛の取組をしたらどうか伺う。</p> <p>③ 口蹄疫発生時の殺処分の影響で、5頭となっている県種有牛について。次世代の種有牛に対する期待は大きく財政的支援を行なってもらい、早期に種有牛の能力を判定できる間接検定を行なってほしい。5年後の大会に向けてのことについて伺う。</p> <p>④ 口蹄疫発生時に県種有牛6頭が移動制限区域外に県が特例として移動したことについて伺う。 (取り下げ)</p>	町 長
		2 農業に関すること人 ・農地プランについて	<p>① 今、全国の農村で地域農業の将来像を示す、人・農地プランの作成が進められている。食料自給率向上を重視して、幅広い農家を支援するのか。それとも、担い手育成や農業の競争力強化に軸足を置くか、論議があると聞く。本県本町の農業をどのように考えるか伺う。</p> <p>② 人・農地プランの本県本町の進捗状況について伺う。</p>	
		3 三股町事務事業外部 評価について	<p>① 2日間で8つの事業、見直し3、現行どおり2、拡充3であるがどのように考えるか伺う。</p>	

3	堀内 義郎	1 三股小学校の児童数の減少について	<p>① 2地区の谷・中米地区の児童数が年々減少しているが、対策は可能か問う。</p> <p>ア 三股小校区内で谷・中米地区は、児童数が少ないうえ年々減少し続けている。地元からも要望が揚がっているが対策は可能かどうか問う。</p> <p>② 空き家の子育て世帯に利用できるように助成できないか問う。</p> <p>ア 昨年の一般質問で、農振区域の転用・除外は非常に難しく、今後検討するとのことであり具体的な対策がない。児童数減対策として、子育て世帯が空き家の購入や改修・改築時に助成できないか問う。</p>	町 長
		2 三股町の子育ての支援について	<p>① 「三股町地域活動クラブ育成補助事業」の見直しについて問う。</p> <p>ア 平成24年度事務事業の外部評価で、「三股町地域活動クラブ育成補助事業」が見直しとなったが、理由について問う。</p> <p>イ 地域活動クラブは、放課後児童健全事業の児童館活動において、厚生員と一緒にボランティアとして手助けし、子育てにおいて連携し重要である。しかし、見直しや児童館の閉館に伴い存続が危惧されるが、今後について問う。</p> <p>② 放課後児童健全育成事業の「放課後児童クラブ」の、今後の取り組みについて問う。</p> <p>ア 今年度開館した三股小児童クラブ室の今後の在り方と、山王原児童館の閉館に伴うクラブの存続について問う。</p> <p>イ 少子化に伴い、児童館の閉館や地域活動クラブの縮減が考えられるが、今後、これらに代わる事業の取り組みはあるか問う。</p> <p>ウ 平成27年度から子育て新制度が始まると聞くが、三股町としてのビジョンについて問う。</p>	
		3 植木公園について	<p>① 植木公園に駐車場の整備ができないか問う。</p> <p>ア 植木公園は、スポーツやレクリエーションの場として利用が多いが専用の駐車場がない。整備できないか問う。</p>	

3	堀内 義郎	4 櫛田地区、長友ストア一前の交差点の通行について	① 長友ストア一前の交差点は広域農道側から車が右折する際と、児童が登校時に横断歩道を横切る際に大変危険を伴う。改善できないか問う。 ア 広域農道は道幅も狭い上カーブで見通しも悪く、大型車の通行量も多いので、車が役場方面に右折する際、大変危険を伴う。又、児童が登校する時間帯に通行量が増えるため、横断歩道を渡る際にも大変危険である。安全確保できるよう改善できないか問う。	町 長
4	上西 祐子	1 明るい町づくり施策について	① 暗い道路、危険箇所がまだあるが、それらの点検と改善策について。	町 長
		2 学校、教職員への指導支援体制について	① いじめ問題、特別な支援を必要とする児童が増えている。先生の悩み、親への相談など指導・助言など支援体制の状況はどうなっているのか。	教育長
		3 視覚障がい者に地デジ対応ラジオの給付に関する事	① 本町の視覚障がい者への周知はされているのか。 ② いつから給付されるのか。	町 長
5	福永 廣文	1 「日本一の肉牛」を活用する町の取り組みについて	① 第10回和牛能力共進会長崎大会において、9区肉用牛部門で親子連続首席に輝いた福永昇さん、透さんの偉業は今後おそらく破れないものと思う。この「日本一の肉牛」の栄誉の称号を町として利活用し、町のさらなる活性化並びにPRに役立てるべきと思う。町として何か具体的な取り組みの考えはないか。	町 長
6	大久保義直 (全部取り下げ)	1 一般会計の予算編成について	① 平成25年度の地方交付税及び町税の税収見込みについて伺う。	町 長
		2 町税徴収対策について	① 町の各税徴収対策と滞納整理の取組みについて伺う。	
		3 保育料納入方法について	① 町内各保育所保育料納入方法と滞納者の取組みについて伺う。	

7	指宿 秋廣	1 「くいまーる」の運行時刻について	① 最終時刻を中学校の部活に合わせることはできないか。	町 長 学校給食会 会 長 教育長
		2 地産地消について	① 本町の1次産業の総収入額はいくらか。三股町の1次産業収入順はどうなっているか。いまB級グルメが大変な話題を呼んでいるが、本町でも地場産品を多く含んだB級グルメの開発をするべきではないか。 ② 学校給食の町内産の提供の現状はどうなっているか。今後予定で増やす考えはあるか。 ③ 学校給食のアレルギー対策に対して、その後の対策と取組への考え方を問う。	
		3 道路案内板の増設について	① 高速道路都城インターから、三股町役場までは案内しづらいので、道路案内板を設けることで役場までスムーズに来られるようにできないか。	
8	池田 克子	1 エコ対策と経費削減に関すること	① 省エネ対策について問う。 ア 色々な電力事情が逼迫しているが、公共施設や街路灯への省エネ対策は、どのようにとっているか。 イ エコにつながり、電力消費量も抑えられコストダウンされるLED照明へ切り替える計画はないか。 ウ LED照明へのリース方式が各地で導入されている。リース方式によれば、初期費用の削減になる。模索してはどうか。	町 長
		2 町の活性化に関すること	① 町活性化のためのPR作戦について。 ア 町広報・インターネット・各種イベント等以外にPRに向けた事業を実施しているか。 イ 商工会・農協とのタイアップで、町外へ向けたPRを計画できないか。	

9	重久 邦仁	1 選挙執行における委託職員経費と改善について	<p>① 選管では、町民アンケートの結果はインターネットで公表されたが委員会での検討結果を伺う。</p> <p>② 投票所立会人の日額支給について。地区役員が1万円で事務委託職員が2万7千円である。同一労働、労務に何故格差があるのか根拠を問う。</p> <p>③ 経費削減に民間委託や公募を事前にすべきと思うが検討されないのか。</p> <p>④ 投票率アップの対策は、委員会の考えを問う。</p>	選挙管理委員会委員長
---	-------	-------------------------	---	------------

三股町告示第49号

平成24年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成24年12月10日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成24年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成24年12月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第93号までの13議案、諮問1件、報告2件、請願1件及び陳情1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第93号までの13議案、諮問1件、報告2件、請願1件及び陳情1件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	岩崎健一郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから、平成24年第5回三股町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、指宿君、9番、重久君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

議長から諮問を受けまして、去る12月5日午前10時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。

今期定例会に提案されました議案は、補正、条例の一部を改正する条例ほか合計13議案であります。このほか、諮問1件、報告2件、請願1件及び陳情1件があります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案された議案のうち諮問1件につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の12月12日に全体審議で措置することに決定しました。

また、追加議案として、最終日に選挙管理委員会委員及び同補充委員の選挙を予定しております。その選挙方法等についても協議いたしました。その結果の詳細については、定例の全員協議会の場で事前にお示しすることといたします。

以上、議長に報告し、了解を得たことを報告して、当委員会の報告といたします。終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり本日から12月21日までの12日間とすることとし、諮問1件については、委員会付託を省略し、第3日目の12月12日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月21日までの12日間とすることに決しました。

また、諮問1件については、委員会付託を省略し、第3日目の12月12日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第81号から議案第93号までの13議案、諮問1件、報告2件、請願1件及び陳情1件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第81号から議案第93号まで13議案、諮問1件、報告2件、請願1件及び陳情1件を一括して上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成24年5回三股町議会定例会に上程しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第81号「専決処分に付した（平成24年度三股町一般会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求める件」についてご説明申し上げます。

去る11月16日に衆議院が解散し、12月4日に公示され、12月16日投開票で衆議院議員選挙が執行されます。

本案は、当該選挙の執行に係る所要の予算を、去る11月22日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額88億6,468万5,000円に歳入歳出それぞれ965万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,434万1,000円としたものであります。

歳入においては、衆議院議員選挙費委託金を追加補正し、歳出においては、人件費、通信運搬費、ポスター掲示委託料、投票・開票事務用機器の購入ほか、選挙の執行に必要な需要額を見込んで補正したものであります。

次に、議案第82号「三股町防災会議条例及び三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、本町の関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第83号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本町の関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第84号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、第二次地域主権改革一括法による水道法の一部改正に伴い、関係条例について新たに整備するものであります。

次に、議案第85号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、第二次地域主権改革一括法による下水道法の一部改正に伴い、三股町公共下水道条例及び関係条例である三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第86号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額88億7,434万1,000円に歳入歳出それぞれ4,050万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,484万9,000円とするものです。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金については、国民健康保険基盤安定負担金を減額し、常設保育所運営費負担金及び

児童手当負担金をそれぞれ増額補正するものであります。

県支出金は、民生費県負担金において後期高齢者医療保険基盤安定負担金を減額し、常設保育所運営費負担金及び児童手当負担金をそれぞれ増額補正し、農林水産業費県補助金において、交付決定により県単かんがい排水事業補助金を増額し、事業の確定により林業費補助金を減額補正するものであります。

町債は、塚原第2団地建てかえ事業の執行残を見込んで土木債を減額し、防災行政無線同報系デジタル整備事業を追加し、消防債を増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費においては、公有財産管理システム、庁舎清掃委託料などの執行残を減額補正するものであります。

民生費では、国保会計、介護保険会計への繰出金は増額補正し、後期高齢者医療特別会計への繰出金は減額補正し、後期高齢者広域連合療養給付費負担金の過年度分、保育所運営費負担金、ひとり親家庭医療費、児童手当費をそれぞれ増額補正するものであります。

農林水産業費は、県単かんがい排水事業（米満地区）を増額補正し、森林整備地域活動支援交付金等の執行残を減額補正するものであります。

土木費は、塚原第2団地建設工事及び監理業務委託料の執行残等を減額補正するほか、町営住宅維持管理の修繕料を増額補正するものであります。

教育費は、勝岡小学校北教室及び廊下研磨塗装工事や武道体育館耐震診断委託料の執行残の減額が主なものであります。

第2表の債務負担行為補正は、廃止路線代替バス運行にかかわる契約が、平成24年度から平成25年度まで2カ年にまたがることから、債務負担行為の設定を追加するものであります。

第3表の地方債補正は、防災行政無線同報系デジタル無線整備事業の起債を追加するものであります。

次に、議案第87号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億8,036万1,000円に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,596万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金及び繰入金をそれぞれ増額補正し、療養給付費等交付金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費の療養諸費及び高額療養費をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第88号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億1,724万6,000円から歳入歳出それぞれ220万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,503万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料を増額補正し、繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費を増額補正し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第89号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額19億3,419万3,000円に歳入歳出それぞれ2,794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,213万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ増額補正し、歳出につきましては、保険給付費及び基金積立金を増額補正するものであります。

次に、議案第90号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,232万3,000円に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,237万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金を増額補正し、歳出につきましては、通信運搬費及び備品購入費を増額補正するものであります。

次に、議案第91号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億7,921万6,000円に歳入歳出それぞれ58万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,979万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、公共下水道施設使用料を58万2,000円増額補正するものであり、歳出につきましては、電気料に不足を生じるために需用費の光熱水費を58万2,000円増額補正するものであります。

次に、議案第92号「工事請負契約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、現在、建設中の塚原団地B棟機械設備工事におきまして設計変更が生じたので、

工事請負契約の変更を行うものであります。

次に、議案第93号「宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、宮崎縣市町村総合事務組合において共同処理する事務のうち、小林市が平成25年3月31日をもって交通災害共済事業を廃止することとなったため、同組合規約を一部変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員については、定数に達していないところであり、種々人選の結果、山之内絹代氏を最適者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、13議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出しております。

報告第8号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」補足説明をいたします。

本町の人権擁護委員は、定数が6名というふうになっておりまして、9月定例会におきましてもお二人の方をお願いしたところでございます。

そこで5名の委員となったところでありまして、今回、あとお一人ということで、ここに示されたとおり山之内絹代氏を推薦するために、議会の同意を求めるものでございます。

山之内絹代氏の経歴ということで開けていただいて、年齢が63歳でございます。住所が長田の2898の5ということで梶山でございます。職歴といたしましては、昭和42年に山之口役場のほうに入所されまして、16年4月に町民課の参事、その後18年の11月に今、都市市立の老人ホーム「東岳荘」の園長になられております。その後、このホームのほうが社会福祉事業団のほうに移行いたしまして、宮崎県社会福祉事業団老人ホーム「東岳荘」という名称を変えております。そのあと退職をされたんですけれども、退職後も2年余りですか、県の事業団のほうで活躍されまして、23年の3月に退職という形をとっておられます。

その他ということで、昭和61年に町のPTA協議会の副会長、そして、現在は三股町食生活改善推進員ということで活動していただいているところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

次に、請願第3号の趣旨説明を求めます。池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 請願の理由を読み上げさせていただきます。

請願要旨、地区住民が教育の現状や課題について考え、その重要性を再認識し、21世紀を担う健全な青少年の育成を目指して行動するきっかけをつくるべく「教育の日」を制定していただきたく請願しますということで、請願の理由をかいつまんで説明いたします。

「教育の日」とは、広く国民の間に教育尊重の機運を高め、国民挙げて教育の振興をする日を言います。

中央教育審議会が、21世紀を展望した我が国の教育のあり方について、平成8年に第1次答申を提出しました。

その答申で、「主体的に生きる力を備えた心豊かな日本人」の育成を目指した教育の必要性が求められ、全国的に、「教育の日」を制定していく活動が開始されました。

平成23年度末現在、32都道府県で81市、50町、4村で「教育の日」が制定されて、取り組みがなされております。

本県では、串間市、日向市、宮崎市高岡地区が「教育の日」の制定したにとどまっております。

家庭、学校、地域社会、行政が一体となって、教育に関する理解と関心を高めるさまざまな取り組みを展開することによって、地域住民の方々が子供たちに対する教育について考え、話し合い、行動するきっかけとしていただきたくするために、「文教のまち三股町」に「教育の日」制定を請願するものであります。

請願者代表は、請願書のほうは、都北地区退職校長会の都城市の関谷勝良さんでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時30分休憩

〔全員協議会〕

午前10時50分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時50分散会

平成24年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成24年12月12日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第3号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 諮問第3号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	岩崎健一郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑につきましては、議案第81号から議案第85号までの5議案に対する質疑と、議案第86号から第91号までの6議案に対する質疑と、議案第92号から第93号までの2議案、諮問・請願及び報告に対する質疑の3つに分けて行います。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。くれぐれも一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により、同一の議題については定例会では3回を超えることはできなくなっております。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

それではまず、議案81号から議案第85号までの5議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第81号から議案第85号までの5議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第86号から第91号までの6議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第86号から第91号までの6議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第92号から第93号までの2議案、諮問、請願及び報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 6番、指宿です。報告9号についてお聞きをいたします。

専決処分案件なんですが、草刈りの作業中に石が飛散するというふうになっておりますけれども、要するに、注意してもらわないかんの、それはおいておきまして。事後、これについて見ると、ネットみたいなのをしたりしながら、ほかのところでやっているようですが、以後、今後についてはそういう人手をかけてやるということは、要するに、再発防止という観点からどうされているのかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 都市整備課のほうの事案ですので、私のほうで答えさせていただきたいと思います。

この事案については、現在、町の委託職員において作業中に、ビーバーで草刈りしてたときに石が飛んでということでしたので、その後は、もうなるべくビーバーは使わないようにして、鎌とかくわ等で取れるやつは取るようにして、歩道の縁石のところだったもんですから、そういうの十分注意しながらやるように今指導して、その後はもう今のところ以上ないということで行っております。委託職員がやった事案ですので、それを含めて十分注意しながらやっています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これから先は、一般質問じゃないのでお願いですが、ビーバーですというのも、それは、せないかんとこはいっぱいあると思いますので、よその県道とか見ると、網戸みたいな持ってこうやってますよね。そういう形を1つずつかけてやれば、より迅速になるんじゃないのかと思いますので、その車は新車やったのかどうかわかりませんが、あんまり気持ちいいもんでないので、再発防止について考えていただきたいと。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第92号から第93号までの2議案、諮問、請願及び報告に対する質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしく願います。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査事項を協議の上、きょう中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3 諮問第3号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、諮問第3号の質疑・討論・採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第3号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と可決されました。

本日の議事日程は以上ですが、引き続き、まちづくり基本条例審査特別委員会が開催されます。したがって、各常任委員会におかれましては、特別委員会終了後に審査日程を各課長と協議の上、事務局に提出ください。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時07分散会

平成24年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成24年12月19日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成24年12月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	岩崎健一郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 鍋倉 祐三君 教育課長 …………… 重信 和人君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。本日の会議を開く前に一言申し上げます。一般質問の通告について一部取り下げ、全部取り下げの申し出がありましたので報告いたします。

まず、発言順位2番、内村君より質問事項の1の④に係る取り下げの申し出がありました。また、大久保議員より、発言順位6番の質問事項の全部を取り下げ申し出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、1、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項を遵守して発言してください。お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

なお、あすの2日目は、全員協議会で案内のとおり発言の順位の変更をいたします。午前の1番は、発言順位9番を行ってから残りを順番に行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問を進めていきます。

長田地区過疎対策について、町営住宅の展望がどのようなものか町長にお尋ねします。続きは質問席にて行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。では、通告に従いまして回答をさせていただきます。長田地区過疎対策について、町営住宅の展望についてのご質問でございます。

長田地区における町営住宅の展望ということですが、住宅につきましては、長田地区過疎対策の一環といたしまして、社会資本整備総合交付金事業で平成25年度建設に向けて準備を進めて

いるところであります。事業規模など、予算との絡みのある部分につきましては、現在のところ未定でございます。場所につきましては、仮屋の旧町営住宅跡地を候補地として検討いたしているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 大変うれしい回答で、今、小躍りしたいぐらいの気持ちでございます。本当にありがとうございます。何度も私もこの問題、質問しておりまして、執行部側も深く考えていただいていると思います。

先日、長田地区の連絡協議会で都城市の高崎町、笛水自治公民館を訪ねました。平成21年度に総務大臣表彰を受けて、過疎地域集落機能充実事業を進めております。わらぶきの販売所が非常に有名になっているということで視察をしました。

長田地区の地域連絡協議会は、地区役員、大変勇気もらったところであります。そのときに役員のほうから、いつになれば長田に住宅ができるのかというふうなお尋ねがありまして、その関係で、今回質問させていただきました。

やっぱり、地区住民の感情といたしましては、いつになったらできるんだろうというふうなことで、すごく気をもんでいて、宮村、梶山が先にできて、後回しにされたという地域住民の話ありましたので、質問させていただきました。

25年というふうなことで大変うれしく、はっきり明快な答えで非常にうれしく思っております。ありがとうございました。

続きまして、長田峡広場の有効活用についてでございます。物産館、首塚移転、埋め立てについて質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 長田峡広場の有効活用というご質問でございますが、それにつきまして回答させていただきます。

長田地区過疎対策協議会につきましては、平成22年度に長田地区の過疎を食いとめ、地域の発展及び長田小学校の存続を図ることとして発足されまして、さらに平成23年度には――昨年ですが、県のいきいき集落の認定も受けまして、これまで地域一丸となってさまざまな取り組みをなされているところでございます。

そういった中、先月、第1回目の農産物販売が実施されました。私もお伺いしたところでございますけれども、多くの人でにぎわっており、私自身も大変おいしく、新鮮な野菜や、長田の加工品も品切れになるくらい売れて、大成功だったのではないかというふうに感じております。これも、開催までに公民館長を中心とした関係者の皆様のご努力や投資、地元の住民の皆さんが、一

丸となって取り組まれた結果だというふうに思います。

行政といたしましては、この開催までには後方支援という形で協力をさせていただきましたが、やはり行政主体ではなく、地元主体で行うまちづくりのすばらしさ、アイデアとパワーを感じたところでございます。

先ほど、笛水地区のお話もございましたけれども、私は、やはり地域が主体となって頑張るとという姿を提示なされたということでございますが、このようなスタンスが今回見えたんじゃないかというふうに思います。

つきましては、今後この農産物販売が町内はもちろんのこと、町外からのお客さんもふえまして、定着してくれば広場の有効活用等についても協議会の皆様と、いや、各方面の意見をいただきながら検討させていただきたいというふうに思います。ですから、物産館のお話、首塚移転、埋め立て、これは今後の課題というふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ということは、期待をしていいというふうに受け取りました。

地域政策課長にお尋ねをいたします。長田の物産展が始まったいきさつは、販売所というか物産館というか、そのような箱物の話をしたときに、とりあえず実績づくりをしてくださいというふうなこと、今後を判断する材料にいたしますというふうなことでありました。

地区住民は、物産館を建設するのを夢見て、長田地区まとまっているわけでございます。具体的に、実績というのはどのようなことを指しているのか、例えば、売り上げなのか交流人口なのか、どういう盛り上がりのことを具体的な実績というふうに見ているのかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） ただいまの物産館のお話につきましては、当然、長田地区過疎対策協議会の会長さん中心とした皆さんがこの話を続けているところでございますが、今、言われました実績というのは、当然、物産館の運営となりますと、その建物の規模もありますが、やはり一番大事なのは、その運営にかかわる人たち、運営体制、それが一番大事だと思います。ということで、一番大事なのは、そこにくるその地域のまとまり、それと運営の方法です。どういう形でやるか、毎日やるのか、週2回でやるとか、開催する施設はどうするのか、その辺を1つずつ詰めていくというのが条件だというお話は、お互いにやっているというところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 現段階では、月に1回進めていこうというふうなことでありますけれども、心配としては、いつまで続ければそういうふうなところまで到達するんだろう、今はまだ始まったばかりですから、そういったことも言えるわけないんですけども、ぜひ、まとまっ

て一生懸命やっている姿というの、しっかり見ていただきまして、物産館建設というようなことも、つないでいきたいという思いを酌んでいただきたいというふうに思います。

この辺につきまして、最後に町長に聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 物産展、そしてまた地域活性化の一つとしての手段ですけれども、これにつきましては十分行政としても見させていただきたいと。

そしてまた、地域を盛り上げる手法としまして、またそういう物産だけではなくて、日常性を含めたところでの利便性を高める施設としてはどうなのか、そのあたりを含めて、いろんな角度から検討させていただきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 過疎高齢化というふうなことを、しっかり考えてくださってるという、ありがたく思います。

それでは続きまして、三股町の情報発信について、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の情報発信について①と②ございますが、一括して回答——1つ、では、①でございます。

町外への情報発信をどのように考えているか、わかりやすいキャッチコピーが必要じゃないか。ミマタレンジャーの有効活用というご質問でございます。答弁させていただきます。

近年、ご当地グルメやビアグラス、ゆるキャラ、また、マラソン大会の誘致や特産品を使った紹介、外に向けた情報発信は、全国のどの自治体とも力を入れているところでございます。都会にない、田舎のすばらしさを情報発信することは、自分の町のよさを再発見するとともに、まちづくりにも非常に大事なことであるというふうに思っております。

しかしながら、そのさまざまな発信手法を見ますと、自治体主導というよりも地域の住民や団体、民間の方々が主体となり、取り組まれている場合が多く、民間のアイデアと企画を行政がバックアップするということが成功の秘訣ではないかというように考えています。

三股町のキャッチコピーでございますが「花と緑と水のまち」を掲げております。これまでも、町の全体のイメージとして発信しておりまして、また、これからのまちづくりの方向性がその言葉に込められていることから、いいキャッチコピーではないかと、私、思っております。

また、産業とか観光面からは「んをつく町」。また、スポーツ生涯学習面から「アスリートタウンの町」「文教の町」というフレーズ等もございまして、ですから各場面、シチュエーションに応じて、使い分けてもよいのではないかとこのように考えております。

そしてまた、新しいキャッチコピーの必要性があれば検討したい。また、ご提案等があれば、

皆さんとともに、そういう協議の場を設けて検討はしたいと思います。

次に、ミマタレンジャーにつきましてやりますけれども、平成17年の12月に商工会青年部が県内初の試みとしてローカルヒーローを生み出し、これまでテレビ出演を含め、町内外で活躍されております。

これも、町主体ではここまで活躍できなかったのではないかというふうに思いますし、これからの有効活用につきましてキャッチコピーを含め、商工会や観光協会を中心に、広く町民にそのアイデアを募りまして、それを行政がバックアップするということが大事ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 三股町のキャッチコピー「花と緑と水のまち」大変すばらしいキャッチコピーであります。これを続けていくっていうことも、これまた十分大事なことですけれども、やっぱりこう、企画、調整の中でこんなまちづくりをするんだ、三股町はこんな町なんだというようなことを広くわかりやすく、ほかと違うということを明確に示さないといけない。

やっぱり、何か新しいキャッチコピーというのをつくってもいいんじゃないかなというふうに思います。その辺も町長はどのようにお考えなのか、よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地方自治情報センターで、いろんなキャッチコピー、全国のキャッチコピーを見たりといたしておりますけれども、宮崎県のもいろいろと見させていただきました。

それぞれ、特性といいますか、特徴がございまして、それぞれの町をどう表現するかということ、そしてまた発信するかということでございますが、本町の場合、この「花と緑と水のまち」というところをもう長年、このキャッチコピーで発信いたしております。

なぜかといいますと、鱈塚山系、この緑、花というとやはり上米公園の桜、そしてまたつつじ、そしてシャクナゲ、長田峡の紅葉。そして、水というと湧き水が出て河川を潤す。そういうものを含めて、三股町は自然との調和を保ちながら、豊かな人材を育てていく。そういうふうな方向性を示しているんじゃないのかなということで、これを十分肉づけしていく。あるいはまた、膨らましていく。これが大事ではなかろうかというようなことで、これを中心にしながら、そして先ほども言いましたように、それ以外に、もっと適正なキャッチコピーがあれば、そういうものを、先ほども言いました商工会、観光協会、いろんな場面でまたもんでいくことも大事なかなというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、ちょっとここでほかの町で、情報発信、観光物産展、

観光PR展でいろいろ出られておりまして、PRをなされていると。この三股町は、そういった予算というのは余り配分されていない傾向にあります。ノベルティグッズとパンフレットなどが不足しているのではないかなど。そういった予算も少ないというふうに思いますけれども、そのあたりは町長どのように……。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私の立場からすると、予算査定っていう立場で最終決定させていただいておりますけれども、やはりそういう情報発信していく、PRしていくそういう形も重要であろうというふうに思います。そういう意味合いから、やはりそれぞれの団体等、例えば観光協会もそうですが、商工会もそう、ほかの民間なんかもそうですけれども、こういうふうな戦略でこういくんだと。具体的なものを、もう少し示して、そして積み上げていただいて提案していただければ、それなりにそれぞれの機関がございますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） わかりました。現在、ミマタレンジャーの話ですけれども、商工会青年部が行っております。町民のほとんどが知っておりますし、イベントに出てくれば子供たちにも大人気で、先ほどおっしゃられましたように、マスコミにもだいぶ取り上げられていました。三股町PRのために、本当に大きな一役を担っているなというふうに思っています。

平成17年12月に、商工会青年部が「子供たちに夢を、三股町に元気を」という合い言葉で、クリスマスイベントで登場いたしました。背景には、当時合併問題、それから自己資金の捻出ということがありまして、沖縄県の与那原町に行って、ヨナバルファイターズリーというのを研究しまして、何度も話し合いを進めて、ようやく誕生したのがミマタレンジャーであります。

立ち上げてから、全て商工会青年部が手づくりで仕上げている、ショーの練習も商工会青年部全員で、もちろんボランティアで行っております。ちなみに、まだこれは知らない人のためにですけれども、基本、赤・黒・緑の3人組で、馬頭観音から生まれたジャンカレッド、それから、おじいちゃん、おばあちゃんが大切に育てたベブを愛するベブブラック、それから、特産品バイオ茶が原点のバイオグリーン。この3人が定番で、たまに、三股町の町花が原点のサツキピンクというのが出てくるわけです。町民のほとんどがこれ知っております、皆さんもご存じのとおり、イベントで大活躍。

が、しかし一方で、仕事を抱えながらボランティアでやっている。これ、青年部というのは年齢もありますので、青年部卒業ということもあります。当初の熱意というのも、ここに来てやっぱり冷めつつありまして、いつまでもは続けられないという段階に来ております。

そこで、町長に質問であります。「子供たちに夢を、三股町に元気を」ということで活躍しているミマタレンジャー、一言で、必要だと思いますか。必要じゃないと思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 早馬まつり、三股のふるさとまつり、クリスマスのイベント、大変大活躍をいただいております。また、三股町を発信するという大きな役割も担っていただいております。必要だというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 彼らに話を聞きましたら、資金援助ではなく、人的援助をいただきたい。ミマタレンジャーで広く三股町をPRしたい。というのが、彼らの願いであります。行く行くは、小さいころにミマタレンジャーを見たので、今回僕もミマタレンジャーになると。そういうふうになればいいなあというふうなことも、彼らは話しております。

ぜひ、人的援助をいただきまして、広くいろいろな活用をしていただきたい。そのように思う。それが、今の現状です。よろしくをお願いします。

この問題は、後の問題につながっていきませんが、地域愛、郷土愛そのものであります。

最後に、現在頑張っている商工会青年部ミマタレンジャーに希望の持てるエールを町長にお伺いしておこうと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまご提案の人的援助でございますけれども、人的援助といっても、どんな形がいいのか、ちょっと回答に困るわけなんですけれども、以前に役場職員も一応ピンクレンジャー——何て言ったっけ（発言する者あり）女性のほう人員募集がございまして、町の職員も手挙げたんですよ。ちょっと落選しましたけれども。（笑声）いろんな形で町民を募集したりしながら、この必要性はあるのかなという形での人的援助といえますか、応援の仕方あるのかなと思いますので、またこの辺は詰めさせていただきまして、応援はさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） よろしくをお願いします。次に進みます。

フェイスブックの活用のことについてですけども、これに関しては、使っていない人にはなかなかわかりづらいかというふうに思いますが、ほかの自治体の状況を見ると、かなり進んでいるところもあるようで、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） フェイスブックの活用はどのように考えているかというご質問でございますが、このことにつきましては、担当課長のほうに回答をさせますけれども、フェイスブックにつきましては、最近、各地の自治体でも情報発信に活用する動きが活発化しているところでございます。

また、このフェイスブックなどソーシャルネットワーキングサービスのユーザーが、若者を中心に爆発的に増加しており、町としましても、公民館加入率の低い若者への情報伝達の手段として、大変、有効であるのではないかと感じております。

ホームページでは、訪ねて情報をとりにいく必要があり、閲覧した人にしか情報が伝わりませんが、フェイスブックはリアルタイムに情報が飛び込んできて、評価すれば、簡単に友達にたくさんできるシステムでございます。また、情報が双方向でやりとりできるため、直接反応が返ってきます。

このようなことから、現在、フェイスブックの開設について検討を行うよう、指示しておるところです。

これまでの経緯、検討状況につきまして、検討会の責任者である丸山課長に答弁させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、フェイスブックの導入に当たって、検討された内容を説明させていただきます。

検討会につきましては、役場職員7名ということで検討会を持っております。全員、個人的にフェイスブックをやっている人間でございます。

導入に当たって、検討いたしました項目等につきましては、その目的、効果、課題、そして現時点の状況等でございます。導入につきましては、先ほど町長述べましたように、リアルタイムに情報が発信できるという効果、これを最大限に生かすことでありまして、三股町を全国にアピールする一助になると考えております。

効果につきましては、三股町の認知度を高めることで、将来的には特産品等も物産にもつなげることも可能だと思っております。

また、役場職員の情報リテラシーを高める効果もあるというふうに考えております。

課題でございますけれど、行政機関のフェイスブックはかたいイメージがあります。フェイスブックの用語で「いいね！」という言葉がありますけど「いいね！」と気軽に賛同・共感してもらえるような、魅力的な仕掛けが必要だとは考えております。

また、ホームページとフェイスブックの情報のすみ分けをすることも必要だというふうに考えております。

特に、アカウントの取得につきましては、職員全体なのか、それともまた一部なのか。このあたりは、検討の中でも分かれるところございまして、なお、継続して検討している部分がございます。

現時点では、ニュースフィードのアップ方法を確認しながら、そしてまたモデルとなるホームの構築の着手に入ったところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） おそらくフェイスブックやっていない人は、何を言っているのかわからない話だというふうに思いますが、佐賀県の武雄市、全国の有名なところで、トップを走っております。宮崎県の川南、新富町のほか、宮崎県の広報も始めております。

今、携帯電話がスマートフォンになって、フェイスブックの登録が非常にふえておりまして、パソコンだけでなく、スマートフォンに入ってくるものですから、リアルタイムに情報が入ってくるというふうに特異性が——何がこれ、いいかと言いますと、情報の伝達のスピードが、それから若い人へのアプローチ、先ほど町長おっしゃいましたけれども、若い人へのアプローチなんです。

もちろん、行政のホームページ、ホームになると、何でもかんでもはいけないというわけで、規制などそれらのことも恐らく今後決められていくというふうに、ワーキンググループの7人をと——いうふうにお聞きしましたが、その中で決めてこられるというふうに思いますが、ぜひ、参考にさせていただきたいことは、岡山県では、ソーシャルメディア運用ガイドラインを策定しまして、フェイスブックやツイッターの規定を行っております。

具体的には、所属単位でアカウントを取得。それから、ウェブコンテンツ作成指針に基づき行うこと。また、公式アカウントは炎上した場合——炎上というのは、何らかの原因で、不祥事などで爆発的にコメントが、書き込みがあるということが炎上と言いますが、その場合は、職員判断の公言または反論を行わずに、所属課として対応するなど、細かく規定がございます。

時代に合わせた行政側の取り組みが、今ほかの自治体ではもう進んでおりますので、ぜひ参考にして進めていただきたいというふうに思います。

副町長もフェイスブックユーザーであります。そのあたりのことを一言よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） まあ、私も個人的にフェイスブックユーザーとして三股町の情報を発信したりしてるわけですけども、やはり、行政としても、そういう情報化の時代に対応した、行政の手法をとっていかなければいけないということで考えておりますので、私自身も今、検討会でどういう内容になっているか非常に興味を持って昨日からフォローしているところでございます。ぜひ、行政としても正しい活用をしていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 非常に、三股をたくさんアピールしていただいて、私もよく見ているところでございます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。

町内各地区の活性化について、町長にお尋ねします。町内各地区の情報をどのように収集しているのかをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町内各地区の情報をどのように収集しているかというご質問でございます。

町内の各地区の情報収集は、全般的に言いまして、公民館館長会議や行政事務連絡会議で、また役場でも各課のほうで自治公民館やそれぞれ所管する団体、個人等から情報を得ているというところがございますが、取りまとめとしましては、地域政策課のほうで行っておりますので、担当課長のほうで具体的に回答します。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、各地区の情報収集についてお答えしたいと思います。

これまでは、本町におきましては地区要望制度というものを行っておりました。これは、地区住民の意見・要望等、特に、インフラ整備を中心に自治公民館長さんが取りまとめ、町へ要望として提出し、各課で対応してました。

しかし、100%の達成というのは難しく、毎年新規と前年から積み残しがあることから、公民館連絡協議会のほうから、地区要望の廃止の声が上がって、平成16年度で廃止したところであります。

先ほど言いましたように、現在は地区及び住民の要望に当たりましては、直接、各担当課へ申し出てもらったり、地区座談会等で意見を聞いたりということで受理等してるところであります。

この要望は、今それこそ形で聞いてるんですが、事業実施については当然、予算の面から制約があることから、緊急性、優先性、必要性の高いものから優先的にということになっていくところであります。

また、毎年、新たな要望が出てくるのは当然と言えますし、今、現在でこの要望を受け付ける手段でいいのかということも座談会等でも意見がありますので、今この要望については、新たな方法が必要かどうかということを含めまして、また今後、自治公民館長さんと皆様を含めて一緒にいろいろ検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 地区座談会なんかを中心に行っているのかなと今思っておりますが、地区座談会等に出席をして、私のような気の小さい人間が行って、身近なことをなかなか言えないですね。言えないと思います、あの雰囲気の中で。やっぱり声の大きい人、発言力のある人が

言ってしまうと、なかなか言えない雰囲気もございます。

そう考えて、私は今回、各地区の活性化策はないのか、行政と地区のつながり、システムによって、ほかの自治体はどうなっているのかということ、何かすばらしい取り組みというのはないのかということ調べてみました。

小規模自治体研究の論文、またコミュニティ関係の論文などたくさん出ておりました。それをホームページ等で調べましたら、大震災で大変な思いをした飯館村のシステム、これは、すぐにも三股町に使えるのではないかなと思ったところで、ただ、皆さんご存じのとおり、飯館村は大震災があって、大変な被害が出たところでもあります。この論文が古いのかどうかもわからなかったものですから、素朴な疑問を持って、直接、飯館村に電話しました。そしたら、飯館村の村役場の代表電話に電話しましたら、避難の関係で行政機能は飯野出張所のほうに全て移転して、移っておりました。そこで、飯野出張所のほうに改めて電話をして、コミュニティ担当である総務企画の方にお話を聞きました。

震災前からずっと続いている制度で、もう25年以上続いている制度だそうです。これは、地区に若い職員から2名ずつ配置をする。そういうふうな仕組みだそうです。当初は、行政区との連絡調整よりも職員の自己研さんが目的で、現在でもそれは変わっていない。若い職員中心で各2名を担当として、地区の要望、行政担当にお願いをつなぐというふうなことで、このメリットとして、担当職員として会合に参加し、地域の現状、課題、住民の声、考えやニーズというのを知ることができる。住民意識を肌で感じることができる。行政と地区の信頼関係の構築も図れるということ。

それから、これは論文の内容なんですけれども、地区担当職員の40人のアンケートを行ったところ、職員の肯定的意見が約半数、区長の側が85%の方が肯定をしており、このシステム機能においては、職員の場合よりも地域のほうの評価が高かったというふうなデータが出ております。

また、職員の資質向上につながるということで、場合によっては、自分の担当以外のことも勉強しないとイケない。行政の課題、政策を勉強するというようなことで、人材育成につながるというふうなことでありました。

担当者から、電話でいろんな話を聞きましたが、担当者の話としてですね、宮崎のほうではどういうふうになっているかわかりませんが、まだまだ大震災は終わってないんですというふうなことでありました。そういうふうなことを申されておりました。

この件について、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 職員をですね、各地域に配置して、そこから地域の情報を含めてそして

また、役場との連絡役を務める仕事をするというシステムですけれど、これにつきましてもですね、都城のほうでもそういう——これはあの、職員に職務命令ではなくて——職員の中から、手を挙げた方々にお願いするというシステムであったかと思いますが、そういうふうな取り組みもされているように見られます。

まあ、やり方として、いろいろなやり方があると。その自治体の規模に応じたやり方もあるし、いろいろと検討されて、課題もあるんじゃないだろうかというふうに考えますので、一概に、今やりますと言ってしまう。これにつきましては、ぜひ公民館含めて、どういうやり方が一番要望、地域の声が聞けるか、今現在、我々が逐一出て行って、伺って座談会、要するに、行政を地域の中にもっと慣れ親しんでいただいて、意見交換ができる環境づくりというのを、今取り組んでいますので、そのあたりも含めて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、細やかな情報がとれるようなシステムを構築していただきまして、三股町に住んで良かった、住んでいて本当にいいというふうに思えるそういうふうなシステムを組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、三股町の教育についてでございます。

文教のまちの取り組みとして、現在どのように進めているかということですが、以前です、この場で——以前というのは、昨年12月議会で同じ質問をしております。その時、当時の田中教育長から三島通庸公のくだりからですね、町内の全学校で挨拶運動、校門での一礼、授業前の黙想、座礼、無言清掃、郷土に関する学校放送、そして、三股町児童生徒憲章があるということ、また「みまたの日」などの話を聞いております。そのことは1年前に聞いてわかっておりますので、それを踏まえて教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

教育長の考える、文教のまちとはどのようなものでしょうか。よろしく申し上げます。

○町長（木佐貫辰生君） 教育長お願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

〔教育長 岩崎健一郎君 登壇〕

○教育長（岩崎健一郎君） 文教のまちの取り組みとして、現在どのように進めているかということですが、明治2年、三島通庸が地頭となり、三股郷建設の大事業を興し、教育をもって開拓の大もととするということを捉えました。

山王原を当時の中心地と定め、直ちに学校を設けて教師を鹿児島から招き、子弟たちの教育を託しました。三股近代教育の礎はここに始まり、次代に受け継がれ文教のまち三股が築かれて行きました。

かつて、龍雲館や正道館においては心身鍛練の場として「礼義を正しくせよ、時間を重んぜよ、

質素を旨とせよ、活気を重んぜよ」など、品性や活気を重視し文武両道の教育が行われてきたところでございます。その、教育理念は学校に受け継がれ、文教みまたの伝統教育を目指す児童生徒像として、三股町児童生徒憲章が作成されました。

これにつきましては、先ほど池邊議員のほうからあった所です。ただし、この児童憲章につきまして1つ具体的に、もう1回言わせていただきたいと思いますが「出会った人には気持の良い挨拶をします。1つ、登校・下校のときは校門できちんと礼をします。1つ、授業の始まりには黙想・座礼をします。1つ、無言清掃で学校をきれいにします。1つ、郷土「みまた」に関する学習をします。1つ、「みまたの日」には、これらのことを振り返ります。」

この憲章につきましては、22年11月24日の「文教みまた」子どもサミットのまとめとして、児童生徒を中心に作られたもので、この文教のまち三股の歴史と伝統を活かした教育により、心身ともに調和の取れた人間の育成を目指しています。

ということでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 同じことを2度聞くとはまた思いませんですね。

質問しているのはですね、教育長の考える「文教のまち三股」のことを聞いております。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 9月議会の時にも、申し上げたかと思いますが、いわゆる、アスリート三股ということをして強行してその成果が着々と積み重ねられているということについては、もうご承知のとおりだったと思います。その、元気さをもって、いわゆる学力の向上ということを目指そうという取り組みを、現在、各学校の校長・教頭をとおしてやっているところでございます。

これにつきましては、ただ単に学力を向上させようということではなくて、学力を向上させる具体的な取り組み。例えば、家庭学習を充実させるとか、あるいは、一日の生活を計画的に進めるとか。あるいは、1年生から6年生まで各学年で、どのような時間数の取り組みをやっているかというようなこと。それから、ただ勉強だけではなくて、どのような協力を、お父さんお母さんにしてるか。朝早く起きて挨拶をしてるか、朝ご飯を食べてるか、清掃をしてるか。そのようなことを総合的に、具体的に組み合わせて行こうということで、今現在、推進させていただいているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 「文教のまち」の捉え方、いろいろあるというふうに思います。

これ、去年の12月ですね、発言をここでしておるんですが「文教のまち」って言った時にです

ね、いろんな考え方があってですね。

一体、町民というのはどの程度までわかっているのか、で、どの捉え方をしているのか聞いて回ったんです。これは、12月の発言と同じなんですけど、30名の方に「文教のまち」について聞きました。

学力が高い・文武両道など、学力に関するものが19名。次に、芸術・文化に関するものが4名。図書館・文化ホールなど施設のことが2名。その他が、PTAがしっかりしている・習い事をしている人が多いなどありました。また、意見としてですね、文教のまちを知らないという人もですね、2名おられました。また、40代以上の方はですね、学校の先生が多く出ているという意見も数名ありましたし、逆に、20代の方はですね、文教のまちを知らないという人もありました。

つまり、町民感覚の文教のまちの認識というのはですね、教育水準が高い、これは教育技術の問題になるかもしれませんが、学力に関することだというふうにはですね、そういう認識であると——文教のまちという言葉だけがおどってですね、三股町は教育水準が高いというふうには外からは思われている、そういう現状があるというふうには思いますけれども、このあたりは町長どのように。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○議員（1番 池邊 美紀君） あ、教育長。ごめんなさい、教育長。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 全くおっしゃるとおりでありまして、文教と言いますと、ご存じのとおり、寺小屋から始まりまして、三股郷ができた時に郷校を最初につくったと。この流れも、全国的な動きであります。

そこでやったことは、何かと言いますと、読み書きそろばんであります。ということは、やはり、学校でやることは学力をつけることだと。そして、体を鍛えることだということがベースになっているという具合に、私は常々考えております。

つまり、やはり文教というと、学力が高く、スポーツでも成果を出せる、そういう人材がたくさんいて、という具合に思います。

中、高の技を持った人材を多く輩出する。そういうような地域がやはり文教のまちと言われるのではないかとこのように思います。そういうところをベースにして、学校で生活を送るわけですけど、ご存じのとおり、いじめがあったり、あるいは不登校があったり、あるいは逃避行をする生徒たちがたくさんいたりするわけです。ですから、もっと中身を充実するということは、ただ単に名称的に学力が高く、アスリートの成果を出すということだけではなくて、日常生活を豊かに過ごせるというその地道な取り組みというものが教育の中にある、それをやって初めて、

文教のまちの充実した取り組みができるんだという具合に考えております。

したがって、このような剛柔教育の教えでありますとか三股の児童生徒憲章の推進でありますとかいろいろなことにつきましては、最もスローガンとして必要なことであって、しかし取り組むべきことは、一つ一つ地道な私たちの日常生活の中でどのような人材が育成されるかということだろうというぐあいに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今までも、ずっと三股町教育委員会は文教のまちとしていろんな取り組みをなされてきたというふうに思います。そのあたりも十分吟味していただきまして今後、進めていただきたいというふうに思います。現状といたしまして今、教育長が申されたように不登校であったり、いじめであったりというふうなことが現場であっているわけです。

それと、もう一つ教育長にお尋ねします。文教のまち三股で社会問題となっているいじめはないほうがいいわけですが、9月以降、学校でのいじめのほうはあったのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 特筆すべきいじめについては報告はありませんが、9月議会にお答えしたときと同じような、例えばからかいでありますとか、あるいはちょこっとした体と体をぶつけるとかいったようなことについては、再三、校長先生あたりから話を伺っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 9月議会で指宿議員がいじめの定義の話がされました。皆さんも記憶に新しいと思いますが、いじめの定義は、文科省によると「一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている者」がこの文科省の定義でございます。9月にその指宿議員も発言されておりますが、学校で起これば、これはいじめ問題、職場で言えばパワハラ、いわゆるパワーハラスメントであります。

いじめ問題を指導、監督、是正しなければならない三股町教育委員会で、パワハラがあったということを私たち議員は聞いています。このパワハラ、厚生労働省の定義は同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える言葉なんです。実情としまして、4人に1人がパワハラを受けているというデータが、厚生労働省から12月12日に出ておまして、新聞やニュース、いろんなところで大きく取り上げられました。具体的には大声を出す、暴言を吐く、物を投げる、物を叩くなど、それにより当事者が精神的苦痛を受けるというふうなことでありますが、それでは担当課長にお尋ねいたします。職場で、先ほど説明した、パワーハラスメントに関するようなこと、大声で怒鳴られたり、または机を叩いたり、無能扱いするような言葉を浴びせられたりという精神的

に追い込まれるようなパワハラが、職場内であったか、なかったか一言でお答えください。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） ありました。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長、もちろんこの問題を把握しておられるというふうに思いますので、厳しく指導しておられるというふうに思いますので、これ以上は申しません。

それでは、教育長にお尋ねします。今後、文教のまちとして、具体的に何をどのように進められていくおつもりでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 先ほども申し上げましたが、ベースにおいて考えていかななくてはいけないのは、やはり従来、継続されてきている文教のまち三股が、どのようにしてつくられたかということでもありますので、この、現在残っております、三股町児童生徒憲章をベースにさらに学力の向上、アスリート三股の向上、それから日常的な生徒指導の充実というようなことを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 文教のまち三股というふうなことで、外から見ても非常にすばらしいキャッチコピーがおどっているわけですので、それに恥じないような教育行政を進めていただきたいと思います。

続きまして、小学校での学力向上対策をどのように進めているかをお尋ねいたします。この問題も、昨年同じ内容で質問をしております。現在、三股町内だけのテストは行っていないわけです。町内の同一学年が受けるテストとしましては、小学生は県下統一テストがありますが、その成績表を見ると、県内の順位等だけでありまして町内の順位は反映されていない。小学校時代に成績の順番がわからず、中学校に入って慌てるというようなことがよく保護者の間から出ておりますので、町内の順位をどこかの段階で出してほしいと思いますが、その件について教育長にお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） まず、小学校での学力向上対策をどのように進めていかということについてでございますが、学力向上対策については平成17年6月、町立小中学校の全教師を対象に平成18年6月に児童、生徒を対象に、学習指導に関する調査をした結果、教師につきましては教材研究、個に応じた指導、練習ドリルですが、授業の進め方、学習規律、家庭学習が特に必要であるという結果がまとまりました。児童、生徒につきましては、児童、生徒が勉強したい、

頑張ろうとやる気が出る授業は、説明がよくわかる授業、観察や実験、見学など、実際に体験する授業、調べ合ったり、教え合ったりする授業、教育機器を使って学習する授業などの意見が出されました。この2つの調査結果から、学力向上のためにはこれらのことを視点においた学習指導の工夫、改善が小中学校の共通する課題であることが明らかになりました。

また、一人一人に丁寧に教えるだけでなく、児童、生徒の発達段階と個性に応じて指導法を工夫することが大切であることから、個人差に応じた指導と個性を生かす指導を行っています。

また、単元や授業の中に計画的に評価を取り入れて、指導をすることが必要であり、その際、児童、生徒のやる気を引き出すような評価と指導のあり方を工夫することを心がけています。

さらに、学力を定着させるためには、復習や練習が必要であることから、児童、生徒の意欲を持続させることに留意しながら、授業だけでなく、授業外の時間や家庭学習と関連を図りながら指導を行っています。基本的な学習態度への意欲については、児童、生徒の意識は大変高いものがありますが、発表、質問、課題解決力などの積極的な学習態度は、学年が上がるとともに意識の低下が見えるようになり、発達段階に応じた指導とともに、学級の恣意的な雰囲気づくりにも気を配っています。

平成24年度においては、教育の情報化としてICPを導入し、子どもたちが少しでも多くコンピュータに慣れ親しめるよう取り組みを強化しております。

また、実物投影機——書画カメラを全小学校に配置し、全教室に配備されたテレビモニターを介して、児童、生徒の興味や関心を高め、集中力を養うことで、わかりやすい、楽しい授業をできるように配慮しております。

三股町内の学力のことを今、お聞きになったわけですが、町内で統一したテストは行っておりません。昨年からの全国学力調査というのが行われまして、平成24年4月17日に行われた結果が出ております。それについて言いますと、24年の4月17日に行われたのは小学校6年生と中学校の3年生でありますけれども、平均点を申しますと、行われたのは小学校6年生で国語A、国語B……

○議員（1番 池邊 美紀君） しつこいです。

○教育長（岩崎健一郎君） いいですか。学校別に平均点を申し上げます。

○議員（1番 池邊 美紀君） いや、いいです。

○教育長（岩崎健一郎君） いいですか。平均点をオーバーしている学校、平均点に及ばなかった学校、いずれもございます。その成果的には随分出てきておりますが、あわせて、学力だけではなくて、生活習慣に関する主な項目ということで小中学校、とられていただいているのもございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 質問と答えが全くかみ合っていないというふうに思いますが、今質問したのは町内での子どもたちの順位を出してほしいということでもあります。その理由は、こういったことでもあります。現在、小学校の通知表というのは到達度数なんです。オール5の子どもたちが沢山います。また、先生によってはテストを受けさせる前に同じものを勉強させて、テストを受けさせるというふうなことがあります。実際の学力がわからない。成績表だけを見ると、非常にいい、安心してたのに、中学校に入ったとたんに関位を突きつけられて慌てる。小学校の段階でおおよそその順位がわかっているれば、手立てがあるというようなことでもあります。これは到達度評価の、絶対評価と相対評価の話でありますけれども、具体的に言いますと、私たち、ここにおられるほとんどの方がそうだと思いますが、私たちのときはクラスの人数で4が何人とか5が何人とかと振り分けられて成績が決まっている。

ところが、今は到達度でその基準に達していれば5がつけられる。先生としても悪いのはつけたくないの、なるべくいいのをつける。そういうふうなことが行われているために、オール5が何人もいたりというようなことが現在、学校現場で起こっている。だから、自分の子どもがどこのランクにいるのかが全くわからずに、中学校に行って慌てるという、そういう現状があるんです。成績表だけ見たら、どの段階でつまづいていたかわからないというふうなことで、県内の統一テストがございまして、それを活用して町内の順番、中学校に上がったならこれぐらいなんだよというふうなことを理解をさせるというようなことが、これは保護者にとってもそうですし、子どもたちの未来を考えたときも、それが必要でないかなということで、私が提案申し上げているということです。

例えば、算数で言うなら、4年生の割り算、分数、5年生の割合とか図形、6年生の速さ、比例、ここでよくつまづくというようなことでもあります。学力がここでしっかりわかれば、どの段階でつまづいたか、また家庭内の勉強であるとか塾に行かせるとか、そういう対処ができるいうふうなことでありますので、ぜひ、文教のまちとして優秀な子どもをたくさん育てていただきたい。もちろん、学力だけが全てではないです。ただ、優秀で職業選択ができるというようなことは保護者の願いでもありますし、この文教のまち、三股の特質にもかかわってくるのだと思いますけれども、この辺は教育長、どのように思いますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） ご存じのように通知表がございまして。これは各学校独自の評価になっています。したがって、各学校A、B、C、D、三股には6校小学校があります。それぞれがそれぞれのテストを行って、評価をいたしますので、そしてその評価は今のところ相対評価になっています。評価については相対評価と絶対評価がありまして、相対評価というのはそのA小

学校の中の1年生の全体を見て、その中から5、4、3、2、1をつけていく。絶対評価というのは、今仰せられるように、基準点に達すれば5、あるいはその基準からもうちょっとずれると4というぐあい、点数で区切っていくというのが絶対評価です。ですから、相対評価が3のものが4になるというようなことになると、非常に大きなハードルをクリアしないといけないというような評価になってしまう。点数を前回は40点だったけれども、今回は60点とったよということになると、すぐ絶対評価ですので変わりますが、60点がほかの人よりも全体が多ければ、やっぱり3のままで終わってしまうというようなことです。ですから、A小学校から三股中学校へ行くという具合になって、成績がよかったんだけど、悪くなったというような評価をお思いのところというようなことにつきましては、統一試験をしないとわからないということになります。今現在、都城市もそうですし、三股町もそうですけれども、統一テストというのを今、やっております。したがって、どこに頼るかということ、県全体でやる試験、全国全体でやる試験にしかないわけです。ですから、それをもってその判断の基準にすると、それはただ単に点数だけ出るのではなくて、いろんな要素を入れたテストですので、各学校はそれをもとに指導の方針を、授業の方針を考えていくふうになります。ですから、A小学校から三股中学校に来た生徒たちに対する指導のあり方というのは、中学校に行く人数がふえるので、絶対評価か相対評価かということ踏まえながらも、いずれを踏まえても構いませんけれども、勉強することに意欲を持たせるようなふうにして送り込んでいただく以外に、今のところありませんから、あと検討するところは統一試験をするというようなことになるのかなと。今、考えているところで、これ、今後検討しますということではありませんけれども、そういうことを必要なのかなということ今、ちらっと思ったところですけども。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そういうふうなことが必要だというふうに思っているんだったら、そういうふうに進めていただきたいというふうに思います。以上なようなことを踏まえて、町長にちょっとお尋ねしますけれども、教育現場いろいろございますけれども、総体的にどのようにお考えなのか知見をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まちづくりは人づくり、人づくりは教育だというお話をさせていただいておりますけれども、やはり三股町は文教のまちであるし、そのステータスを守るためにやっぱり教育に力を入れたい。先ほどありましたように、やはり学力の向上とともに体力の向上を全般にやっていきたいということで、今後とも力を入れながら行政をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 学力だけが全てではないということも百も承知であります。文教のまち、三股に生まれてよかったと思えるような形にさせていただきたいと、子どもたちは町の宝であります。その宝を光り輝かせる、そういう教育をぜひ期待したいというふうに思いますし、三股町で育ってよかったと思える教育を心からお願いしたいというふうに思います。なぜなら、子どもたちが私たちふるさとの三股を担うときが必ず来るかと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位2番内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 皆さんこんにちは。12月に入りまして、非常に寒暖差が激しいわけですが、きょうはまた特に冷え込みまして、今回、16日に総選挙が行われましたわけですが、まさに国民の審判が下ったのではないかと考えております。自民党が圧勝し、3年前に明け渡した政権を奪還した。自民党には、農政の安定と地方再生を託した農家の声を受けとめ、TPP交渉参加の反対を求めたいです。

以前、一般質問の中でTPP交渉参加問題について質問しました。その中で、全国市町村議会を初め、いろんなところが反対をしているところでした。本県、本町は農業の県であります。国の食料基地的存在にも匹敵するようなどころではないかと考えております。本町の行政に対しましても市町村会議等が行われたときに、地域の声として上げてもらえればと思っているところでもあります。

その中でも畜産は都城市、三股町を中心に盛んなところでもあります。畜産の話をしますときに、忘れてならないのが平成22年4月に発生いたしました口蹄疫ではないかと考えております。平成22年4月に発生いたしました口蹄疫は、宮崎県の畜産農家を始め、いろんな関係者、いろんなところに被害を及ぼしました。

この中で近年、暗いニュースが多かったわけですが、ことしも後半に入りまして、明るい話題が入ってきたわけでありまして。10月25日から10月29日まで、第10回全国和牛能

力共進会の最終比較審査、長崎全共が開幕いたしました。開会式では、口蹄疫の被害を受けた宮崎県や東日本大震災で被災した東北勢が全国から届いた支援の感謝、全共に出きる喜びを横断幕で表しました。全共参加38都道府県、全国和牛登録協会が主催する全共は5年に1度の開催で、和牛のオリンピックとも言われております。日本一の全獲得に向け、日本の食文化を支える和牛の底力を内外に示す大会とも言われております。38都道府県から480頭の和牛が集まり、9つの審査区で改良成果を競う和牛維進をテーマにした、新しい和牛像を求める今回の全共は開催10回目という節目でもあり、日本一獲得への思いはどこの産地も強いと言われてきました。

本県から種牛、肉牛2部門、9部門に28頭が出場、口蹄疫からの復興と全国からの支援に対する恩返しの思いを胸に、2007年の鳥取県の大会に続く連覇を狙うということで、今回、代表農家20が臨んだわけであります。

内訳としまして、23人の生産者2団体の代表者、3カ月に及ぶ県予選を経て、種牛、肉牛部門選抜された28頭、大会が近づくにつれて食べ物が喉を通らない、白髪がふえた、亡き父との約束を果たす、前回の悔しをはらす、支えてくれた地域に恩返しをしたい、代表一人一人に強い決意が感じられた全共に対してどのように受けとめられるか、また、ほとんどの肉用牛出品者は栄光の影に隠れてしまうが、出品を果たせなかった農家や出品対策に取り組んだ関係者全員の努力が土台となっていればであります。

今回、質問事項に上げましたけれども、1番と2番を一緒に質問させていただきます。出品牛の内訳を見ましたときに、西諸、南那珂、西臼杵の出品牛が主であります。県内で最も頭数、生産肉牛の多い都城、三股の牛は9区です。去勢牛24カ月未満の福永透さんの出品牛だけであつたわけです。畜産に携わる人の話を聞くときに、いろんなセリ市なんかに行ったときに、都城がなあというような話を聞くわけです。そういう話を聞くときに、都城市、三股町の行政、JAが一体となり、生産者を含め、5年後の宮城県で行われる大会に向けての取り組みをしたらどうか。そうすることによって、都城市場も活気が出てくるのではないかと考えております。こういうことについて答弁を伺いたいと思っております。

後は質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 質問事項、農業畜産に関すること、全国和牛能力共進会についてのご質問でございます。

①のほうの今回行われました第10回全国和牛能力共進会、こちらのほうについてどのように受けとめられたかというご質問でございますので、回答させていただきます。

5年ごとに開催されます第10回全国和牛能力共進会長崎大会で宮崎県は前大会に続き、連続

日本一に輝きました。前回の鳥取大会では、9部門中7部門、今回は口蹄疫後であったにもかかわらず、5部門が優等首席を勝ち取りました。そして、7区で内閣総理大臣賞を受賞いたしました。その中で、本町の福永透君の出品牛が肉牛部門の第9区で優等首席と最優秀枝肉賞を受賞しました。このことは前回大会の父親、昇さんに続く日本一であり、口蹄疫からの復興ともに宮崎牛のすばらしさ、畜産農家の技術力の高さを全国に発信したというふうにとりあげております。

また、この成果は、出品された本人だけではなくて、南九州食料基地としての畜産王国、都城盆地、そしてJA都城にも最高の結果が得られたのではないかと考えています。ただ、種牛、雌牛の1から6の部門に、この管内からの出品がかなわなかったということは課題として厳しく受け止めなければならないと考えています。

②ですけれども、都城、三股地区の出品牛が少ない。行政、JA、生産者で次につながる出品牛の取り組みをしたらどうかというご質問でございますが、言われますように管内から多くの出品牛を出すこと、これが大きな目標でございます。今回の結果を踏まえて、次回に向けてもう既に管内でも巻き返しの動きがございますので、担当課長のほうからその詳細について報告をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 都城、三股地区からの出品牛が少ないというご質問でございますけれども、ご承知の通り管内からの出品牛につきましては蓼池の福永さんの1頭だけでございました。特に、福永さんは肉牛、枝肉になりますが、種牛の出品牛がないという問題点もあると、十分あると思います。宮崎県産の種牛の能力を全国に発信いたしますのは、結果的に枝肉の成績だというふうと考えております。また、枝肉の成績から子牛せり価格や銘柄確立に直結していくのではないかと考えております。

そのような観点から考えますと、今回の福永さんの肥育素牛は高城で生産されておりまして、牛の選定をしたのは全国和牛登録協会の宮崎支部であり、県の家畜改良事業団の種雄牛造成と、そしてまた、超音波、スキヤニングの技術が精度が上がったためでもあり、本県の和牛技術全体が高度な技術を保持している結果でもあるという考えております。

管内の肥育農家につきましては、その後11月に開催されました第8回宮崎県肉畜共進会でもハイレベルな成績を残しておりますし、JA都城が総合優勝となります団体優勝を勝ち取っております。また、12月の三股町肉牛枝肉共励会でも、その内容的にも圧倒的な好成績を残しております。現在は次の全共の宮城県大会、そして来年都城で開催される宮崎県家畜共進会、それらに向けまして三股町、そして都城市、北諸県農林振興局、そして農業改良普及センター、またJA、NOSA I、それらによりますプロジェクトチームを結成しております。

既に、数回は検討会が開催されておりまして、口蹄疫で失われた多くの種雄牛の後に、現在育

成されている新規種雄牛の結果が気になるところですが、その結果を早く出させるかという対策ですが、それらを三股町、都城市、JA都城の共同による新年度事業ということで検討し、その準備を着々と進行しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 結果オーライですね。枝肉単価が上がって、枝の質がよければ、それは一番いいわけですよ。しかしながら、口蹄疫が出たときに、西都の人ですけれども、牛を全部殺処分されたわけです。その中でもう牛は辞めたい、口蹄疫がでたときに西都の人ですけれども、もう3日3晩泣き崩れていたそうです。西都の若い人達がその人に「もう一回しやらんち」って声をかけて、それでまた奮起してやって、今度の全共に小林市でやった県の最終審査、残ってから、その中でアナウンスされるわけですね、出品牛が。その中で出品牛がアナウンスされるときに、待ってたわけですね、みんな、何番、何番とです。その中で出品牛がアナウンスされるときに、その方はアナウンスされたときに、足がぶるぶる震って、地域の若い人たちも「よかったち」と声をかけて、みんな寄って来られたち。私は以前からこの人をよく知っていましたから、テレビ等からよく流れてましたけれども、もうよかったなと本当に思いました。その中で、結果オーライですけれども、そういうことにやることによって、1頭の牛に対して世話をする人が10人ぐらいいるわけです。サポートしてくれる人が。それは地域の活性化でもあるんじゃないかと思うんです。やっぱり、この中で、地域を、地域の中で寄ることによって、若者にも夢を与え、そして意欲も出てくるんじゃないかと思うんです、地域の中で。

特に、都城、北諸はこういう畜産が盛んなところでもありますから、そうすることによって、地域が活性化ていきますかね。元気が出てくるんじゃないかと思うんです。小さなところでも反省会とかいろいろありますから、そういう話が出てくるわけです。そういうことによって、この中で行政、JAが取り組んでいただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 確かに1頭の和牛を育てていった段階で、いろんな方の協力をいただいています。確かにおっしゃるとおり、10人ほどの方がいろんな形で協力されていられる中で、今、お話の中で感じたんですが、三股町の和牛研究グループ、これは青年の方々の組織になりますが、それらの中でも非常に意欲を持って牛に取り組んでいらっしゃるというグループがでございます。

そうした中で、そしてそれがまた肥育農業、農家の方々とも交流を深められる。現実には、和牛部会と生産部会と肥育牛部会の合同交流会というのも昨年度から始めております。そういった中で、生産から肥育まで一貫した協力体制というのが三股町でも構築されております。そういった

中で次にかける情熱というのを、そこに行政、そしてJ A都城一緒になって構築できていくというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 研究グループとか生産者組合とかいろいろ組織はあるわけですが、今後もJ Aと生産農家とかがそういう方向で取り組んで、またやっていただきたいと思っております。

続きまして、3番の口蹄疫の殺処分の影響で、主力の種雄牛が50頭くらいいたわけです。その中で種雄牛がないわけです。やっぱりこのことに対しましては、次世代の種雄牛、能力のある牛、スーパー級です。今までは種牛とかいっばいつくっていらっしやっていますけれども、やっぱりスーパー級じゃないといけないと思うんです。

でやっぱり今はスーパー級ちゅうのは、青森県、岐阜の高山がスーパー級が出ました。向こうまで借りに行くわけです、都城から、繁殖の育成牛。そうしたときに、やっぱり県も、宮崎牛ブランドを確立するために取り組んでいるちゅうな情報も聞きますから、早期にこういう種雄牛の能力を判定できる間接検定を行ってもらってから、5年後の大会に向けて取り組んでいただきたいと思うんですけれども、このことについては県から出向で来ておられます、副町長のほうに伺いたいと思うんですけれども。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 県保有の種雄牛につきましては、確か口蹄疫前は55頭だったと思いますが、5頭しか残らなかったということでもあります。その、5頭の種雄牛を今回の全共の結果を見てわかるとおり、未だに非常に高い評価を受けてるわけなんですけれども、やはりまず、絶対的な頭数が少ないという問題。それから、新たな血統をつくり出していくということが必要だということだろうと思います。県でもその新たな種雄牛の造成というのが急務ということで考えているということで、平成23年の3月に種畜再生対策基金というのを造成しています。額が15億円、確か平成29年度までというふうに聞いておりますけれども、その基金を活用して、家畜改良事業団等が種雄牛の造成、具体的にやっていますが、そういうところへの財政支援を行ったり、議員のお話の中で間接検定というお話が出ました。これまで現場後代検定が主流だったと聞いておりますけれども、やはり種有牛を早期に造成するためには、早く結果が出ないといけないということで、県でも間接検定を積極的に活用する方針で、今取り組んでいるというところでございます。現在、直接検定の結果が判明した待機牛が30頭程度いるということで、その間接検定の結果も来年の4月ぐらいから順次わかってくるということでございますので、県としても種雄牛の早期の造成にいい影響が出るということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろと取り組んでいらっしゃるというようなことですが、やっぱりスーパー級をできたら、都城が、産地がうちですから、産地の方から出したほうが、やっぱり、あと授精師組合とかそうやってなったときに、ストローの当たる確率は多めになってくるわけです、地元産地でつくったのは。北諸の授精師組合というのがありますけれども、そうしたときに地元の授精師組合の人たちが、それに対しては今までの経過がいろいろありますから、そこ辺のところも踏まえて、県でそういうふうにか畜改良事業団が今、中心ですから、種雄牛は、そういうことは取り組んでいただきたい、財政支援を行って、そういう計画を成されていっちゃうことですが、今後そういう取り組みの中で、都城と三股町というのは一体となってやっついていかなければならないと思いますので、そういう方向で、今度また都城の市長が変わられたですから、畜産のほうに一生懸命取り組まれるということですので、その後取り組んでいただきたいと思っております。このことに対して、都城市、三股町の自治体と畜産関係の会議があるかと思っております。この地域からの、要望として上げていただきたいと思っておりますけれども、これに対して産業振興課長、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今回の全国和牛共進会におきましては、現存している5頭の種牛の中から、特に福永さんについては勝平正、種牛部門については美徳国がすごくいい成績を出して1位を勝ち取っていると、そういう牛がスーパーのほうに上がっていくことを期待しながらも、先ほどいいました新規種雄牛につきましても、県も今出している新規種雄牛につきましても、都城、三股管内で育成されている牛もございまして、中の1頭は三股町で育成という形が出ております。そういったものを活用しながら、順次新しい造成に当てられていくというふうになっていくということに考えております。種雄牛の肉能力を早期に判定するための対策事業につきましても、三股町そして都城市、JA、この3者により、授精から肥育農家の改良まで、こういう全体的な流れの中で支援対策事業というのを検討していくということをして1つの目標に掲げておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、こういうことに都城の市長がされたわけですから、抱負として畜産のほうに力を入れるというようなことが言われておりましたので、三股町と一体となって取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、これはなかなか難しいあれですが、本県で発生した口蹄疫をめぐり、県が特例で県の種雄牛6頭を移動制限区域外に移動させたわけですから、それで、家畜伝染病予防法に抵

触するとして、全国の畜産農家ら40人が前の知事ら3人を同法違反の疑いで宮崎地検告発されていると思うんですけども、告発状によって口蹄疫が感染して……

○議長（山中 則夫君） 内村君。（「取り下げや」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 内村 立吉君） いや、これは。（発言する者あり）はい。2010年5月13日同事業団体の農場の牛1頭に発熱があつたにもかかわらず、農場内の清浄性を確認しないまま、同事業団が飼育していた県種雄牛6頭を西都市の農場に移動させたわけです。その後、種牛1頭が感染した際、全頭殺処分するという義務があつたにもかかわらず、ほかの牛を殺処分しなかつたというようなことが問題になったわけです。もし、ここで全部殺処分されていたら、もう宮崎県の畜産農家は全滅であつたわけです。そして、今回の長崎全共の出品も考えられないわけです。特例としたのは、私は、言い方悪いかもしれませんが、守るべきところは守ると言われるところで、農家の人たちの話を聞いたときには、適切じゃなかつたんじゃないだろうかと、このように思います。

そういうことで、今後も、行政、JA一体となつて、大いに宮崎ブランド、宮崎牛を大いにアピールしていただきたいと思うわけですが、このことについて伺いたいと思います。産業振興課長。

アピール、宣伝。

○議長（山中 則夫君） 宮崎牛に対してのアピール等、その件に関して答弁をお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 宮崎牛をアピールする、PRしていくという部分ではこの日本一になったことを十分生かしながら、種雄牛につきましてもその中で新しい新規種雄牛が生まれていく、造成されていくということを念頭に置きながら期待しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） これが問題になってますから、なかなか難しい状況ですが、今後もせっかくいい機会ですから大いにアピールしていただきたいと思います。

それでは次に入ります。人・農地プランです。今、全国で地域の農業の将来像を示す人・農地プランの作成が進められているということですが、これに対しては食料自給率向上等を重視して、幅広い農家を支援するのか、それとも、担い手育成か農業の競争力強化に軸足を置くか、論議があるということですが、このようなことに対して伺いたいんですけども。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 農業に関すること、人・農地プランですね。これにつきましてのマネージについて回答させていただきます。

国は日本の農業の現状である高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの農地の問題に対し、

地域農業を守る観点から、地域農業マスタープランである人・農地プランを各自治体で作成するように指導をいたしているところでございます。この人・農地プランの作成では、人と農地の問題を解決する方策としまして、当該地域で今後、中心となる経営体を選出しまして、その中心となる経営体へどう農地を集積するかがテーマ、主題でございます。

このことから、人・農地プランは①新規就農者支援、②農地集積支援のこの2つが支援中の大きな柱というふうになっているところです。そしてまた、昨年度から本格的に実施されております戸別所得補償制度は、食糧自給率の向上を重視した幅広い農家の支援というふうにならわっておりますが、農産物の販売農家に対しての所得補償を目指す制度でありまして、人・農地プランとは矛盾しないというふうに理解しております。このようなことから、人・農地プランは地域の担い手農家や集落への農業法人を中心経営体としてとらえまして、農業の競争力強化に軸足を置き、そして耕作放棄地等の対処を図りながら食糧自給率の向上を目指すという試作というように理解しております。

以上、回答を終わります。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） これに対しては政策的な違いが今いろいろ言われているわけですが、今度自民党が政権をとったときにいろんなことが掲げてありますけれども、これに対してやっぱり地域の中でも、条件に合わせて多様な経営が成り立つようにするちゅうんが一番じゃないかと私は思うわけですね。戸別所得補償制度ですか、自民党が政権に掲げた多面的機能ちゅうんことが拡充というようなことですので、こういうことの方で、したもんじゃないか思うわけですがけれども。そのようなことで、これに対しては、あと農地プランの位置づけといいますか、いろんなことが全国的な農地プランの作成状況が新聞等で流れたわけですがけれども、北海道とかです、東北の方がだいぶ進んでいるような状況でありますけれども、本県、本町の進捗状況というのはどういう状況であるかちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 人・農地プランについての本県、本町の進捗状況についてということでお伺いがあります。県としましては、宮崎県のほうは速やかプラン、人・農地プランの速やかプランを先に作成し、そしてきめ細やかなプランに移っていけという形で県のほうから来ていましたけれども、本町におきましては、速やかプランも頭に入れながら最初からきめ細かに進めていこうということで動いております。

まず、三股町内を6つの地区に分けまして、ことしの3月に地区説明会をしたわけですが、人・農地プラン検討部会を中心に設けまして、その上で各地区の人・農地プラン作成実行班を設置しております。それぞれの地区から認定農業者や農業委員会委員、そして集落営農組合や土地

改良区の代表者などから役員を選出していただいております。プラン作成につきましては、本年24年3月に地区ごとの人・農地プラン事業概要等説明会を開催いたしまして、地区人・農地プラン作成実行班を設置、その後、作成実行班の方々とプランの素案作成、修正、検討という形で幾度か会議を持ちまして、地区の中心となる経営体や図面上における農地集積範囲などを設定しております。

これを受けまして、三股町人・農地プラン検討部会を本年8月7日、同10月2日に開催いたしまして、各地区ごとの人・農地プランの承認を受けております、その後は検討部会の承認に基づいて、町長が決定し、県への提出、そして県から国への提出を行ったところでございます。なお、この中で先ほど町長答弁のほうからもありましたように、支援策の一つであります新規就農支援につきましては現在、養鶏に適合された3名の方を給付対象者として、年間150万円受けることで決定したところでございます。また、中心経営体としてプランの名簿に記載されている認定農業者につきましては、スーパーL資金などの農業融資制度の優遇を受ける資格を持っておられることになりまして、既に何名かがこの優遇を受けていらっしゃいます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、お答えいただいたわけですが人・農地プランの続きは新規就農者を支援する青年就農給付金や認定農業者向けのスーパーL資金の無利子化などの要件となっているということですので、これからも、なかなか農業を取り巻く情勢は厳しいわけですが、その中で食糧の問題がいろいろ言われてますから、またいろんなところで会議等が多々あったときに、地域からいろんな意見を上げていかなければいけないと思いますので、いろいろと行政、三股町の行政といたしましても、会議とかあった時にはそれは地域の中で上げていただきたいと思う次第であります。

次に、2日間で三股町の事務事業の外部評価が、9月27、8日に行われたわけですが、その中で2日間で8つの事業ですね。質疑とか議論とかいろいろ行われたということですが、見直しとして3つ、現行が2つ、拡充が3つですか、結局見直しと拡充ということがありますが、これに対していろいろあると思いますけれども、外部評価委員のコメントもいろいろあったわけですが、町民の視点から見ると行政の仕事は従来どおりであって、現行どおりといった傾向が強い状況である。外部評価委員の行政とは異なった知見を利用して、外部事務事業の改善、職員の意識改革を図り、地域づくりの住民参画をした好機につながれば良いと思うようなことが外部評価委員のコメントで述べられているわけです。このことに対してどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の事務事業の外部評価、これについてのご質問です。

この事務事業の外部評価につきましては、三股町の行っている事務事業の必要性、有効性等について外部の視点を活用して点検、議論をしていただきます。そして、より一層の事務事業の改善、改革を推進するために今年も9月に実施しました。今回、6人の委員に評価をしていただき、多数意見をこの事業の評価結果としまして、公表したいところですが、それぞれの委員の立場での評価であり、意見もさまざまでありました。見直しの評価、結果につきましては、実施方法の見直しによる、経費節減の意見、そして事業の目標の見直し、事業の周知徹底、事業の広報の見直し、このような意見等もあり、内容も様々でございました。現行どおり、拡充の評価結果につきましても事業の対象者の範囲拡大やサービス内容の拡大、助成金額の増額や事業費からの援助などがありました。これらのさまざまな意見につきましては、現在、来年度当初予算策定中でありますので、予算に反映できるものもあるだろうか、事業の実施方法等も含めてこの外部評価結果を慎重に検討しながら、事務事業の改善を行いたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 外部評価委員のコメントも評価しながら、一番近くで当たっている人、地域に1番近くで携わっている人、現場ですね、あらゆるところから実際的に当たっている人、現場主義ですか、現場主義と言いますか、生の声を聞くということが一番じゃないかと思っております。そのことにこういういろんな外部評価委員のコメントも評価もしますけれども、地域にいろんな角度で見たときに携わっている人ちゅうのはいろんな人がいらっしゃいますから、その人たちの意見も取り入れながら現場に足を運んでもらって、そういうことも期して取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そのことに対して伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、8つの事業を外部評価の対象といたしました。その中ではいろいろな、先ほど言いましたようなご意見あったところがございます。これは外部の見方をどうこれからの行政、我々が真摯に受けとめて進めていくべきかというところの意見でございますので、そのとおりに行かない場合もあります。要するに、この意見を踏まえながら、今言われましたような、各民主団体含めて、そことのかかわりがあればそういうところとの協議を踏まえながら、見直しをしていくというようなことも大事であろうというふうに考えていますので、意見を踏まえながら、改善できるところは改善する、見直すところは見直していくというようなスタンスで進めていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今後も行政、地域一体となって取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしく願いする所存であります。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで食事のために、1時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 開会前ではありますが、桑畑君から若干おくれるとの届けが出ております。報告いたします。

それでは、食事休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。3番、堀内です。そして今回も質問の3番目ということでございます。昼からということでございますけれども、前々回とまた同じ3番目ということで、別に前のお二人と申し合わせしたわけではございませんけれども、偶然に3番目ということでありました。

今回はちょっと前回と違う点がありますけれども、それは傍聴者をお招きしているという部分です。違うかと思いますが、今回の質問は2点目にあります三股町の子育て支援についての質問に似ているんですけれども、そのことについてですけれども、質問内容が関連するかもしれませんけれども、確認を含める意味で一つずつお答え願いたいと思います。よろしく願いしながら、早速質問に入りたいと思っております。

三股小学校の児童数の減少についてということでございますけれども、三股小学校区の2地区の中の谷・中米地区は児童数が少ない上、年々減少しているということで地元からも要望が上がっているが、対策は可能かということをお伺いしたいと思っております。

三股小学校の児童数の減少については、再三訴え続けています。今回は限定して、特に児童数が少なく、ふえる見込みがない地区に限定し、早急にどげんかせないかんっていう気持ちがありますので、質問させていただきました。

特に2地区ですけれども、谷・中米地区はもう小学校から遠く、農振地が多いところでございます。公営住宅とか、いまだに銀行や郵便局、コンビニすらない地区でございまして、高齢化が進展し、長田、宮村地区のように、具体的な過疎対策もないわけございまして、言いかえれば、ちと見捨てられているんじゃないかということございまして、今回も含めて質問させていただきます。

この件と同じ質問をちょうど1年前に質問し、町長が答弁されました。

内容としては、1点目が、この地区について具体的な案は今のところ持っていない。方法や方策があれば、ご提案、地域から声を上げていただければ、ぜひ検討したいということです。

2点目が、農振区域関係については、農用地見直しを現在行っており、食の自給率の観点から、除外というのは非常に難しい。もし、その声があれば、今回の見直しの中で検討したいということでした。

そこで、執行部側のほうから、10月だったと思うんですけども、2地区交流プラザで座談会を開催しました。その席の中で、住民からご意見が出たんですけども、特にその中で、谷地区の子ども会の会長に、児童数減少の件は出たところでした。

友達がこの地区に帰ってこようとしても、宅地がなく、他の地区に家を建ててしまったので、農振除外の緩和や特例案みたいなことはできないのかというご意見だったと思いますが、執行部の回答としては、意見交換の場であったかもしれませんが、具体的な案はないというようなことだったと思います。

今回、地元の声が上がりましたのでお伺いしたいと思います。あとの質問は、質問席にて伺いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 三股小学校の児童数の減少についてということで、前回、一昨年ですが、12月議会でもご質問がございました。そしてまた、この前の地区座談会でも、農振除外を絡めてのご質問がございましたけれど、そのときの回答とそう変わりませんが、2地区の谷・中米地区の児童数の減少に対する町の考え方について、回答させていただきます。

昨年の12月議会において、同様な質問があり、お答えを申しましたが、その後も状況は変わっておらず、農地転用、農振除外、農振地除外も非常に厳しく、過疎定住奨励金につきましても児童の減少の著しい、長田、梶山、宮村小学校区に限定しているということでございます。そして、宮村地区の過疎対策の次は、長田地区ということで検討に入っております。

本町の西部地域、植木、また蓼池方面以外の地域につきましては、少子高齢化の影響で、子供の数が全体的に減少しておるところでございます。

町としましては、小学校区を単位としまして、複式学級化を防ぐと、そして生徒数を増やすということを基本に対策を講じておりますので、今のところ、この谷・中米地区に絞ったところの対策というものは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 対策がないということで、ちと残念な回答だったと思いますけれ

ども、前回の質問では、奨励金関係についても、特に減少の著しい小学校についてっていうことで、先ほども申されたとおり、長田、宮村地区2つあると思うんですけども、これを長田、宮村地区は、長田が5地区ですか、宮村は3地区ということで、各1つずつ小学校がありますよね。それに対して、1つの地区しかないということで、三股小は山王原、仲町、東原、五本松、上新、上米、中米、谷、櫛田、1地区があって、2地区、7地区というように、1つの学校に対して3つの地区が存在するというので、9あるわけでありまして。そのため、三股小自体が減少しているということで、9月にも塚原の住宅とか建てかえて、若干の児童数の増加を見込めるということもございますけども、その分、今、谷とか中米については、学校も遠いということで、先ほども言いましたけども、見捨てられているような気がするんですが、そういった奨励とかそういったことも考えていないのかどうか、お伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この問題は、谷・中米を見捨てているとかいないとか、そういう問題じゃなくて、全般的に児童数が減ってきているんです。例えば、私の住む山王原なんかも大分減っています。やはり、空洞化というものがあります。ですから、それぞれの地域ごとにいろんな問題を抱えています。

これは、全体的な問題かなというふうに考えているところなんですけれども、今現在のところ、先ほど申しあげましたように、小学校区単位をどうするかという観点から町としては考えています。ですから、この三股小学校区をどうやって増やすかというところで、今のところ、塚原団地のところの住宅でどのような効果が出てくるか、そのあたりを見ながら、今後の課題というふうに考えています。

ただ、今のところ、長田地域に宮村地区か長田地域というふうに過疎対策は考えていますので、そちらのほうを重点的にやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） それでは、2地区の上米地区に住んでいらっしゃいます副町長、出番、今日多いんですけども、お伺いしたいんですけども、地元からそういった過疎が進んで児童数が少ないとか、そういう声を聞いてとか、また、副町長自体はどういったふうに考えている、2年しかないんですけども、それについてはどういったお考えがあるか、感想があれば、簡単でもいいけれどお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 確かに、町全体として考えた場合、少子化対策というのは非常に重要でございます、町といたしましても、これまでもそういう福祉の面とかで、そういう子供がふえる、人口がふえるように策を打ってきたところでございます。谷・中米地区も町の一部として、

そういう課題を抱えていことは確かですけれども、具体的な対策につきましては、やはり先ほど町長が答弁させていただいた方向で考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 町長が話す中で、山王原とか谷地区、中米地区以外にもたくさんあるってお伺いしましたけれども、この前議会だよりでごらんになったと思うんですけれども、何回か示したかもしれませんけれども、この表紙に地元の谷の子ども会、これは保存会の踊り、奴踊りですけれども、こういったことを今子供たちにやらせております。これは六月灯の一環でございまして、今までは青年団というのが地区にありまして、それがもうなくなって壮年会、自治公民館が中心になったんですけれども、その一環で子供たちにそういった伝統芸能を傳承させるということでしたんですけれども、そういったことが今後、繼承ができなくなるときも考えていますので、できるだけ何かいい案が出てくればいいかと思っておるところでございまして。

きょう、あしたというのではないんですけれども、年々年々少なくなって、もう数年後には10人以下になるというところがありますので、わが地区ではですね。そういったことをひとつ考えながら、検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、執行部のほうが具体的な案がないということで、農振地についても難しいということがございましたので、農振地以外に今建っている家はどうかということで、空き家の活用です。前回は空き家の活用がいろいろありましたけれども、これについては町内全体、何軒かあると思いますが、その空き家については質問通告にはなかったんですけれども、空き家が町内に大体どれくらいあるとか、何軒くらいあるかがわかったらちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 空き家については、前回の議会だったと思うんですが、空き家の利用についてということで、環境の観点と地震のストックハウスの関係で質問があったところなんです。そこで、空き家の実態調査をするということでお答えしたんですが、実際はことし9月から11月にかけて、実際に調査員を派遣、雇用しまして調査いたしました。その結果が約360軒ほどの空き家が確認されております。

今は、第1次の調査が終わったということで、今後は空き家の状態です。全然人が住んでいないのか、それとも誰かいらっしゃるのか、管理する人がいるのか、貸す意思があるのかとかいろいろな状況がありますので、今度は第2次の検査を来年度に向けてまたやりたいと今考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 空き家が360軒でしたっけ、それくらいあるということで、空

空き家については少しずつまたふえるのかなと思いますが、この空き家を町内あるということであると思いますが、2地区くくったところ、谷とか中米に限らない、施策になるのかもしれませんが、次の質問で、空き家を子育て世帯に利用できるように助成できないかということで、子育て世帯に、空き家の購入とか改築、改修、いわゆるリフォームとかリノベーションを行う際に助成できないかということで、いろんな細やかな取り決めが今後出てくるかもしれませんが、そういった有効策ということでございますので、子育て世帯に利用してもらい児童の増加を図っていかないかという点でお伺いしますが、どうお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地域政策室長が回答しましたように、町内に約360軒ほどの空き家があると、その実態がどうなのか、リフォームして使えるのかどうか、あるいは廃墟化すべきなのか、いろんな形態があるかというふうに思います。そういう実態を踏まえながら、今後、空き家をどうするかというところが今後の調査の課題にもなってくるのかなというふうに考えております。今ご提案のそういう空き家を活用して、そしてまた中古住宅として活用するという方法も一案かなというふうに思いますが、他の団体のこの実態といたしますか、そういう中古住宅のリフォーム関係についての支援というのもやっているところもございますが、いろいろとルールを決めないと難しい問題もいろいろ出てきます。そういう意味合いで、今後の課題というふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 空き家については、先ほど町長がおっしゃったとおり、いろいろな取り決めとかあるかと思しますので、できるだけ子育て世帯に優先できるというか、子供がふえるほうに検討していただくようお願いしながら、次の質問に入りたいと思います。

次の質問も子育て支援についてでございますが、町は9月27日から28日と2日間にわたり、平成24年度三股町事務事業の外部評価を行ったということが書いてありました。広報誌にあったんですけども、その中で、これについてたくさん内容が書いてあったんですが、その中の特に今回は、三股町地域活動クラブ育成補助事業が見直しという結果となったと書いてあります。その理由についてお伺いしますが、その理由について改めてお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の子育て支援について、地域活動クラブ育成補助事業の外部評価をさせていただきました。その理由関係ですが、詳しくは担当課長のほうで回答しますので、私はちょっと前段のほう回答ということでさせていただきます。

我が町は、子育て支援に力を入れてまちづくりを展開しているところでございます。地域活動クラブ、そしてまた子ども会、放課後児童クラブ、児童館運営事業など、子供関連の事業がそれ

ぞれの目的を持って展開されているところです。事業内容を精査してみますと、少子化・高齢化の推移等を考えて、整理、統合すべき課題も見えてくるところです。このことから保護者や関係者の理解、支援のもと、有機的に効果的に事業を推進するため、国・県の動向を踏まえながら、再検討の時期に差しかかっているのではないかと考えます。現状を説明いたしまして、今後の方向性についての考え方を担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

本町の地域活動クラブは20団体でございまして、平成23年度においては、1団体に18万円、総額360万円の補助金を交付いたしましたところでございます。国・県から226万6,000円の補助をいただきました。いただいたんですけども、平成23年12月に国から、平成20年の8月に県から、地域活動クラブ補助金は今後交付税の基準財政需要額に算入することとなったから、補助金としては交付できないとの通知を受けたところでございます。

本年度につきましては、県補助金の決定がおこなわれている状況でしたので、各団体の事業計画策定の時期も考慮いたしまして、県補助金が交付されない場合でも1団体に12万、県の補助金分を町が負担するというように決定しておりますが、次年度以降は町だけの補助金しか交付できない可能性が強いということも説明して、外部評価を受けました。その結果、廃止1名、見直し4名、現行どおり1名との評価をいただきました。

その見直しの理由につきましては、補助金の減額等を考えると十分な活動は望めないのではないかと。地域活動クラブ、子ども会及び公民館の活動とダブりが多いように思える。できれば統一すると予算もふえ、活動の幅ができるのではないかと。もう一件が、子ども会等の組織活動に統合すべきではないかというような意見をいただいたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 課長から答弁あったように、外部評価委員も、子ども会や公民館の活動と重複が多いというようなことを言っております。執行部としては、来年度以降そういった重複があるように思えるということで、減額とかそういったことを考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 補助金等につきましては、従来から補助金の減額というのをずっと続けてきておりますので、全ての補助金等につきましてはです。ことしは、県の補助金分6万円を足して12万円交付いたしましたけども、25年度以降は町だけの補助金になる可能性が強いかもしれないということで、お答えしたわけでございますけども、この補助金につきましては、明けてからの負担金審議会で審議されますので、それを見てからのことになるということになります。

ども、増額というのも難しいのかなというふうに答えをしたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 助成金については厳しいという状況ですけれども、できるだけカットのないようにしていただければいいかと思っております。

次の質問に入ります。地域活動クラブは、放課後児童健全事業の児童館活動において、厚生員と一緒にボランティアとして手助けをし、子育てにおいて連携し、重要でありますが見直しや児童館の閉館に伴い、存続が危惧されております。今、今後について心配の声が聞かれますが、今後についてはどうお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） イの問いにつきましても私のほうで答弁させていただきます。イの地域活動クラブは、見直しや児童館の閉館に伴い、存続が危惧されるが、今後について問うという質問にお答えをいたします。

地域活動クラブは、活動の柱として次の5本を掲げております。親子や世代間の交流文化活動、児童養育に関する研修活動、児童事故防止のための活動、児童福祉の向上に寄与する活動、日曜等児童館利用活動でありまして、地域活動クラブの重要性は十分認識しております。

しかし、保護者にとっては、子ども会との兼ね合いもあって、その必要性の賛否も分かれている現状もございます。そこで、子ども会との統合について地域活動クラブにお聞きしましたところ、全クラブ、統合賛成との意見でしたので、子ども会との統合を検討しました。子ども会は自主自立で、補助金等も受けずに活動している団体でございますので、統合に慎重な意見もあり、さらに検討していきたいというふうに思っております。

町としましては、地域活動クラブの自主性を尊重しながら、現在20クラブございますけれども、小学校区ぐらいで再編できないかなというような提案等も行い、今後の地域活動クラブの方向性を検討していきたいというふうに考えております。

次に、児童館の閉館についてであります。将来的には各小学校内か周辺に現在の三股小児童クラブ室のようなものを配置し、そこで放課後児童クラブを実施し、各児童館は現在の山王原地域福祉センターのような位置づけで、一般児童の遊べる場としては提供を続けながら、一般住民の方々にも開放し、多世代の交流の場として利用していく方向を検討していく考えでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 山王原児童館が閉館になって、厚生員はいらっしゃったと思うんですが、その方はどこに行かれたか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 山王原地域福祉センターが、1名の児童厚生員と申しませんが、職員は配置しておるといふ、24年度はです。配置しておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 前回、閉館になる前にいらっしゃったと思うんですが、その方は今どちらに。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 詳細にはあれなんですけども、山王原、三股小学校で行っております放課後児童クラブのほうに配置していったという形になります。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。次の質問に入りたいと思います。

三股町の人口がふえ続けておりますが、先月ですか、約三十数名の増加だったと思いますけども、ほとんどが都市部で若い世代の増加になっていくことを考えております。また、子育て世帯のお母さんたちからもよくこんなお話を聞きます。三股町は、特に他の市町村から見て、各地に児童館が多くあるということで、町外の方からうらやましがられて、子育てに力を入れている三股町ということで、自慢できるものでしたという声がよく聞かれます。

つきましてなんですけども、放課後児童健全事業の放課後児童クラブの今後の取り組みについてお伺いしますが、先ほど言いました、ことし閉館した三股小児童クラブ室の今後のあり方と、閉館になった山王原児童館が高齢者にサービス利用できるようになったということで上げられていきますけれども、利用が変わったということで、これに伴うクラブの存在についてはどういうふうを考えているのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今後の放課後児童健全育成事業関係で、放課後児童クラブのあり方等ですか、これについてはまだ決定事項ではございませんけども、今、十分来年度に向けての取り組みを検討しております。その詳細について、担当課長から詳細に説明させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは私のほうから、回答させていただきます。今年度開館しました三股小児童クラブ室の今後のあり方と山王原児童館の閉館に伴うクラブの存続について問うについてでございますけども、平成25年度からは三股小児童クラブ室については、現在、午前9時から午後6時で受け入れている放課後児童クラブを、午前8時から午後6時まで受け入れる有料制の放課後児童クラブと、現行の午前9時から午後6時まで無料で利用できる体制を検討してまいります。

この有料での早出時間延長は、多数の保護者からの要望を踏まえて実施しようとするものでご

ざいます。なお、この体制については現在、放課後児童クラブを実施している町内の全児童館で実施を検討してまいります。

次に、山王原児童館の閉館に伴うクラブの存続であります。山王原児童館につきましては、「児童館」という名称は廃止し、「山王原地域福祉センター」として位置づけましたが、児童の遊べる場所として解放しながら、地域住民の方も自由に利用できる施設として継続して解放してまいりますので、地域活動クラブの活動拠点として、今までどおり利用していただければと思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 山王原児童館の閉館につきましては、児童数が減ったから閉館した、それとも利用者が少なくなったから閉館した、どちらで閉館したか、お答え願います。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 児童館につきましては、各種補助金をやって整理とかいろいろやっているわけなんですけども、その補助金の適正化法というのがあるわけなんですけども、10年というふうなです。その10年の経過を過ぎていけば、児童館として利用しなくてもいいというふうになりますので、山王原児童館も、児童館としては、「児童館」という名称を名乗って、児童館運営をしなければならぬという施設ではなくなりましたので、「地域福祉センター」という名称を変えて、どなたでも利用できる施設に変えたということでございまして、利用者数とかそういう問題ではなくて、変えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ほかにも児童館があるんですけども、これらもそういった助成がなくなれば、将来的に福祉のほうと併用になるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 将来的にはそういう方向性がいいのかなということで現時点では検討しております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。次の質問に入りたいと思います。

少子化に伴い、先ほども上げたように児童館の用途の変更、福祉に使うということがありますけども、それによって地域活動クラブの縮減が考えられると思いますが、地区によっては、子ども会と地域クラブがあつたりするわけで、今後このように変わるちょっとした事業の取り組みがあるのか、ないのか、お伺いしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） イの少子化に伴い、児童館の閉館や地域活動クラブの縮減が考えら

れるが、今後、これにかわる事業の取り組みはあるか問うについてでございますけども、先ほどの①の質問でお答えしましたとおり、将来的に各小学校に児童クラブ室を配置できた場合、補助金適正化法の適用年数の経過ごとに、各児童館を地域福祉センターとして変更していき、児童の遊び場として、また地域住民が自由にできる施設として開放していく方向を検討しております。しかし、少子化の進行状況によっては、地域の実態を踏まえ、地域の声聞きながら、対応していく所存でございます。

地域活動クラブにつきましては、今後、クラブ会員の方々と協議してまいります。現段階では、これにかわる事業の取り組みについては考えておりません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 考えてないということでございますので、次の質問に入りたいと思いますが、その前に、日本教育新聞というのがあるそうで、私もちょっと初めて知ったんですけども、こういった新聞がありまして、この中ちょっと記事が書いてあったんですけども、記事によりますと、早ければ平成27年4月に本格施行する子ども子育て関連3法をにらみ、市町村によると水面下で準備がスタートしているということを書いてありますけども、本町としてはどういったビジョンであるか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 子ども子育て支援法という名称だったかと思ってるんですけども、ことし平成24年8月22日に制定されているようでございます。そして、その施行が平成27年の10月、ちょうど消費税を10%に上げるというときと合わせてあるみたいですが、ということで、県のほうからそれまでにはいろいろな子ども子育て支援の行動計画とか計画をつくりなさいということで来ておりますので、25年度からは早速準備に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 25年度から準備に入っていくということでございますけども、次の質問になりますが、平成27年度から子育ての支援制度が始まると聞きますけども、町としてのビジョンについてお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 次に、平成27年度から子育て支援新制度が始まると聞かすが、三股町としてのビジョンについて問うてございますが、現在策定されております次世代育成支援行動計画が平成26年度までの計画でございます。これを引き継ぐ形で、子ども子育て支援事業計画を平成26年度上期まで策定することになっておりますので、国・県の動向を踏まえて、平成27年度からの新しい事業計画、行動計画を策定していく所存でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 答弁ありがとうございました。作成していくということで、次に入りたいと思いますけども、内容がちょっとがらっと変わりますけれども、植木公園に関する質問になります。

町内では、7月だったと思いますけども、町民を挙げてのスポーツ大会ですか、ソフトボールとかバレーボールがあったと思うんですけども、武道もあったんですか、親睦とか健康増進を図る目的で大会が開催されたということで、私もソフトボールの競技に参加するという事で登録したんですけども、ことしはあいにく雨で体育館内で玉入れの競技ということになったわけです。

昨年は天気がよくて、会場が植木公園ということでございまして、植木公園に大体4チームくらい集まったんじゃないかと思うんですけども、その集合のときに公民館のほうから駐車場がないので、できるだけ乗り合わせて行ってくださいということで、何台か乗り合わせたんですけども、そもそもこの植木公園は先ほども言いました駐車場がないということで、南側は道がこうあるんですが、農道か町道かわからないんですけども、そこにとめてずっと東側を田畑のどこまでとめたんですけども、それで、この植木公園というのはいろんなこういった大会の場合もありますし、地元の方もグラウンドゴルフとスポーツ少年団とか使われて、地元の憩いの場であるということで利用が多いかと思いますが、これについてスポーツクラブの方から駐車場があればいいかなということで話を聞きますけれども、これを整備できないかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町内には総合公園、運動公園、いろんな公園がございます。この植木公園については、近隣公園というように都市計画上位置づけておりますが、この植木公園については、そういう近隣公園、町内に7カ所ほどございます。早馬公園、新馬場公園、ひえだ公園、そして一町田、蓼池、前目、それぞれこう見ていただきますとわかるように、それぞれ公園駐車場ございません。

町としましては、この近隣公園は利用者の誘致距離といいますか、利用範囲含めて500メートルというふうな設置基準に基づいて、この広場等を整備しております。これより近隣住民が徒歩で利用しやすい距離にある公園として考えられておりますので、現在のところ駐車場の整備は考えていないところでございます。

ただ、蓼池公園は、地元のほうで整備されて一部、供用されているという状況でございます。それぞれ今現在は車社会ですから、その必要性は高いとは思いますが、植木だけではなくて、それぞれの近隣公園の兼ね合いという形になろうかと思っておりますので、今のところは考えていないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 近隣公園ということでございまして、ひえだとか新馬場公園は駐車場はないと思うんですけども、しかしながら一町田だけはちょっと今道路が通っているんですけども、植木公園は宮村から植木都城に入る公園の北側、あそこに道がちょうど通っているわけですけど、一応通りがあつたりして、そこを公園を利用される方はそれなりにとめたりして、危ないということもありますので、そういったことも勘案してもらって、検討させていただければいいかと思いますが、それについてどうお考えでしょうか。交通の便についてです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） それぞれ公園の利用形態によっても、その必要性もあるときもあろうと思います。ただ、今回の大きなイベント等をやるときにそういう不足するという面が見られます。一般的に、非常にそういう車関係のところで周辺含めて問題等あれば、よく検討しないとにならないというふうに思いますけれども、現在のところ、この近隣公園については駐車場の整備というのは考えていません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） できるだけ事故のないうちに検討していただければいいかと思います。次の質問に入りますけども、櫛田地区、長友ストアという店があるんですけども、その前の交差点の通行についてでございますが、広域農道のほうから車で北側役場方面に右折する際と、農道側に横断歩道があります。それを子供たちが通学するときに通行する際に、大変危険を伴うということで、協議が出ました。車で右折する場合は、前のほうにカーブミラーがあるんですが、それをこう見ながら進んで行くと、宮村方面から大型車が通ってくる、特にトレーラーなんかはもう幅寄せしてきて大変危ないということであります。

通行に対しては、子供たちが通学する時間帯、7時から8時ぐらいですか、小学校、中学校、そういった子供たちが通学する時間帯にちょうど通勤の時間帯が重なって、通行が多い、先ほど言いましたように大型車の通りが多い、通行量も5倍にふえているということで大変危険であるということで、地元から前々から、ぜひ信号機を設置してくださいという要望が今も絶えません。それについて、町としてはどうお考えかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） それでは私のほうで回答させていただきたいと思います。

今ご指摘ありました長友ストア前の交差点につきまして、県道の都城東環状線との接点となつてきております。交差点協議につきましては、町道管理者、それから警察等、協議して行つてきており、県道につきましてはもう一応、改良済みという形になっております。

ことし8月に行われました通学路点検も実施したわけですが、その時点では特段、学校等から要望等は上がってきておりません。現地のほうも一応確認したわけですけど、ライン等のちよっ

と消えたりしているところもありますので、一応交差点ということで、ライン、白線、それからオレンジのライン等で交差点があるよという形で表示していく安全対策ができるんじゃないかなと思っておりますので、その点は検討していきたいと思っております。

今言われました信号機につきましても、警察のほうにちょっと先日伺ったんですが、要望等あるけど、変則十字路になっているということで、長友ストアから西側に行く道路がちょっとずれているものですから、なかなか信号機については大変難しい話ということで、この前警察のほうから伺ったところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 農道側に横断歩道があるんですが、あれはもうちょっと農道側に引き込めるということではできないのでしょうか。わかる範囲でいいですけど。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 横断歩道の移動ということになりますので、そこについてはまた警察と協議しないと、交差点になりますので、とまれる位置がまた変わってくるという観点で、ちょっと警察と十分協議しないと、横断歩道の変更というのはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先月えびの市で帰宅途中の児童3名が事故に遭って、1人が重体ということで、道が狭いということでしたけども、この交差点も割と通行に対しては、今、意見が出てないかもしれませんが、危険度の高いということで認識しておりますので、信号機といっても、歩行者専用の信号機もあるかとは思いますが、そういうことも含めてぜひ検討方をよろしくお願ひしたい。今回の私の質問とさせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。通告に従いまして、質問してまいります。

1番目の質問ですが、明るいまちづくり施策について質問いたします。他の町から移り住んだ人たちがよく言われるのは、三股町は街灯が少なく暗いと言われることです。5年前に通学路に街灯を設置され、少しは改善されましたが、まだまだ暗いところがあります。街灯があるところでも、ワット数は小さいのか暗く感じます。防犯対策上からも暗い道路、危険箇所を点検して、

明るいまちづくりを年次的に進めることは考えていないのか質問いたします。後は質問席から質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 明るいまちづくりの施策についてということで、暗いと、危険箇所がまだあるが、その点検と改善策についてということの質問でございます。

回答させていただきます。町が設置しています街路灯には、役場のほう総務課のほうで設置しています防犯灯と、教育委員会が設置している通学路防犯街路灯がございます。防犯灯につきましては、現在集落で約1,500基設置していますが、電気料、電球の取りかえ、修繕などは自治公民館の負担となっているところでございます。設置後は、自治公民館との管理ということから町で定期的な点検は行っておりませんが、自治公民館からの新規の要望に対しては、要望箇所を調査しまして、予算内において防犯灯を設置していきます。

また、長寿命や省エネを図るため、今年度から新規につきましてはLED防犯灯を設置しており、既存の防犯灯についても、LED化に向けた検討を現在行っているところでございます。

一方、教育委員会が設置している通学路防犯街路灯については、中学生の通学路であること、かつ集落と集落の間に防犯灯が設置されていない箇所であることが設置条件であり、現在175基設置しています。

通学路防犯街路灯については、教育委員会の管理であることから定期的に点検を実施し、修繕や電灯の取りかえを教育委員会のほうで行っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 通学路も中学校のPTA関係の人たちが、地区の危険箇所、そういうふうなことをアンケートをとったというふうなことをお聞きしまして、それで見ますと、それぞれがやっぱり地区ごとに細かく暗いところ、危険箇所があるんです。宮村小学校から石川建設までの道路、街灯が少ないとかですね、それから、宮村小横の道路から東へ街灯、人通りが少なくて、日没後は危険だと、それから長田関係は街灯が少ない、それから、梶山は全体的に街灯が少ない、田上唐杉方面草木が茂り、暗くて危険だと、それから三股小関係では体育館裏とか、コンビニから、みしま病院の通りに街灯が少ないとかそういうふうなこと細かく書いてるんですね。

それらを私は、11月にアンケート結果を見させていただいて、やっぱりこういう今、防犯それから通学路関係、もっと町長がおっしゃるまちづくり基本条例、やっぱり全体的に外的にも明るくして、三股町のイメージを三股町は安心して暮らせるよというふうなことからしても、そこ

ら辺も年次的に、ただ、さっきおっしゃった地区の管理にまかせるのではなくて、やっぱり町も、もっとそれらの取り組みをしたらいいのじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり町長のまちづくり基本条例含めて明るいまちづくりに対する思いとかは、そういうふうなことはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答いたしましたけれども、本町内に防犯灯だけでも1,500基あると、ただしこれを一斉にLED化含めてやっっていこうとすると5,000万円ほどかかります。ですから、一気にそれだけの財源をどこから持ってくるかとなったときに、大変厳しい環境でございますので、年次的にということで、今、担当課のほうで計画等を練っているところでございます。明るいまちづくり、本当賛成です。

やはり通学路含めて子供たちの安全、そしてまた町を防犯関係、災害関係のときに機敏に対応できるような明るさを保つことが大事でございますので、その点については、今後の財源的なものをしながら取り組んでいきたいとは考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 次に、ちょっと通学路でなくても要求、要望があるわけです。

三間道路なんですけど、ほとんどが田畑といえ田畑なんですけど、大鷲集落の近くにも街灯がほとんどなくて、あそこの近辺の人たちがやっぱりもっと街灯をつくってほしいと、立てて下さいと。そうしないと今、子供たちは本当は通学路ではないんですが、やはりこっちの武道館とかに部活があった場合に、やっぱり向こうの道路を通過して帰る場合もあると。それとやっぱりそういう面で、冬なんか早く戸が閉まったりすると人家もあるところでも戸が閉まってて暗いと。

それと、私も走って見たんですが、櫛田に入る集落に入る道路とか、大鷲集落に入る道路のところにその全然街灯がないもんですから、どこから曲がればいいのかわからないような地理に不案内な者に対しては、だからああいう曲がり角とかそういうところには、早くやっぱり何とか電柱街灯を取りつけられないのかなと思うんです。だから暗い通学路でなくても、やはり予算の関係もあるんですが、暗いところはもう本当さっき町長がおっしゃったように、このLEDで明るくするのも結構なんですけど、その前にやはりそういうところを、優先的に早めに何か明るくできないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 防犯灯ということからご回答いたします。

櫛田地区におきましては、本年度3基LEDを設置いたしまして、今、三間道路から入り口のそれぞれ道路のところに設置済みでございます。もちろん先ほど町長が回答してましたけれども、

負担は櫛田のほうでしていただいている、電気料はですね。

大鷲巣につきましても、集落内ということであればイコール防犯灯ということで、大鷲巣の自治公民館のほうから町のほうに要望していただければ、現状確認いたしまして、予算があれば設置という話になると思います。ただ、通学路に関しましては、教育委員会ですので教育委員会のほうにお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 通学路もですね、各地区とか学校から要望があれば検討してまいりたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 2カ月ぐらい前でしたかね、山田橋から長田にかける道路が、長田までこの蛍光灯が切れていた時期が期間があったんです。それで、私、教育委員会のほうに伝えたんですが、そういう一遍に切れていて暗いわけなんです。

だからそういうことの通告というんですか、早めにもうやっぱり冬になると早く日没になるわけですから、朝早く部活の関係か知らないけど、自転車で通っている子供たちもいるわけですので、何か早目にそういう電灯が切れたりというふうなことは知らせる、受けることはできないのか、そこら辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 今質問のありました通学路の点検につきましては、職員が常日頃まわるわけにもいきませんので通報があった時点で対処しています。

そういうことです。よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それはわかるんですが、あのときは大分1カ月近く電灯が切れていたもんですから、私も見かねて言ったわけなんです、何かそういうこと含めて、公民館長とか支部長さんたちに通報してもらおうようなこともお願いをしても、いいんじゃないかなと思うんです。

やっぱり危険ですよ、三股駅から長田に行くところとか、梶山から田上に抜ける場所、あのあたり本当に私たちが通っても暗いと思うんです。そのあたり、この中学校がアンケートとったあたりは、教育委員会のほうは、もうつかんでらっしゃいますよね。それで、そういう一つ一つの点検・確認とかいうのはされたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） ただいま言われました中学校からのその危険箇所要望につきましては今回、議会中にきましたので、まだ相談いたしておりません。今後検討していきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 一日も早く点検をしていただいで、そして改善をお願いしたいと思いますが、1月、2月で改善策が、次の予算に反映されるかどうかいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず、先ほどの点検の話になりますけれども、今は街路灯、防犯灯につきましては、公民館長のほうにはお願いしているところですが、管理を、ただ通学路におきましても、気づいた時点で町のほうにお知らせをしていただくというのを、うちのほうからつなぎたいと思います。まずはです。

それから、次年度からの対策ということで、最初町長からの答弁ありましたけれども、計画的な形でないとなかなか取り組めないということでございますので、新規につきましては例年どおり。それから既設の取りかえにつきましては、今後計画をつくって議会でお示ししていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後に、この質問の最後で町長にお伺いしますが、やはり年次的に明るいまちづくりをしながら、やはり何年ぐらいでもっともっと三股を明るくしていくのか、先ほど5,000万円ぐらいの予算とおっしゃったから、やはりそのあたりを含めて環境をよくすることが、やっぱり明るいまちづくりのイメージの第一歩ですので、その後は、今度は花いっぱい運動とか景観条例とかいうふうなことにつなげていってほしいと思うわけです。それで、ぜひそのあたり町長が、最初の質問にお答えくださったように、町長の決意を、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まちを明るくする、そして防犯、そしてまた通学路等を安全に、子供たちが通えるそういうまた帰宅できる状況を急ぐということは大変いいことじゃないかと思いますが、先ほど言いましたように、やはり莫大な財源が必要ですので、しかし、できるだけ早目にできるような努力をしたいなど。ただ、まだことしの予算を、来年度に向けての予算を、まだ査定もいたしておりませんので、どの程度の予算規模、そして財源的に確保できるか、全く未定でございますので、そのあたりを踏まえながら今後どの程度の期間でやっていけるのか、そのあたりを十分検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、取り組んでいってほしいと思っております。

よろしく申し上げます。

では、2番目の質問に移ります。教育委員会の支援指導体制についてお尋ねいたします。

昨今の学校教育現場は、児童のいじめ問題、特別な支援を必要とする児童の増加などの多岐にわたる問題が起こっております。学校の抱える問題や児童の教育に直接携わっておられる学校の先生の抱える悩みなど、教育委員会としては学校や教職員に指導や助言を行うことは重要な任務であります。

現在、三股町教育委員会には、専門的な事務職員は配置されていないため、指導や助言などでできない状況にあると聞いております。これを踏まえ、現在の教育委員会の学校への指導や助言など、支援体制の状況をお尋ねいたします。その今言った専門的な事務職員とは、すなわち学校と行政の橋渡し役となる指導主事を、本町でも配置する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） いじめ問題特別な支援を必要とする児童がふえている。先生の悩み、親への相談など指導助言など、支援体制の状況はどうなっているかということでございますが、お答えいたします。

近年、全国の学校現場ではいじめにより、児童生徒がみずからの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、学校での懸命な取り組みにもかかわらず、依然としていじめによる重大な事件が後を絶たない状況となっております。また、特別な支援を必要とする児童には、さまざまなケースがあり、身体的障害、知的障害、情緒障害など軽度なものから症状の重い児童までさまざまなケースがございます。

三股町では、特別支援学級に在籍している児童生徒数は、現在、小学校において22名、中学校で10名となっており、合計32名の児童が何らかの障害を持って、学校生活を送っています。現場で対応する教職員においては、いじめ、不登校、特別支援教育など、さまざまな諸問題に懸命に取り組んでいる状況ですが、これらの児童に対応するための専門的知識や経験を有する職員が少ない状況であり、初めて担任を任されたり、同じ学級の中で複数の児童に問題が発生すると対応にとまどう状況ではありますが、担任及び町独自の採用によります特別支援員により対応しております。

また、教職員においては、日常業務がとても忙しく勤務時間終了後も学校に残って業務を行ったり、自宅に持って帰って業務を行っている現状です。町では、いじめ問題や特別な支援を必要とする児童に対処するため、スクールアシスタントやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等をお願いし、担任の先生や養護教員へのサポート体制への強化を図っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 指導主事の件を聞かれましたけども、この件につきましては、庁内の人事、職員数のことも関係しますので、町長の了解を得まして、県へ要望中でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 特別支援教育の対象者、障害者といわれる方々、子供たちが、小学校で22名、中学校で10名と言われましたが、11月末の新聞によると、約6.3%ぐらいの在籍率だと私も西小で聞いたところ、やっぱり10人ぐらいいるというふうなことなんです。

それで、ある小学校では発達障害と不登校と重なって、担任の先生は学校が忙しくてなかなかどう対処していかかわからないから、やはり専門の特別支援教育の役場の職員が、そういう職員がそういう相談に乗る人たちがいらっしやらないというふうなことで、やはりそういう特別支援教育の充実のためにも、学校現場にも詳しい、そして子供たちのそういう悩みとか親の悩み、先生の悩み、そういう相談に乗れるような人材を置くべきじゃないのかなと、私も都城の教育委員会に聞きに行ったところ、やはり市の段階では指導主事を置いてるけど、町の段階ではそういう人たちは別に置いてるところ法律で決まってるわけではないけど、この現在、町も高原とか、新富とか、美郷町とかそういうふうなところでやっぱりいらっしやるようになったと、だからやはり文教の町、三股と言われるところで、やっぱりそういう専門的な助言とか指導を与えることができる役場の職員、そういうふうな人たちが必要になってくるのではないかなというふうに考えますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど担当課長のほうから話がありましたように、そういう方法での取り組みができないかということで、県のほうに配置等のお願いをしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 都城の学校教育課の先生、職員がおっしゃるには、ほとんどが学校の先生たちだと、そういう経験者だと、それで先生たちのご苦勞を少しでも軽くするために、そういう特別支援教育に携わる先生たち、それと両親に対する子育て支援ていうんですか、やはり両親がもうパニックになったり、それから担任の先生との対立と言ってはいけないんですけど、やはりなかなかそのあたりがうまくいかずに子供たちに影響があつてるといふふうな事例が町でもあるんです。

それは、ある学校の先生からお聞きしたんですが、やはり小学校に22名いるっていうことは、各学校に4、5名はそういう特別自閉症とか、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害こういうふうな子供たちがいるということでしょう。それで、子供たちのためにはその補助教員とか特別支援教育支援を6名配置したというふうなことはありますが、先生たちのそういう相談相手、そういうふうなことのできる心理士とか特別な方を、町の教育委員会にも行政マンとして学校と行政の橋わたし役となるような人材をぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですが、教育長はいかがお考えですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） おっしゃるとおりでありまして、この学習障害というのは、平成19年に法律が改正されまして、従来特殊教育と言っていたものを、特別支援教育という名に変わったんです、そのときに。ですから、特殊教育をいわゆる盲ろう養護学校の専門学校のほうで指導するのではなくて、通常学校でも指導しないといけなくなった。そのためにふえてきたと。

ふえてきたということに関して、先ほどおっしゃいましたように、学習支援員といったような人たちを入れていただいていると。ですから町とすれば、本当に手厚い補助をしていただいているんです。来年度に向けて若干名ふやしていただくということですので、ありがたいです。ただ、おっしゃるようにその専門的にそれを理解してて、学校現場と先生たちとそれから私ども行政のほうとの橋渡しをするという先生が少なかったために、今回特別に、町長の配慮をいただいて、指導主事を入れてあげようという措置をもらったわけです。

ですが、これもやはり文教三股のおっしゃるとおり、文教三股の教育のあり方だろうというふうに思います。そのほかの諸々のことに関しましては、これからまた、検討していかないと、どっちみちまたふえてくるであろうと、その学習障害を持った児童生徒が。その対応策を考えていかななくてはいけないので、これから出てくる、検討させていただくということになるかと思えます。そのように考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そういう指導主事の本来の職務は、教員に対して助言と指導を与えることにあって、第1の任務は児童生徒のよりよき成長発達を図るために、教員の活動を援助することだと、武田一郎先生という人の本に書いてあるそうなんです、これは指導主事の職能というふうなことで、それは教育長の職務を補助することでもあるというふうなことですので、ぜひ本町でも文教三股というふうなことをさっき池邊議員の質問の中でも教育文教の町三股をきちんとしていくんだというふうな町長の答弁もありましたように、ぜひこういう特別な支援を必要とする子供たちにも、そして子供たちを一生懸命に指導されて教育されている先生たちのご苦勞、それからまた、お父さん、お母さんの悩みとかそういうふうなことにも答えられるような人材を、ぜひ気軽に相談できるような人を、教育委員会の行政マンとして置いていただきたいなというふうなことを要望して、私、2番目の質問を終わります。

3番目の質問なんですが、昨年7月から実施された地デジテレビ化で、FMラジオのテレビ音声は聞こえなくなり、視覚障害者は情報を得るのが困難になっています。

昨年8月31日に衆参の両院本会議で、視覚障害者からテレビを遠ざけない地デジテレビへの移行に関する請願が、全会一致で採択されております。厚労省は11月29日に視覚障害者に対し、市町村が地デジ受信機付きラジオを給付できることを明らかにしました。そのことについて

本町にそういう通達がきているのかどうか、対応はどうされるのか質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 視覚障害者に地デジ対応ラジオの給付に関するというご質問でございますが、視覚障害者の中にはFMラジオを使って、テレビの音を聞いておられる方も多いということではありますが、平成23年7月のテレビ放送のデジタル化に伴いまして、FMラジオでテレビ音声を聞くことができなくなったと、ご指摘のとおりでございます。

全員が全盲というわけではありませんけれども、本町の視覚障害者で、1級障害の方々は今現在42名いらっしゃいます。ラジオでテレビ音声が聞けなくなり、1年以上経過しており、情報取得に困られている方もおられるのではないかとこのように思っております。今回厚生労働省が、地デジ対応ラジオを視覚障害者への給付対象としたという情報がありますけれども、国、県からの通知はまだ本町のほうにはきていないところでありますが、通知がまいる次第、視覚障害者福祉会を通じまして、周知してまいります。

次に、いつから給付されるかという質問でございますけれども、厚生労働省が、来年2月に全国の障害福祉担当課長会議で周知するというところでございますので、県からの情報をもとに町の日常生活用具給付事業実施規則の改正を行い、平成25年度から給付を実施したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今のお答えでわかったんですが、大体1級の障害者には全員給付されるわけですか。お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） これは申請によりますので、希望される方だけということになります。希望された方に対しては、1台が3万円ぐらいするラジオだそうなんですけれども、それを給付していくこととなります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その場合、3万円の自己負担というふうなことなんですが、補助とかそういうふうなのはないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 3万円のラジオに対しまして2分の1が国、4分の1が県、4分の1が町でございます、個人の負担はございません。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今の答弁でわかりました。ぜひそういう通達がきて実施されるよ

うになったら、そういうふうな人たちには、一日も早く情報が得られるようにしていただきたい
と思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、3時まで本会議を休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位5番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） それでは5番、福永。

日本一の肉牛を活用する町の取り組みについて質問したいと思います。

第10回和牛の共進会長崎大会においての内容につきましては、先ほど内村議員のほうから詳しく説明がございましたので、説明は省かせていただきます。

9区の肉用牛部門で、親子連続首席に輝いた福永昇さん、透さんの偉業は、今後恐らくこの記録は破れないものと思います。この日本一の肉牛の栄誉の称号を、町として利活用し、町のさらなる活性化並びにPRに役立てるべきだと思いますが、町として何か具体的な取り組みの計画が
おありなのか、ご質問いたします。

あとは質問席のほうから伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 日本一の肉牛を活用する町の取り組みということで、ご質問でございます。ご案内のとおり、三股町の蓼池の福永透さんが、第10回全国和牛能力共進会長崎大会の第9区で、見事に首席を獲得されました。また、7区から9区の全枝肉部門175頭の中で、もっとも優れた枝肉に贈られます最優秀枝肉賞を受賞し、名実ともに和牛日本一になられたことは、ご承知のとおりでございます。

この日本一の肉牛という栄誉は、町の活性化並びにPR用のフレーズとして、十分価値のあるものと考えております。具体的な取り組み、検討はこれからでございますけれども、「和牛日本一の町三股」といったフレーズを使った既存のパンフレットへ肉牛日本一のシールを張りつけたり、牛肉の消費拡大キャンペーン、畜産全般に及んだPRなどさまざまな案が考えられますので、観光協会、そして、また、商工会などとの関係機関と相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。また、最高ランクの牛肉を産出した町でありますので、牛肉を使った加工

品などの開発も考えられるのかなというふうに考えます。この成果は、少なくとも5年間タイトルとして使えますので、三股町そのものをPRできるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今、町長が申されましたけれども、5年前もやっぱりお父さんが日本一になられたんですけれども、それから今までの5年間日本一という称号、昇さんがチャンピオンになったときには、いろいろな場でも前の桑畑町長も申されましたけど、ほんの一時であつてもう5年間、今、申されましたけども、日本一の称号というのは次のチャンピオンで決まるまで残るわけで、この5年間を考えると、ここで今までの5年間になかった新たなと申しますか、5年の反省を踏まえて、ちょっと意見を伺いたいんですけれども、今までの5年間も日本一だったわけでしょう。

新たに変わったわけではなくて、そこをちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 前回、鳥取大会で日本一という称号を得まして、そのときは本当に本町からそのような日本一が出るのかなとびっくりいたしました。それで、本人がその受賞をしたということで、町としましては何らかの形でまずは表彰しなくちゃならないというようなことで、大変このやはり10月という時期でございました。そして11月の3日が町表彰ですから、それにかに載せるかということで一生懸命この要項等変更したり選考委員会を開いたりしながら、まず、そういう取り組みをさしていただいて、まず町民へこういう形での日本一だということのPR、要するに周知方をしたところでございます。

しかしその後、この称号をどういう有効に使うというところのアイデア等を含めて発想がなかったところでもございまして、ですから非常に考えてみれば残念だったと言えます。

その後、この口蹄疫とかありまして、非常にそちらのほうに気が回らないといいますが、そういうアイデア等が生まれなくて、そういう処置、処理に明け暮れたということがあったのではなかろうかというように思います。今、言われましたように、その反省を踏まえてこれからは「日本一和牛の町」このあたりをいかに有効に使って町発信していくか、いろんな皆さん方の声を聞きながら、一緒になってやっていきたいなというふうに思います。先ほど言いました、シールを張りつけるとかパンフレットとかいろんな取り組みのときにそのタイトル、フレーズを使わしていったらいいのかなというふうに考えています。また、それ以外にもいろんなアイデア等も含めて、検討さしていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（５番 福永 廣文君） やっぱり前の５年間について反省もあるようでございますので、それを生かして今後の５年間については、日本一の称号が無駄にならないように、ぜひとも町のPRに活用していただきたいと思えます。

その１つとして、町の一角にでも何と申しますか、あそこに立っていますね、入り口のところに。ああいう形のものでもつくっていただいたら、また国道が通っていますね。国道の町境のところにもつくってほしいという気持ちもございませぬ。それとか今町道なんか「花と緑のまち」とかいろんなあれがありますね、ああいう形でもやっぱり肉牛日本一のまちというようなことを、もう既にある物に書くこと自体は予算的に余りいらぬと思えますので、ぜひそういうことも人々が見て、本人の名誉もですけども、やっぱり町外から来た人が、また三股を通過する人が、おお、日本一の肉牛が出たところか、というようなことも大事な宣伝じゃないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと一言、町の入口のところに、文化と人間性を培う文教のまち三股、それでこちらの方に、花と緑のまち、もう一面、なんてかいちよるかちゆうことですか。非核宣言のまちですな。私はその非核宣言のまちというのをちょっと何が書いてあるのか今まで意識して見なかつたもんですから、昼休み見たら、非核宣言のまちというのが書いてありまして、もし、よそから三股にお見えになった方が、ああいう町のシンボリックな用語を見て、こういう町だなというふうにおぼれると思ふんです。

この前も農業委員会で、九重町ですか、そこに行ったときに、ホッケーのまちというのが書いてあつたんですよ、ホッケーですな。それで、今年ロンドンオリンピックに九重町から女の方がオリンピック戦に出られたと、そういう話をいろいろ聞きまして、国体のときにホッケー会場になったことが縁でそういうホッケーのまちになったそうでございます。

だから非核宣言の町も大事かもしれませぬけども、それ以上にやっぱり今度の日本一の肉牛のまちを宣伝してほしいというふうにおぼれているところでございます。

ぜひ、この町の序舎の一角にそういうものをぜひ今回はつくってほしいと思えますけども、ひとつ気持ちを、町長もう一回お願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この非核宣言のまちも非常に大事でございます。これも町議会のほうで決定と申しますか、審議されて、そういう何とか宣言をされたところでございませぬので、それも大事にしながら、そして今言われますこの和牛日本一のまち、このフレーズを大事にするということで、今ご提案のところも踏まえながら検討させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（５番 福永 廣文君） 産業振興課長も、一つ考えを……。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 突然でございましたけども、確かに今町長の答弁の中にもいろいろありました和牛日本一のまち三股というフレーズが十分使えるというのは感じておりますし、今議員がおっしゃる方法も十分考えられると思います。

また今後、和牛生産部会あるいは研究グループ、そして肥育牛部会、みんな一丸となってどういった方法がいいかということ部会の中で検討していただきながら、それをまたまとめて行政のほうも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（5番 福永 廣文君） 以上、ぜひ早いうちにこのことが実現するようにお願いして、簡単でございますけども、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位7番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） たかをくくってましたら、進行がいいのかどうかわかりませんが、通告しておきました3つの点についてお伺いをしたいと思います。

まず、くいまーるの運行時刻ということで書いておきました。町内をワンコインで回るくいまーるにつきまして、大変便利であるんですけども、特に季節の変わり目と中学校の部活の終わる時間に、特に10月というふうに思っているんですけど、部活が終わるとバスが出るのに余りにも時間が近すぎるということで、子供さんが親に迎えに来てもらうか、早く部活やめるか、二者択一だということをお聞きをいたしました。

それで、そのくいまーるの時刻表には小さい字ですけども、中学校の部活動に合わせてこの時刻表を変更しておりますとこう書いてあります。

そこでお聞きしますけれども、中学校の部活のところにはバスが行くわけではなくてその停留所のところに行くわけですから、終わってから片づけをしてバス停に行って十分に間に合う時間帯というふうに確認をされてこの時間設定になっているのかどうかということをお聞きをして、壇上からの質問は以上にして、後は質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） くいまーるの運行時刻について、最終時刻を中学生の部活に合わせることはできないかという質問でございますが、次のように回答させていただきます。

コミュニティーバスくいまーるは住民の買い物や通院といった生活を支援する便と、中学生等の通学を支援する便があり、それぞれの利用者のニーズに合わせて運行しているところでござい

ます。このうち通学支援は、平日の場合、朝は中学校の始業時間に合わせて1便、夕方は中学校の終業時間と部活動をしている生徒の帰宅時間に合わせて2便を運行しているところでございます。

ご質問の、最終時刻に関する詳細、これについては担当課長のほうで回答します。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 質問にありました最終便についてでございますけども、中学校と連携をとりながらということで、今年度もそうなんですけども、年度途中にも今年度は特にということで行いました。部活動の終了時間に合わせて出発時刻を設定しております、中学校では4月から8月までの期間は部活動の終了時間が19時、午後7時と、それから9月、10月、2月、3月の終了時間が18時30分、午後6時30分、11月から1月までの終了時間が18時ということで、午後6時となっていることから、くいまーの最終の出発時刻を、長田方面が終了時間の14分後、それから蓼池方面が16分後、宮村方面が20分後としているところでございます。

中学校との連携、それから確認してそうなのかなと言われてきたんですけども、先ほども言いましたけれども、年度当初、教育委員会を通じて学校のほうに確認をしております。今回の質問をいただいて、何かありませんかということで私のほうも問合わせしたんですけども、いいえ何もございませぬ、ということで学校側から回答いただいているところでございます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 現実的には前にあります。現実的には。しかし、部活を終わって何時までここから出なさいよ、そこにバスは来ないですね。そこからバス停まで歩いて行かなければいけないわけですね。ということは、車を持っていらっしゃる学校の先生は簡単に間に合うでしょう。だけど子供たちは歩きですから、バスに乗るわけですから、ということ想定をして、それだけの時間差というのができているのかということの特にバスで乗ってくるぐらいですから遠方なわけで、歩いて帰るといふわけにはいかんわけですね。そうすると、部活だけ終えて、あと片づけせずに帰る。普通そうなるんです。

そうすると公平、平等な部活の指導をするとなると「お前帰っていいよ、後片づけお前やれ」という話になってしまうわけですね。そこで、せつかく入れてあるわけですから、その実態をちょっと把握してもらって、実際本当に学校側が思うバス停までの移動時間、それから本当にその時間帯に出た場合に、人が出ようとした場合に、大きい部活であればそれまた大きな問題があるんです、出るまでに時間かかるとか。確かに、特に10月は新人戦が11月の初めですので、それに合わせて特例でとっておける、要するに市・郡大会で勝っている学校は延長なんです。要するに市・郡大会が県の大会に行きますよとこうなると、そこら辺がまた出てくるんですよ。

だから現実にはそうなんだということをもう一回把握してほしいと思うんですが、再度答弁お願

いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今回、部活の終わる時間とバスの出発時間が合わないということで、中学校と、先ほど言いましたとおり教育委員会、そして町のほうと、3者で実態把握ということをもとに行いまして、再度協議の場を持ちたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 現場で苦勞しているやつがしゃべるわけですから、大体感覚的にはおわかりになるだろうと思いますので、再度、もう今年は過ぎました、来年の話になりますから、それを変わるとか変えないとかということではありませんので、窮屈にならないように、言われたとおりお願いしたいというふうに思っています。

以上で終わります。

次に地産地消についてお聞きをしておきました。

2番①ですけれども、本町の第1次産業の収入額がいくらか、それから総収入額、それから収入額、順はどういうふうになっておりますかというふうにお聞きをしておきました。

これは、町長が答えるべきものではなく、わかっている数字を単純に答えてもらうわけですから、それを踏まえて、一番後ろの後段のところに町長答えてもらいたいと思います。

今、B級グルメが大変な話題をよんでいるが、本町でも地場産業を含んだB級グルメの開発をする気はないかというふうに触れておきましたので、まず、全体の総収入、それからB級グルメについて町長が答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、今ご質問ありました、前段の本町1次産業の総収入はいくらか、三股町の1次産業ちゅうのはどうなっているのかというご質問に対して答弁をさせていただきます。

農林水産省の九州農政局宮崎農政事務所に確認しましたところ、平成18年度までは作物ごとに所得統計という形でまとめておられたということなんですが、19年度以降、県の一括の統計となりまして、市町村ごとには統計をまとめていないということでございます。よっていろいろ調べてみましたが、現時点で公的にお示しできる数字は18年度統計となりますので、ご了承くださいますようお願いしたいと思います。

産出額でお答えいたします。本町の1次産業である農業の18年度総生産額は50億8,000万円であり、その内訳としまして、米、野菜など耕種の計が13億3,000万、畜産の計が37億1,000万、その他加工農産物が約3,000万円となっております。なお、細かい作物ごとの所得統計による主な順位でございますが、1位が肉用牛の約12億6,000万円、2位

が鶏ですが、ブロイラーを除く11億7,000万、3位はブロイラーで6億1,000万、4位が野菜類の5億6,000万、5位が米の4億1,000万、6位が豚で3億5,000万円となっています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） B級グルメについての質問ですけど、これも担当課長でいいんですけども、ご指名でございますので私のほうで回答させていただきます。

B級グルメにつきましては、話題性などから観光にも生かすことができ、本町でも試作品開発やイベントなどで試験販売をしているところでございます。

昨年度は、本町で多く作付されています里芋を使った、みまたん里芋揚げボールを開発しまして、MR T感謝祭、市町村グルメコンテストというのがございますが、そちらのほうに出品をいたしました。これは揚げた里芋に3種類の味つけを施したもので、おやつやお酒のつまみになると好評いただいています。

また本年度、MR T感謝祭がございましたが、その市町村グルメコンテストでは三股町地場農畜産物利用地活性化推進協議会、ちょっと長いんですけどそちらで開発しました学校給食資材として提供しているみまたんメンチカツを用いた、みまたんメンチカツ de タコスを出品しまして、おいしいとの評価を得ているところでございます。

現在でこのような新規開発のB級グルメで可能性を図っており、今後は三股駅前のよかもんやなどで販売できるよう検討をしたいと考えております。

また、このほかにも昔から食べられているガネやからいも餅なども、その製法やパッケージを再考することで新しいB級グルメになるんじゃないかと検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まず、言われた数字は18年、わかっても少なくとも20年とか21年とかでない、このままであれば、今産業振興課長が言った18年が来年も再来年もずっとそのままに、要するに、三股町の形態が変わるにもかかわらずそのまま生き続けると。町長が挨拶で主要産業が農業だと言われるのはどこから出てくるやんという話を思うわけですよ。

町長にあえて答えてもらったB級グルメの話ですけども、単品を加工するというのではなくて、複数の物を加工することによって、それが三股町のものになる。そして、例えばふるさと祭りではそれが絶対出てくる。

要するに、今から加工するときに話題性を進むとすれば、三股町には幸いなことに東高校があって調理科があります。南九大がどれほど取り組んでもらえるのかわかりませんが、そういう話

題性をつくりながら、先ほどあった牛肉等々もあるわけですから、何かないかなと、何かできないかなと、で、単品をただ西岳辺でやっているガネっていったらカライモだけですよね。ということではなくて、一つの料理としてできるもの、そしてそれが三股町の食堂で出てきて、例えばのぼり旗が立ってますよと。それから、例えばそういうのをすれば、先ほどのあれじゃないんですが、車運転すると暇ですから、前の車常に見てますので、マグネットにそういうの書いてペタッと貼っておくとか、例えばなんですかね、食堂の方はもちろん、町の公用車もっていう、要するに書くことじゃなくてマグネットに書けば済むことですから、何かそういうことをこうやりながら、三股したらこれよなということを書けばいいんじゃないのかというふうに思っておるんですね。

何もない三股町、特産物がこれがっというところをするということになると、相当の時間かかると思います。しかし、そういうことをいろんな話題づくりすればするほどいろんなものが出てくるのかなというふうに思います。先ほど言ったように、このふるさと祭りで必ずそれは三股町の適材ものとなればそこで必ず出す。先ほど言われましたこれについてはふるさと祭りでは出てきてない。だからそういうような取り組みを町として何かやるという、もちろん町がリーダーシップとってやれちゅうことじゃないんですけども、そういう話題づくりのために何かこうやるといいのかなというふうに思ったんですが、これはどちらでもいいですけども、そういうことを考えたようなことはできないか、お伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、議員のほうからおっしゃった中で、今私どもで検討している部分が実際ございます。これはまだ案の段階であって、打ち合わせがまだ2回ほどしか進んでいないものでございますけれど、先ほど議員がおっしゃった、東高校の調理科、ここは十分生かすべきだろうというふうに踏んでおりました。

その中で、今回ふるさと祭りに協力をいただいて、高校生レストラン東の風を出店していただきましたけれど、その縁がございまして、あのときはふるさと大使と一緒にコラボをしていただいたわけですが、今回、来年明けてからになります、2月をめどに第1回三股町地産地消料理コンクールというそういったものを考えております。

今回、第1回につきましては、東高校の調理科の生徒、テーマが3種類、1品目が牛肉をテーマに、2つ目がカンショをテーマにしたスイーツ、3つ目が既にある加工品を使ったコンテストとそういった形で今検討を進めているところです。正式発表は年が明けてからということになると思いますが、そして2回目以降は東高校と相談しましたんですが、町内の一般の方もそのコンテストに入れたらどうかということも進めておりますし、またその審査に当たりますは町内のレストランのオーナーであるとか料理人の方々、あるいは行政とか生産者も含めた審査員でそれを

行いたいというふうに計画を今進めている段階でございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ありがとうございます。考えた中でいろいろ試行錯誤されているというのはよくわかるんですけども、今進まんとしているものについて、確実に進めるためにどうするのかという、B級グルメちゅうのは食中毒以外は失敗して当たり前といたらおかしいですかね、なかなか広がらないものなんです。だから、そういうのを試行錯誤しながら人気商品を拾い出してそれを町内の食堂なら全てそののぼり旗を立ててここには売っていますよというような形をとれば、車にもマジックでパンと載せれば三股はこれだというふうにできるのかなと、あれもこれもそれもといたら二兎を追う者なんたらってなりますので、まずは1品何かをボンて出してみる。そうすることによって、町長とか、在京三股会とかそういうところありますけども、そこにつくったの持って行っていくかそこに持って行ってつくってもらうとか、何かそういうようなこといろんなアイデアが出てくると思うんです。せめてそういうことを考えてほしいなと思います。

次ですが、最初の18年の問題ですね。

これは税務財政課も総動員してどういう所得がどうなってるのか、個人名でだれだれの農家さんが農業所得がいくらあるかということを知りたいんで、要するにそういう業をする人たちは総収入がどれくらいあるというふうなところを把握しながら三股町も進んでいかないかなのじゃないのかなというふうに思っておるんで、三股町の1番の基幹産業は何ですかといたらある人がそれは年金よち言った人がいますけども、それじゃどうにもならないんで、それではない、今から先展望のあるものにしてほしいなというふうに思います。これ要望しておきますので、もし税務財政課長何かそういう手だてがあれば教えてほしいんですが、ありますか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今農業の収入の細かい内容のところになると思いますが、申告と税の観点から言えば確定申告なり、あるいは町民税の申告なりということの中で、課税資料としては細かいものを出していただく場合もありますし、確定申告においては、税務署でやった分については収入すら書いてない、所得額しか把握できないといったようなものもございますので、中味を十分検討した上で、今、議員のほうで言われました、資料としてできるものなのかどうかその辺のところは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、だれが農業をしてるのは産業振興よりも税務課長のほうが詳しいと思うんです。もちろん青色申告をすると所得しか出てきません。それはそれで調査かければ、アンケートみたいな調査かけて、課税じゃありませんよ、こういうことに使うんですよ

というふうに、今いっぱい調査はやりですから、三股町も総務省の調査か何かが入ってるようですけれども、そういうことで、それを土台にしながら次のステップを考えるということでお願いをしておきたいと思います。

税務の中で個人情報というふうに走らないようにお願いをしながら、とはいえ、全体の把握をお願いしておきたいと思います。

次に入ります。

学校給食の地産地消、前もこれをお聞きをしました。学校給食についても、前々回のときに、よかもんやらできればどうたらこたらってあったんですが、それも声、それから次も声、これで3回目かなと思ってるんですが、学校給食が3,000食なんでできませんよという答弁はもう聞き飽きましたので、その答弁はいらないんですが、ならどうやったらできるかというのをあえて、学校給食の今の現状、地場産業のミニトマトですか、何かそういうのやら取り組んでらっしゃるでしょうけれども、それから今から先どうされようとしているのか答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 詳しくを課長のほうに答えていただきます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 今の質問ですけれども、学校給食の町内産の提供の状況はどうなっているのか、今後予定でふやす考えはあるかの問いですけれども、主食といたしましては、米飯を取り扱っていますが、学校給食用米穀の取り扱いについては文部省の指導により、県教育委員会、県農政水産部、宮崎県農業協同組合中央会等の6者の会の合意を経て県内産優良米を一元提供する制度が平成11年度から確立し、本町においてもこの制度を利用して県内産の優良米を購入しております。

三股産米の実績は平成21年度8.4トン、平成22年度13.8トン、平成23年度の実績はありませんでしたけれども、都城管内の管内産ヒノヒカリ100%となっております。平成23年度以降、震災の影響により県外からの買付けが多く、農協への抛出が少ないことによります。

今後についてですが、町内の農家から直接購入するとなると、農家には価格、保存場所、精度の高い精米機が、による精米、精米して炊飯工場に週2回搬入するといったさまざまな負担リスクが発生します。高く売りたい農家と安く買いたい給食センターという構造の中で、限られた予算で安心して安全な給食を提供するという責任においては一定の価格で県産の優良米を安定的に供給してもらい、その中には三股産の米も含まれているということから、引き続き現制度を利用し、宮崎県学校給食会から購入していきたいと考えております。

また副食ですけれども、ごはん、パンに添えて食べるおかずの原材料として肉、野菜、加工食

品等があります。数年前から地産地消として町内産のキュウリ、トマト、里芋、大根、イチゴ等を利用してきましたけれども、平成23年度の実績といたしましては、キュウリ1,583キログラム、中村食肉と町で共同開発したメンチカツ、里芋コロッセを2回ずつ利用しました。22年度も同様、キュウリとメンチカツは利用しております。これまで町内産の食材、特に野菜を利用して問題となったのは、一定の規格品を給食センターが欲しいときに欲しい量を納めていただくというのが非常に難しかったということです。三股の給食センターは大量調理であり、短時間でつくらなければなりません。そのため機械等を使って下処理や裁断を行っています。よって毎日使ういろいろな種類の野菜を必要な量、決められた時間までに納めていただければなりません。このような理由から、現在野菜の購入については毎月町内3業者の入札を行っています。限られた予算の中で、毎日使う多くの種類の野菜を安定的に購入するためには今後も基本的には3業者の入札になると考えてますが、産業振興課と協議しながら、町内産のもので、キュウリのように取り決めるものがあれば検討していきたいと思います。

また、21年9月の議会でお答えしました、よかもんやの活用についてですけれども、よかもんやへ納めている農家は、給食センターで必要とする2,600食分を納められるような生産規模でなく、またよかもんやを通すことで手数料も発生することから、協議には至っておりません。以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まず、主食から入りたいと思います。

主食については、この9月議会に言ったのかどうかわかりませんが、全てをあそこから取り除いてやるのかどうかちゅうのは置いて、本当は給食センターですから、主食もあそこでつくるのが給食センターです。前にも言いましたけどもあそこは給食センターではなくて副食センターですよ。おかずしかつくってないわけですから。

主食でいう米について、例えば、三股じゃないですけど、学校によっては学校内で炊飯で炊く、要するにクラスごとに炊くちゅんですか、その学校全てはやるということではなくて、決められたグループというか組、学年いいんですけども、それで回すということだって不可能ではない。

2,600食ですか、全てを米でドバってやるんやっていうことにならなくてもなんかできるんじゃないのか。この前の話の中で弁当の日ができたとか何とか話も聞いてますけども、そういう話の延長線上の中で自分たちで米を炊いて食べるということも一つの中に入るのかなというふうに思いますが、主食についてそういうモデルケースみたいなやったらどうかって思うんですが、お答え願います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 今のところの設備等から考えてちょっとできないかなと思っており

ます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ではまあできないということで切るということではなくて、何ができないのか、どうしたらできるのか、次の副食でも言うと思いますが、できないのではなくてどうしたらできますよというのを論議してもらえるとありがたいと思います。例えば、こうしたらできます。例えば、電気が飛んでしまうので電気のアンペア上げないとできませんとか、そのそういう洗い場がないのでできませんとか、何か理由があるわけです。であればそういうことをするというのも一つの方法であって、米についても全て買うということでの県の学校給食会ですか、どうせ天下りでしょうけども、そっから入れて持ってくるだけが100点ではなくて、前にも言ったけども契約してそこの米与えますよ、あなたたちの子供さん、お孫さんの食べる米ですよと言えばそれなりに農薬を控えた、少し生産能力は落ちてもし、作ろうかなっていうのがあるんじゃないかというふうに思いますので、実際上に問題として何が障害となっているのか、どうすべきなのか考えてほしいと思います。

次に行きます。

副食ですが、この副食についても、例えばよかもんやがどのくらい手数料を取るのか、その手数料の話も中に入るのかもしれませんけども、そこで汗かいてもらえれば、割と安定的には入るんだらうと思います。入札、これは建設業の入札も一緒ですけども、町内のところに入札出しました、下請けに出したところ全部宮崎とかそこから来ていましたというのとあんまり変わらない理屈ですよ。であれば町内でどれくらい確保できる、あしたはあした、明後日はどれくらいできる、それによって調理を、もちろん栄養士さんの機転が必要です。入らなければ別な料理に差しかえにゃいかん。別なのを足さないかん。いろんなことが必要になります。それは栄養士さんの腕の見せどころだらうと思いますね。

なんぼかの学校で話し合っちゃって、10人当たりでどれくらいいるちてそれを掛け算をして学校ごとにくるくる回されると、県内のところで3、4人組んどけば、よりレシピをつくれれば、いちにのさんって回せばファクスで済むわけです。そういうことではなくて三股町にあるものをどうやって使うかということを町の中で考えればもう少しいいアイデアが浮かぶだらうと思いますが、野菜だって少なくとも使う努力をすればできるんじゃないのかな。三股町の町長が先ほども言いましたけども、基幹産業の農業って言うてる中で、食べるのはいや宮崎県ですわちゅうのには、宮崎県が言うならわかります。宮崎県の県知事が、河野知事が言うならわかりますよ。でも三股町長としてはそこら辺は違うんじゃないのかなと、まあ6次産業化と言われますけども、1足す2足す3足すではないだらうと私は思っていました6次はな、1掛け2掛け3ではないのかなというふうに掛算だらうというふうに思っておりますので、この行政がそこまで汗をかくとい

うことがまず町内産を売り出すということになるんだろうと思いますが、教育委員会、もしくは町長、誰でもいいですけども、今回について、こういう問題について新たなアイデアで何かやるっっちゃうことはありますか、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 指宿さんの答えとして答えにならないかもしれませんが、先ほど答えましたようにキュウリとしては1,583キログラム使っております。欲しいときに欲しい量という面から考えるとできないと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 押し問答になってもなんですけども、要するに使う努力をしてほしいということなんです。主食でも言いましたけども、2,600人全部変えるなら、なら何で給食センターにしたんやろうて。もともとあったのは単独校方式やったがね、っていうふうになっちゃうわけです。そうではなくて、ならばどここの分はどうしようか、いうふうにしてほしいと思います。

次の問題に入ります。

あえて答弁者の中に学校給食会会長と書いておきました。学校給食会会長と書いたのは、きょう見えてないから書いたわけではなくて、新たに出席してもらう必要もないのであえて書きましたけども、アレルギーの対策が都城市も試行でやってるんです。いろんなアレルギーがあります。だから、全ての人を網羅するということはなかなか難しいです。だけどアンケートとってこうやるとこれを特別な料理にしたら何人救えるとかというのが多分出てくるんだろうと思います。宮崎県にはマニュアル本がありません。しかし全国的には県教委がマニュアル本をつくって各自治体に配ってるんです。こうしてください、こういうふうにとるんですよという、要するに教育の一環である学校給食を弁当を持ってこないかんというのは、それは努力として足りないんじゃないか。今現在でいいんですが、アレルギーを持っていらっしゃる人の調査が終わってれば教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 詳しく、課長のほうから答えてもらいます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） アレルギーの対象者の人数ですけども、牛乳アレルギーが小中学校、生徒先生含め18名です。献立表配布、成分表が書いたのでアレルギー対策として出してる人が50名、弁当持参が宮村小学校1名、西小1名、三股中1名です。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 献立っていうと子供なので、何が入ってるかというのをお知らせしたうえで、それは単品食うか、食わんかというのはその子供に任せざるを得ないですね。だから、副食、学校で出てくる中でこれは食べられないもの、これは食べられるものという形になって、食べられんのがいっぱいある人は弁当持って来ざるを得ない、こうなるわけですけども、献立の中で、もっと違うものを献立でできれば、この人は例えば特別な料理になりますから給食センターで弁当ちゅう話になるのかもしれないけれども、今の施設の中ででき得るのではないのかなというふうに今思っています。

三股はしてないんですけども都城市では小さい学校ぐらいから、合併したけども給食センターいっぱいあるんですよ、都城市には給食センターがいっぱいあります。そういうところで、小さい給食センターですけども取り組もうとしています。それについて町長はこういうことはどうだと、そういうアレルギーの人1人でも2人でも救ってこうやろうかというところは学校給食会の会長として答弁お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 十分に理解はしてないんですけど、ただ現場の声といいますか現場のほうからこのアレルギー対応について特別な施設を設けたり云々なったときに、給食センターとしてはどのような問題が発生するかというようなことをまとめていただきましたけども、個別に給食をつくって、アレルギー関係が非常に細かく個人個人で違いますので、そういうのがこの給食センターで対応できるのか、あるいはまた一人一人をつくったその後の食器を全て洗い流して消毒してまたつくらなくちゃいかんと、いろいろ手間暇、問題点が多々あるというふうに聞いております。

また、施設自体も今の現状ではだめですから、またいろんな形で作り直すといいますか、内部的なこういう取り組みなんかも必要でしょうし、いろいろとこう問題点があるような報告を受けておりますので、現状でなかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、言われるようにほかのところで集中ちゅうのは単独方式じゃなくて集中方式でございますので、そういう中で2,600食というのをつくっております。そういう中でそういうふうな対応が可能なかどうか、そのあたりの研究というのは必要となってくるというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 三股町からも県に言って、マニュアルをつくらして、そういうの全国的につくられてるのいっぱいあるわけだから、もっともだったらインターネットで調べればあしたと思ってたんで持ってくる予定でしたけどもあるんですよ、このマニュアル本が、つくっ

てるんです県教委、実際にするためにはこういうことに気をつけなさいて、だからそういうのをどうやったらできるのか、前は3,000食やからできんていって2,600になってもやっぱりできんちゅうなら何食ならできるか、そういうことも考えにやいかんというふうに思っております。

実際上の問題として困っていらっしゃる人もいるわけですし、食べたことによって気分が悪くなるとか、ただ好き嫌いの話ではありませんので、そこら辺をお願いをしておきたいというふうに思っています。

これは流れの中でいうに、地産地消という考え方の流れの中でずっと言っていますから、いろんなところとタイアップすればできるんだろうというふうに思いますのでお願いをしておきたいと思います。

さて、最後の問題に入ります。

陰口が聞こえるのかもしれませんが、うちはナビがあいまいいらんて陰口があるやに聞いてますが、ナビがあるかいいいらんとなれば、全部その辺の標識は全部取ればいいですよ。全部取ればいい、ナビがあるんだから、ナビに出てきますよ。そうではなくて、アスリートタウンをつけて皆さんたちに来てもらわないかんわけですね。そうなりとよそから来る人は、電車で来て都城からタクシーで来るか、高速に乗ってインターで降りてくるかしかないわけですよ。そうなったときに、ここにいらっしゃる課長さんも経験があると思いますが、今インターにいるんだけどどうやって役場行ったらいいですか、3人聞いたら3人、4人聞いたら4人ひよっとしたら案内する道が違う可能性があります。自分がいつも通ってるところ、迷うといけないのでちょっと遠回りやけど大きいところを通す、そういうことがいっぱいあるだろうと思います。

そこで、この問題を出しておきました。アスリートタウンという形でやっておりますけども三股町という名前を売り出していくためには、やっぱりこの役場がまずわからないとどうにもならないわけで、役場までの道表示、道路標識、それをお願いをしておきたいと思います。多分みんな経験があると思いますが電話がくるんですよ、どうやって来ればいいですか、曲がるころいっぱいありまして役場は難しいということですので、答えをよろしく願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 道路標識の増設ですね、インターから役場までということで、スムーズに来られる標識はどうなってるかということでございますが、今回この質問受けまして、実際に車でインターから調査を行いました。

その結果、まず都城インターに降りますと、インターから役場までの4カ所に道路標識がありました。まずは高速降りまして都城のほうに10号線で向かいます。そうしますとまず1カ所目都北交差点、10号線と県道の108号、そちらが交差しておりますが、そこに左折の三股の表

示がございます。そして2カ所目が、今度は神之山の交差点、269号線の手前に直進の三股の標識がございます。そして3カ所目が、前目の納骨堂の先、今市に行くT字路がございますけども、そのところに直進ということで三股の表示がございます。そして岩下橋を渡りましてセブナイレブンの信号の手前の、ちょうど桑畑浩三さんの親せきのところですが、そのところに4カ所目、左折、三股町役場という表示がありました。ここまでくれば役場への案内は、初めての人はわかりやすいのかなという感じがしたところでございます。

ただ、車の運転や地図や標識を見るのが苦手な方もいらっしゃると思いますので、ほかに具体的にこういうところがということがあれば、ご提案を受けながら検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、柳川屋ですかね、あそこからの話でございましたが、いろんな教え方、行き方があると思いますが、一貫してそれが全部できているということができ得るのかなというふうに思いながら聞いたところでした。

実際上の問題としては、いろんなよそから来るんです。23日も約350ぐらい弓道場に来るんですけども、熊本、鹿児島、来ます。そのときにやっぱり聞かれるんです。だから何かいい方法を、地図をもちろんファクスで送るという手だてもやっておりますけども、実際上運用するといろんなところにいろんな差しさわりが出てきます。

多分前泊で来るんでしょうから都城、その人はバレーですか、何かあるということでなかなか宿がとれないとか、いろいろ右往左往してるんですが、そういう感じで、その日は多分相当の数の人たちが、よそから来た車が右往左往するんだらうと思います。

そのときにもうちょっといい方法はないのかなと思って私も車通してみたんですけども、多分私が通ったところと違うところを通ってきたんで、あっちも教える道あるよなと思って、私は今度できたJAから左に曲がるので、やからあれ行って一番蓼池のところの突き当りを右だよなというふうに思って想定をしてしゃべったわけですよ。だからいろんな道のしるべがあると思いますが、再度してもらって考える、想定ができるようなところをもう1回考えてほしいと思います。

もちろん、ナビがある人はナビで来られると思います。事故起こすとすぐわかると思いますが、ナビつけてましたかって警察は必ず聞きます。ナビ見ちゃったからよそ見でしょうという話ですね。そういうことも踏まえた上で話をしていますので、もう一回いろんな想定をしてもらいたいことをお願いをしておきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この役場、この周辺に来る道、インターから、いろんな方法、いろんな

道路があるわけなんですけれども、すべてにわたって云々ちゅうのは、配置するちゅうのはなかなか難しいことなんですけれども、そこはやはり、それなりに道路等がまた整備されたり云々しまして住民の移動が非常に多くなりそうであれば、そのあたりのところも配慮しながら今後検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 最後に、いろんな意味でアスリートタウンということを経打って、よそから三股町に来る。東京に行くと、三股っていう名前を読み方すらわからない。これ何中やろうかって、全国的にはまだその程度なんですよ。剣道ではひょっとしたら三股中学校かもしれないけども、全国大会に行って三股中って読める子供たち、親はほとんどいません。

そういうことからいってよりいっそ県内でも、鹿児島へも売るということをしてやっていこうと思えば、いろんな手立てが今から先必要だろうと思っております。

町から何を出せとか道案内しろとかっていう話をしていないわけではなく、そういうことを出す、人を出す前に看板があったらもっといいなど、もちろんこの役場の駐車場を臨時の駐車場に使うということの想定の中でこれが入ってますので、今から先継続的にいろんなものを行うということであれば、役場全体通じて検討してほしいということを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。残りの質問はあす行うことにいたします。

○議長（山中 則夫君） これで、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時02分散会

議事日程(第4号)

平成24年12月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	岩崎健一郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君

町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君	選挙管理委員長	山元 秋夫君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） それでは、ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項等を遵守して発言してください。

なお、昨日案内のとおり、本日は発言順位の変更をいたします。午前の1番は発言順位9番を行ってから、残りの8番を行います。

それでは、昨日に引き続き質問をお願いします。発言順位9番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） おはようございます。本日は、通告いたしておきました選挙執行における委託職員経費と改善についてということであります。

先日行われました、16日における投開票された衆議院選挙区での無効票ですね、これが約204万票あり、この204万票の中でも比例と、それから地方区における投票の無効票が、私は比例のほうが多いんだろうと思っておりましたら、さに囚らんや、204万票は地方小選挙区のほうで無効票、政党を選ぶ比例代表の無効票は約148万票あったということであります。投票の行動における意識、それから選挙権における非常に重大な関心を持っていただきたいと日々訴えておるんですけども、なかなか浸透していないのかなと思ってます。

この中の分析の中で、小選挙区の無効票の割合を1996年以降初めて上回ったという結果が出ております。我々、地方自治体の三股町におきましても年々と下がっている、政治に無関心。その中におきまして、本日は第1番目に掲げてあります、選管では町民アンケートの結果ということの委員会での検討結果を伺うということで設問をしておりますが、これは24年9月14日ということで、皆さん方のお手元に配付しております町民アンケート調査結果をもとにして町選管の分析結果を聞きたいということであります。内容につきましては自席から質問したいと思ひ

ます。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） おはようございます。ただいまの質問に対して答弁をいたします。

三股町における投票行動及び選挙啓発に関するアンケートの結果を受け、選挙管理委員会で特に投票しなかったと回答された方の理由及び投票率の低下の理由について協議いたしました。

前者の回答では、「候補者について十分知らなかった」が最も多く、次が「投票したい候補者がいなかったから」「仕事など他の用事があり、投票する時間がなかったから」の順であり、後者については、「有権者の政治への無関心」「投票しても政治は変わらない」などの回答が多かったところでございます。

投票率の低下についてはさまざまな要因が複雑に組み合っていると思われるため、特効薬的な対策はなかなか見当たらない状況にありますが、選挙啓発や政治、選挙に関する教育を、都城市と一体に取り組むことが重要である等の結論でありました。

終わります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま選管長に質問しているところでの投票結果、検討の結果ということで質問しておりまして、次のページからずっと小文字で、その他、アンケートに対しての「選挙管理委員会に対し、ご意見・ご提案など率直なお考えがあればご記入ください」という欄があります。これの中身を見られての、意見等の中で特筆すべきものはありましたらお答えをいただきたいと思います。約150名ほど、詳細にわたって町民からの意見が出ておりますが、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 投票所の環境ですね、それから立会人等が、入ったときにじろじろ見ててというような、そのような意見が出ておりました。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は投票所と開票所も、まず投票所のほうでアンケートの中に29番目、70代、男って書いてあります。「毎回、事前投票していますが、立会人の方が多いように感じます。一、二名でよいと思うのですが気おくれします」。それから30番目、「選挙に行く人は早目に行くから、夕方遅くまで（19時）投票所は必要ないと思います。夕方まで待っても行かない人は行かないから無駄なことだと思います」。それから31番目、70代、男、「土足のままで投票が面倒くさくない方法がよいと思います」などなどありますが、内容につい

ての町民から貴重なご意見だと思いますが、投票所における分析を検討されておればお答えいただきたい。もしくは選挙管理委員会の事務局長、その辺たいの分析があったかと思しますので答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） まず、29番の、投票管理者及び立会人がということでは言われましたけれども、こちらにつきましては法令で投票管理者1名、それから立会人2名というのが定められておりますので、それに沿った形でお願いしているところでございます。

それから、30番の、投票所は必要ないと思いますと、夕方行っても行かない人は行かないから無駄なことだと思いますというご意見でございますけど、個人的な意見がここにたくさん出てきてるわけですので、これについては確かに検討はしておりませんが、今の朝7時から夕方6時までの投票時間ということでこれを今後も続けていくということで確認はしております。

それから、土足のままで投票が面倒くさいという——何番やったですかね——これについては、確かに今そういう声が出てきておりますので、何とかその辺のバリアフリー化、こちらができないかというところで話をしているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 続けて、このアンケートの答弁書、回答書について、いきたいと思えます。主に開票所についての質問で列記されておりますので。

32番目、「公正な選挙のためでしょうが、地域の責任者、公民館関係者が数人、見つめられての選挙が嫌で、期日前投票に行くときもあります。どうにかなりませんか」。続き、35番目、60代、男、「投票所での立会者が多い」。それから38番目、80代、男、「投票所で立会人からにらまれているようで、とても嫌な雰囲気である。何とかすべきである。このことは有権者の声として表に出てこないかもしれませんが、投票に行かない、行きたくないという行動にあらわれていると思います、ぜひ、ご一考願いたい」。43番目、「投票所の雰囲気を明るく、若い人に特に行きにくい雰囲気だから行かない人が多いと思う」。44番目、60代、男、「投票所での投票の仕方が時間がかかる」。45番目、「投票の締め切り時間を一定にしてもらいたい」。46番目、60代、男、「選挙立会人に徹底教育すべきである。白票を投票しようとする、と、「ああ」、と声を出し恥ずかしかった。投票に行く気がしない」。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） ただいまのも、それぞれ個人のご意見として上がってきたわけなんですけれども、先ほどから言いますとおり、投票所での環境、こちらについてでき

るものは変えていこうということで、今回は立会人からにらまれているというようなご意見が結構あったんですけども、職員も含めて説明会の際にはそういうお願いはしました。こういう話が出ているということで、にらまないでくださいというのはとても言えませんけれども、投票所の環境が暗いというご意見はいただいておりますと。職員のほうにもできるだけ、執務中ではありますけれども挨拶を心がけてくださいというお願いもしております。

それから、今後の課題ということでちょっと話を出てるんですけども、例えば軽音楽ですね、BGM的なものを流すとか、それから花を飾るとか、いろんな形で、投票所に行っても安らぐとか、投票しやすい環境はつくっていこうかなというところで今後検討していきたいということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 総体的に、投票に行きたくない、行ってもこういう雰囲気、全国的に無効票で、行ったときに書いても、要するに無効票になるということは、氏名の列記とか脱字、誤字、いろんなことでの無効票として204万票、すごいですね。事前に周知徹底という選管のすべき仕事が徹底してないというのか、これほど何回も選挙やってるにもかかわらず、目の前にちゃんと候補者の名前が書いてあるにもかかわらず、こういうふうな結果に至ると。町民のアンケートをとると、三股町民ですからね、これはね。こういうのを、いろいろと聞いて私が一つ感じるのは、調査時期が平成24年の2月6日から24年の3月9日までやった投票のアンケート用紙、郵送であります。で、回答率は39.8というのは、非常にこれは高いかなと思っていますね。

それに対する分析も、この12月議会に出すということだったので、今聞いて、答弁の中、聞いてみますけど、そのようにしたい、そのようにしたい、そのようにしたい。「そのようにしました」ということは聞かれないんですが、そのようにしたという実行性がとられたものは何であったかを、選管長として検討され実行されたことがあれば答弁を求め、また、そういうことは執行部のほうで考えているというようなことであれば、次期、来年は参議院選挙が確定しております。これに向かってここを改善し、このようにするという答弁があると思いますね。なければ、何のためにこんなアンケートをしたのかというふうになりますからね、改善点を含め答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） それにつきましては街頭啓発、それからくいまーる、町内走ってますけれども、くいまーる。それにチャレンジRUN、イベントですね、イベント。これをやって、一応対応しております。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 補足ということで、街頭啓発につきましては回数をふやしたということでございまして、くいまーは車内に選挙啓発のポスターを掲げて走るようにしたと。それから、チャレンジRUNは選挙の投票日、当日、チャレンジRUNのほうを行われましたけれども、その会場にて啓発を行ったというのが今回の新たな取り組みということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 回答をもらって分析して、9月議会であれだけ私はいろいろと、金額からいろんなこと言って、町民からのアンケートをこんなにいただいておりますので、その結果においては分析しますと。これを見ると、資料に分析はしてありますね。さすが行政でございまして。分析した。我々は議員としてここで回答を求めているのは、その結果としてあらわれて町民行動に移されて、議会で発言したことが実になること、行動したことが実績になること。そのことが実にならなけりゃ、こんなアンケートで必死で書いていただいた人たちの、回答者の属性、幾ら、非常にこれは立派な分析をされております。けど、立派ということですよ。さすが優秀な選管事務局の人たち、頑張って数字まで、属性、人数、比率、ぴしゃっと出てます。しかし、効果がなければ、この紙を何ぼ刷ろうが無駄じゃないの。選管として、選管の仕事、職責として不正がないように、投票率が上がるように努めておられるということでたびたび答弁はいただきますが、一体どこを目指した方向性の選管の職責であるのかなとクエスチョンをつけなければいけない。

103番目の問いのところちょっと移りますが、50代の女性、103番目、「選挙の投票率を高めるためにアンケートをされているが、これが本当に生かされるのか心配。役場職員の考えには公的機関の利用しか考えていないが、もっと民間の人が集まる場所での広報や、民間とのタイアップも考えたほうがよいのでは。職員の柔軟な発想力が求められる（若い職員の意見を課長は潰さないこと）」と書いてあります。この辺たい、アンケートをとられて、事務方としてはどのような見解か答弁を求めます。また、意見を目にされて庁舎内での選管の事務方として、具体的にこれはいかな、こうということまでしてるなど対処されたはず。対処されなかったら対処されなかったの答弁でいいんですが、このあたり答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） この103番について、まずはお答えいたします。

公的機関の利用しか考えていないということで、もっと民間の人が集まる場所、例えば駅とかですね。都会ではデパートでされているところもあるということで聞いております。

ただ、これにはかなりの周知が必要です。前回——前回というか、かなり前になりますけれど

も——勤労者体育館から1地区分館に変更した際も、かなりうちのほうでは啓発をしたんですけども、当日は戸惑われる方がかなりいらっしゃいましたので、準備期間がかなり必要ではないかなというところで話をしたところでございます。

また、そういう場所があるかと、町内で、そういう人が集まるところがあるかということも一つの課題というふうになっております。

民間等のタイアップというのは、また後のほうの質問でございますので、そのときお答えしたいと思います。

それから、103番以外で、今回新たに変わったというところで、こういうご意見をもらった中で、掲示板が見にくいとか危険とか、そういう意見もございましたので、そちらにつきましても今回新たに現地を確認いたしまして移動をしまして、それからもっと若い人たちの投入をということで、今回、選挙をなじんで身近なものとして感じていただきたいということで、南九州大学の学生さん10名を選挙のお手伝いをいただいたところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 先ほど、私の口下手で質問は通じなかったのか、今になって南九州大学の云々というあれを、そういう人も採用しましたとか。後の質問だったようなんですけど。私のは全般的に選挙の中身ですので、質問ちょっと前後するかもしれませんが、後から答える必要はないんですから、待ってました、それは今言いますちゅうぐらい積極的に言っていて、何ら失礼にも何にも当たりませんので、よろしくお願いします。

それで、まだ中身の中で、全体的に投票所にこれだけの質問が出てるにかかわらず、先ほどの中には、土足のままでも、改善したいという工夫等、一応あるとして今提示されてるんですけど、もし、土足で全面的にいくちゅうた場合には、全箇所そのようにしたいと思っておられるかどうか答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 土足禁止というような形で対応しておるんですけども、これを土足のままで上がれるようなという形にしますと、かなりの経費というかシート等も準備しなければなりませんし、今選挙の投票所の設営も3名程度で行っておりますけれども、数をふやさないことにはその設営もできませんので。中には靴を脱いだほうがしやすいという方もいらっしゃいます。ですから、試験的というかモデル的には取り組んでいきますけれども、一斉にというのは、またその効果を見ながら、費用対効果とよくいわれますけれども、そちらの効果を見ながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 全体的に町民の方がこれだけ不満を言っている、この不満は、お店でいうと、こんな不満から、よし、こういうふうに商品を開発すればこうなるという、これはお金になる提言なんですね。行政サービスがよくなったなどと言われるのも、ここの中を拾ってあげればいいと思うんですけどね。だから、今言われました経費という言葉になってくるんでしょうが、今11カ所ですよ。4カ所で11カ所して160万の経費削減。投票所を1地区分館から、なかなか移動場所を変えたらわかりにくいことで混乱を生じることがあったと。

そこで私は、11カ所はもう思い切って、各小中学校単位で1つずつありますので、6カ所ありますね、これを中心として6カ所を指定する。各運動場も広々ある、駐車場として。それから体育館も新規に、きれいな体育館が全校できております。場所的に迷う必要もない。身近、たまには学校ものぞいてみてもいいじゃないですか。私は、6カ所指定すると経費削減に通じる、日ごろ学校に行っていない方も、たまには投票日はやけん、行たつみろうかいという興味もできるんじゃないかと思う、提案をいたしたいと思うんですがいかがですか。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 今、重久議員から非常に貴重なご意見をいただきましたけれども、それを一応、今後考えてみたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は本来は、以前、昭和23年度から15カ所あった投票所が、平成18年の町長選挙より11カ所になったときの、甚だ選管の下された断が疑問に思うから、ずっとしておるわけです。結局は投票率は下がるわ投票箇所は少なくなるわで投票率は下がりっ放しなのに、にもかかわらず減らした意味が、選挙経費に関わる経費削減と言われてます。

今回も約、この前の選挙執行経費の町の委託金の概算の試算が出ておりまして960万、それから人件費が380万等の数字が出ています。この辺たいで衆議院選挙、国政の選挙2つですね、それから県会議員選挙、この4つについては全て100%出るにもかかわらず経費削減というのは全然通じないはず。ましては、4カ所あったときに職員さんやら町民の方々に潤う数字は、1カ所の投票所につき約20万です。経費が20万ですが、約4カ所減らしたために80万が毎回の選挙に、当然国から来る執行経費の人件費払いが、その中の約13万程度ですかね、それが三股町には入ってこなかったと、逆算するとすごい計算になりますよ。しかし、国がこれだけ財政が潤ってないから、そっちに、逆の意味から考えると三股町は国に貢献してるなという言い方もあります。

しかし、考えなきゃならないのは、これほどアンケートしても町民の不満がある行政サービス、町民の利便性から考えると、一体何を考えて町民のためになっている行政のこの仕組みにおける制度を導入をしたのかなと、町民はみんな思ってると思いますよ。15カ所まで、昭和23年か

ら延々と続いたこの管理体制は、どういう特性、どういう町民にとっての活用性があれば11カ所になったのか。

そして、町民からアンケートをとった結果、これだけの立派なご意見がある。まだまだ後に続きますが。これはアンケートの中に非常に、議会議員に対する、行政に対する、先ほどの行政の（若い職員の意見を課長が潰さないこと）と書いてありますから、これはどこの話のどこにきて、この選挙の中にこのことを入れられたのか私もわかりませんが。これはアンケートの中の、投票行動及び選挙啓発に関する町民アンケートの中でご自由に意見を書いてくださいという中で入れてあったのを正確にこうやって出されて、本当にそこに町民の声というのを正確に出されている行政さんは大したもんだなと思います。

続きまして、113番目の中に、私の質問の2つ目に入るのかなと思うんですけど、113番目の40代、男、「投票所にいる職員の手当、日当が高いと聞きました。座って挨拶するだけですよね。見直し、もしくはボランティアにするか検討してください」という質問がここにあります。これを受けて、確かに検討を僕はされたと思いますが、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 113番の方のご意見が、投票者にいる職員の手当が高いと聞きましたと、この人の感じられたままだと思いますけれども。ただ、座って挨拶するだけですよねというとは、これは大きな間違いではないかなと思います。やはり、その場に行つて選挙事務をやるわけですので。立会人の方もそうなんですけども、立ち合いの方もそこで座つてだけじゃなくて、投票の執行を立ち会うという重要なお仕事でございますので、それぞれの職員、それから立会人、管理者が、それぞれの選挙事務をそこで執行しているというのは間違いございませんので、そこはこの方の解釈がちょっと違っているのかなとは思いますが。

それから、ボランティアにするかということと言われてますけれども、今回は、先ほども言いましたけれども、とにかくまずは若い人たちに選挙を身近なものとして考えていただきたいというところで若い人たちの投入というか登用を図ったところございまして、後で感想を聞いたら、なかなか身近なものになったと、自分たちでやっている仕事も理解できたというところでご意見いただいておりますので、ますますこういうのは活用していきたいなというふうには思います。

ただ、全体的なのを民間委託という話になってくると、やはりこれにつきましては選挙事務の性格上、やはり個人情報というのが取り扱うということで、今回もそうなんですけれども、そういう個人情報を取り扱う箇所は職員で対応すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 122番目に行きます。「このようなアンケートを実施されたこ

とが一步前進の形だと思えます。期日前投票の件、無理やり連れて行かれた老婦人、〇〇さんからどうしてん行ったつくりと頼まれ、当日投票所に行けない理由は「住所を書いたり、裁判官みたいに聞かれると手が震え何も言えなかった。もう二度と行かんかいね」と言われたことがあります。投票率アップのために、もっと期日前投票の簡素化（理由等を記入する必要があるのか）できたらと願っております」。

これを受けて、私も期日前投票に行きました。選管長、山元様におかれましては、前目の期日前投票の立会人としておられまして、速戦実行していただいておりますと思ひまして、早速近所の人に、選管長もきょうは期日前投票にわざわざ、あそこでおいやるから、たまには選管長の顔も見てくれというようなことで、1人2人、投票は引き連れて行かれたらということをお私に言っておりますが。

その中に書いてありますように、私もそんなに知られた男とは思いませんけども、期日前投票に行きましたら、ここに書いてくれと、座って、「お名前は」と聞かれました。聞かれたんじゃない、書いてくれと。それから生年月日って書けって言われましたね。男か女かは聞かれなかったな、用紙に書き込んだわけですけど。平たく私が感じたのは、今ここに言われるとおおり、何かこう、にらまれているという感じを少なからず、裁判官でもあるまいし、目の前に投票券を入場券として持っていったにもかかわらず、本人確認で、地域の顔の人たちもいるはずなのに再度記帳をし、そういう書式ですかね、そういうことを通らねばならないような順序をしていかなければ、投票を起す行動までの時間という。せつかく期日前だから、その日に自分の義務、権利にあたりますが、行こうと。平日ですので、自分の労働時間を潰してでも行っちゃった人も多いかもしれん。しかし、個人が入場券まで持って行ったにもかかわらず、それは日本全国、期日前投票所における規定でありとは思いますが、どこからどこまでが本人確認のための書式であり、三股町がとっておられるものの中で、本当はここからここまでは規定の中であるんですが、ここだけはもう簡素化してあるから、そんなに手間は要らないはずですよというのがあれば、その答弁を求めたいと思います。もちろん選管長が言っておられるのは、その体感者としての、選管長としての意見もあれば答弁として求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 期日前投票のときに宣誓書というものを書いていただきます。基本というか、原則、これは自書です、自書。自分で必ずサインはしていただきます。それ以外のところは、今、やりかたとしては、こちらの受付のほうで全て聞き取りをしながらお願いして、そこで投票していただくというのが基本でございます。

ただし、出張所におきましては、その書類も紙ベースで処理しておりますので、現時点では台帳を持って行って、その方の記載を確認しながら、その紙ベースでやっているということで、本

部のほうの期日前投票所では、それをパソコン処理をやっているというところで聞き取りで、あとは自書だけをいただくという内容でございます。必ず自書を、自分でサインはしていただくというのはどこも一緒でございます。期日前投票所だけは、あとは聞き取りで、職員がそこに該当する欄を聞き取っていくと。出張所においてはそのシステムを持っていないというか、パソコン対応してないから自分で全て書いていただくというところでございます。

それと、大変申しわけありません。入場券を持ってきていらっしゃる方は、そういうことがないということです、入場券ですね。入場券を持ってきていただければ、期日前投票所はそこまでしていただく必要はないと。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） ただいま書記長が述べましたように、大体同じでございますけれども、パソコン等の使えないところにおきましては併記帳をやっておるような状態であります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は先ほど、自分の入場券を持っていったにもかかわらず署名、生年月日、男か女かというのは、たしか男ち丸をしたな。それが終わって投票券をいただいたちゅう、思う、流れだったと思うんですよね。だから、私が聞いているのは、日本全国その規定というものは省くことはできないのか、スピードアップして、入り口から出口までが長いと、忙しい時間に投票所に行って、ああじゃこうじゃ聞かれた上に、そういう流れが非常に苦痛に感じるといこともちゃんとあります。その辺、実際として行ったら、私もそう感じた。感じるというのは非常に個々人になるかもしれませんが、その辺たいをもうちょっと工夫が、国の規定の中であったとしても、それは自治の、選管の中の裁量権の中の一つであると。例えば、免許証一つ持ちよれば身分証明するのと同じだとか、何か工夫がないものかな、またその工夫をしちゃいかんのか、そこ辺たい聞きたいと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 先ほどはちょっと説明不足だったかもしれませんがけれども、期日前投票はロビーでするやつですね、役場のロビーでするやつ。こちらはパソコンが使える環境にございますので、そこで処理できますので、一定のことはパソコン処理をするということで、あとは自分で直筆でサインというか、自署というところをお願いしていると。中には投票入場券を持って来られる方については、その行為もないと。

今度は出張所の話ですね。出張所では、そういうパソコンを設定してシステム管理している状況ではないですので、よく言われる二重投票を避けるためにも、これは自署をお願いしているんですけれども、そういう立場では全て、その入場券を持って来られても書いていただいていると

いうことでございます。（「法的に改善は」と呼ぶ者あり）

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 済いません。出張所については、そう全国的にあるものではないから、この取り扱いについては、うち独自の取り扱いということで解釈をお願い……。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今、うち独自って今言われましたね。いけば、いろんな法の中で、投票出張所ですね。臨時投票所ですかね、正式には。それにおける規定は、明確にこれこれをしなさいというのはないということですか。あるということですか。あるからこういう規定をしているというんですか。それは町民にとって、投票する人にとって有利な方向に計らっていただきたいということが僕の質問の趣旨ですけど、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） まず出張所なんですけれども、出張所は、恐らく県内でもないと思います。どこの自治体も期日前投票所は確かに複数あると思うんですけれども、この出張所ですね、臨時的に、今4カ所で3時間・3時間で行っていますけれども、こういう特殊なところはないというところで、今、うちのほうも始めるときには試行という形でスタートいたしまして、前回の町議選がお約束していた試行期間だったんですけれども、今回の国政選挙をまだ実施したことがなかったという観点から、国政選挙も一回やってみましょうということで、今回までの試行期間ということで取り組んだところでございます。

恐らく、これの期日前投票、あくまでも期日前投票ですから、投票所については、法律では、朝8時半から夜の8時までとなっているわけですから、それをうちのほうの3時間に区切って特別に選挙管理委員会で執行しているわけであって、期日前投票所の、あくまでも出張所という捉え方で、今運営をやっているというわけでございます。

法的にというのは、これはちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、自署というところは、これはどこの自治体も自署というのが基本だということで。私も法律はちょっと検索してないんですけれども、幾つかの自治体の用紙を見ますと必ず「自署をお願いします」という文章が出てきますので、自署に間違いはないんじゃないかとは思いますが、明瞭な法令の根拠というのは、ちょっと今準備しておりません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そこに役所の役所たる所以、役場は役に立つところだと。行ってみたら簡単やったぞと。最新鋭のコンピューターもきちよっさね、名前をゆたらいっきは、おはんがた、こんたよかひがちゅうて、いっき票ができたというところにシステム改善ができるんじゃないですかね。先ほど言った、ここの役場の受付でやるとパソコンがあるから、ネットで誰々、

誰だというのが、すぐ、この人は三股町在住で、きょう初めて期日前投票に来られたというのは、すぐ出てる。しかし、離れたところに行くと、パソコンはつないでないからと言われてる。今、パソコンは、世界にいろんな情報を飛ばせるぐらい機能が発達したパソコンはいっぱいあるじゃないですか。それで、あそこにはパソコンはつなげないとか何とか言われるけど、ちょっとそれは、そこに持って行きさえすれば自分で、前目の投票所においても、子供たちのあれに対してインターネットの、あそこは検索ができるごと、ちゃんとつないでありますよ、インターネットまで。それなのに、この投票所におけるあれにはパソコンは持って行けないんじゃないかと、それを活用さえすれば、そこと同じ簡単な方法でできるのであれば活用したらいかがですか。

私の提言で、私みたいなのは今聞いて、日本でも珍しいことを導入されて、それは大変ご苦労様でございますが、ありがたいなと思っております。皆さん、特に高齢化の地域においては、まこち近くがあっさね、投票が行がなくなったじ助かったという声が、毎年少しずつですけれども多くなっております。ありがたいのは、そうやって改善してもらうことは、私もこの壇上で何回となく言って、職員の給料が高いことばかりゆっちょつとや、重久はちゅうような話で非常に有名になっております。(笑声) 低い投票率の改善を目指してるんだよって本質を僕は言ってるつもりですけども、なかなか人に伝わるときには、別の話で伝えることが世の常でございます。

しかし、高齢化になる地域におきましては、非常に近くに、身近にあることが、特に高齢者の人は、日本人の投票に行くことは、これは義務であるというぐらい深い認識のもとで投票に、少々の風であっても、腰が痛くても行っておられます。ぜひ、そういう町民の方の便宜性を図るためにも、今言われましたパソコンですね、これは珍しい期日前の出張所ということにおいても、法的に何ら触れるところがなければ、ぜひ役に立つところの場所として活用していただくかどうかの検討を、答弁を求めます。

○議長(山中 則夫君) 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) 説明不足で申しわけありませんでした。パソコンは持って行けるんですけども、役場のほうにあるこの台帳ですね、有権者の台帳だと思っていただければいいと思いますけれども、そちらのほうとのつながりができないということでした、役場からの情報をLANケーブルでつないでないもんですから。範囲がございますので、それを使える場所と、役場からのほとんどの箇所はそれは使えませんので。簡単に言えば住基ネットみたいなものがあって、住民票の移動とかを、そこでチェックしなきゃいけないというのを持って行く、持って行けないというところの大きな違いがあるということでご理解いただきたいと思います。パソコン自体は持って行けるけれども、選挙に関する情報がつなげないということです。

○議長(山中 則夫君) 重久君。

○議員(9番 重久 邦仁君) 今、機械的な話をされました。じゃあ、一昔前、その台帳なるも

のとの云々と言われるけど、電話がありましたよね、電話。電話で、ここ1時間以内に誰と誰が来たということ、それを誰かが伝達するとか、そういうのを導入した場合には違法なのか。

また、僕は、いけば難しいことという、これがあるからそのことはできない。そのことができないことは、結局はどう改善するかちゅうたとき、やっぱり、あとは人が動くしかないんですよ、人が動く。一番遠いところで、車で10分か15分、遠いところでも20分もあれば、片道走ってこれるという範囲においてですよ、ここで役場で受付をする期日前のやり方と出張所における期日前のやり方は、どうもここに書いてあるとおり、何かしらまれているような、質問を受ける、尋問を受けるとかいろいろ書いているところの改善にはつながるかなと思うんですけど、この点について考慮を、一考される余地はないか、答弁を求めたいと思いますが。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 一つは、今、確認を電話でというのを言われましたけど、実際、電話でやりとりはやっております。そこまで二重チェックをかけているということでございますので。投票に来た方は、役場のほうから各出張のほうに、今、何地区の何支部のどなたが見えましたという情報は、そこの出張所には流しております。これが一つのセキュリティーというか、二重投票を避けるための手段でありまして。

それから、先ほどのLANケーブルという話しましたけれども、そういう情報が外に流出しないためにも、あえてつなげない状況にあります。個人情報流れないように。今は、もういろんな形で攻撃されたり、そういう環境にございますので、ちゃんと整備しなければ使えない状況にはしたいというのがございます。

全体的な見直しということで言われましたけれども、それについても委員会のほうで毎回議題として上げて、こういう意見がございましたと。今回の一般質問もそうですけれども、委員会でこういう質問がございましてということで皆さんで話をしたところでございますので、事あるごとに、委員会のほうで協議はしてまいります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議題にさせていただくのは大変ありがたくて、議題にされた後、結果を議員に、今こういう結果になりましたと。一般質問しなければ、その結果がどうなったのかも聞かなければ、せっかく議会事務局等がありますので、その箱の中に、こういう結論に至りましたぐらいは。私も勉強していきたいし、またお互いに地区住民のために365日、我々議員も、また行政さんのほうも、その務めがあらうかと思っておりますので、その情報は、こうやって、今、善処されているよと。123番目のこの人なんかは70代の女の人ですけど、「お忙しい中、ご苦労さまです。頑張ってください」という、こんなありがたい、涙が出るような意見もありますので、全て批判だけの意見ではありません。

やっぱりお互いに、議会のほうの一般質問は町民の声として、しかし、それを伝えた以上、今度はどう受けとめてこうしていくっちゅうのも議員の務めですが、政治的なあれもあって、その辺たいはどうかいという話も出てくるかもしれんけど、いや、これはできませんよと、法的にこういう根拠があるよ。町条例においては、議会を通して、これはもう承認いただいているから、できないものはできない。そこはびしっと襟を、議員が何ぼ言おうが、何を言おうが、これは私たちは公務としてもそういうことは許されておられませんと。

しかし、選挙管理委員会は独自の、町の行政から離れた独自の見解を持つことができるわけですね。施策も、こういうふうにやろうじゃないかというぐらい、積極的に、町民のために、やっぱり意見を委員会の中で集約し、そして決断を下していただければ、明るい三股町、国の一翼を担う役割としての責務を果たしているなど町民が感じられるのではないかなと思っております。

この中で、何番目ですかね、議会議員が多過ぎるというようなことも書いてあります。議会議員の報酬が高過ぎて、それで生活をして楽をしているというのも、多くの選挙と関係ねっじゃねっけという意見もあります。しかし、その人にも言いたいんだけど、それだけの報酬もらってるかという、また話がちょっと横にそれましたので。

②の投票所立会人の日額支給について、地区役員が1万で事務委託職員が2万7,000円である。同一労働、労務に、なぜ格差があるのか根拠を問うという質問に入らせていただきます。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 答弁につきましては書記長のほうでお答えいたします。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 以前にもお答えしましたとおり、職員につきましては国の選挙交付金算定基準より少ない額ということになっておりますので、一般職の職員の給与に関する条例により算出いたしまして、管理者立ち会いについては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、それぞれ支給しているものでございます。

今、同一労働、労務とのご指摘がございましたけれども、投票所においても、先ほどもちよつとご意見の中にもありましたけれども、開票所においても、立会人の従事内容は選挙事務の公平を確保するため選挙事務全般に立ち会うことであり、選挙事務に直接携わる職員とは明らかに異なるものと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） その選挙が行われるごとに2万7,660円ですね、前回の答弁

の中にあります。これに対して町民に公平性、それから行政の中の不公平さの是正については、町長は身を砕いてこられて、まちづくりに邁進されておられると思います。この件は全国の同一のものといったら、どこでもこの賃金じゃがねと言えれば議論になりません。しかし、三股町において、8時間労働勤務における常識というものがあります。三股町における。その点について、私は矛盾があるということしております。そして、根拠がない賃金支払いにおいて、なぜ、じゃあ、そこまで強く言われるのであれば——私は2つのことを言っているもので、ちょっと理解が難しいかもしれませんが、なぜ一般の投票所における区長さん方、役員さん方は1万と700円で条例規定にあり、あなたたちがそうやって法的に何のあれはないと、それを堂々と言えると。だったら条例に載すべきじゃないですか。税金を支出している以上、1円たりとも不明瞭な支出はおかしいんじゃないですか。それは何であるかという、全国の選挙事務執行経費基準法云々というもの、大もとはあります。大もとは僕も認めます。それにかかわる平均単価というのは認めます。

しかし、日本全国の話をして、じゃあ、なぜその規定の中の三股町における選挙に従事している公民館長さんたちは、明確にこの規定にうたってあるにもかかわらず、なぜ皆さん方の、職員さん、課長は管理職ですので、この前、総務課長が説明のとおり日当が3,000円と非常に安いということで、一日、大変ご苦労さまだなということは私も知っております。しかし、その下におられる職員さんたちが同一賃金の2万7,660円、59名の方が支給されているということは、町民の皆さん方に対し、何ら疑問を感じないで、これを云々と論議することは私は非常に、格差賃金ですね、不公平がある。それだったら、公民館長さんたちも27,000円支給してくださいよ。低いほうに合わせるのではなく、高いほうに合わせる話をしましょう。そしたら不満は生まれませんよ。大事な選挙に携わる選挙事務執行における従事者ですので、私はそっちの目線でいかがなと思うんですよね。もう100%、国から来るんですがね、町の税は使われないんですがね。いかがですか、私のこれに対して。そして、条例に記すればいいですよ。衆議院・参議院選挙2万7,660円が1日の、残業がそれから何十時間ふえようが、そのかわり都城みたいに夜8時まででしょうが、三股町は独自に6時で投票所の締め切りをしますけどね。そういう時間にはかかわらない、1日労働時間がこれやという、そういうふうな規定をつくるつもりはないか、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 全国的な他の自治体の状況というのを、本当は比較したらいけないんでしょうけれども——言わしていただくと、ほとんどのところは管理者、そして立会人につきましては、この法律に基づいた額で支給しております。職員についてはどうなのかというところで、これもほとんどうちと変わりございません。

そういう状況にありながら、うちのほうも、議員が言われるように、管理者、立会人との差というところを言われると、検討はしていきたいなというところで思いますので、何らかの形で見直して、前回も言いましたけれども、見直すべきものは見直していきましょうということで考えておりますので。前回言ってから、急遽選挙のほうに入った関係で、その期間がなかったというのが実情でございまして、今、他の自治体の情報を集めているところでございまして、そういうのも参考にしながら検討していきたいと。

ただ、先ほど言いましたけれども、管理者、立会人につきましては、ほとんどの自治体で本町と同額を支払っているということでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） なぜこんなに高く支払っても、国、県、全国は云々という例えをすると。これは緊急かつ難題であるという条項に関して、あなたたちはそれを運用しているんですよね。私が言う、第何条の何かというのは、ちょっとここに持って来てませんけども。緊急かつ必要性があったこの件であるということであなたたちは——あなたたちという言葉は——執行者は従事して、その金額は不当ではないという、私が言っていることは間違いですかね。緊急かつ何とかによる、これは平常時における選挙の従事者であれば賃金があくつと違ってくるという解釈を私は持っているんですけど、その解釈は間違ってるかどうか、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大脇 哲朗君） 先ほど答弁しましたけれども、職員は、一般職の職員の給与に関する条例により算出しておりますということですので、平日と、当然日曜日の単価は、それは違います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そうであれば、一般の人も日曜日は日曜日ですよ。平日勤務で月曜日から金曜日のあれと、一般の人も。いや、理屈を言えば、日曜出勤であそこに従事してるんだよね。公民館長は月曜日来てくれなんちゅうことはないわの。そういうところは、あの人も当てはめてやって高くしてくださいよ。余り格差があるじゃないですか。日本の労働賃金体系の中に、賃金のどういう規定を当てはめて、この人には技能職、こういう職種の中で特殊な手当は、こうやって出すんだよっていうあれがありますよ。4つしかありませんよ。能力の違いとか何とか、何回も言ってますけどね。それは全然当てはまらないと僕は言ってるんであって、全く不公平ですよ。民間格差が今大きくうたわれているときに、ましてや、公民館長さんたちが。私は先ほど言いましたとおり、重久は知っちゅうがて、そいなた書かんでよかじゃろちゅうぐらい、保証人になってくれてもいいぐらい、あそこの立会人の人がOKという声を出せば、すっすつと行かれるような。何か人間としてのつき合いも、せっかく地区の人たち、役員さんたちに来て

もらってるんだから、おまえ知っちゃいが、何地区の何番じゃが、わかっちゃいがというような、やっぱり人と人のつながりの中に。パソコンで確認したから丸だとか。それも、機械的処理のミスはないかもしれない。しかし、せっかく地区の役員さんたちがおられるのであれば、やっぱり私は、その辺たいまで、その規定を崩せとは言いませんけどね。あんな矛盾した一般投票のあれはなかった。

続きまして、この中で回答的なものの投票所の数、今11ありますな。それから、それを提言として6つの小学校を対象としたものはどうかということ。それから、公民館長さんたちが、役員さんたちと職員さんたちが従事しているところに対しての明確な数字を出すには条例化できるのかできないのか。私は、規定化するべきだということを提案し、もう一つは、もしことし期日前投票のあれは、前もってあるわけですから、もうちょっとスムーズになってほしいというようなことを提言しておりますので、ぜひ、その回答は、次の議会まででなく、随時、私のほうなり、また議会にあれしてほしいと思います。それは要望ではありません、するべきです。そうでなければ、一般質問する私たちは、ただのピエロです。何を受けとめ、何を管理し、三股町のために私たちは365日やってるのか。全て三股町、まちづくりのためですよ。都城市のために言ってるんじゃないですよ。ここの中で、神聖な議場の場で言ってるわけです。ぜひ、皆さん方はそのことを真摯に受けとめ、我々もそのことについて真摯にいろんなことを研さんしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、これより11時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位8番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました①省エネ対策に関する1問のみ、壇上にて質問いたします。

昨年6月議会の一般質問で地球温暖化防止対策の充実についての質問をいたしました。その中で温室効果ガスの削減目標6%を達成するため、具体的に、るる取り組んでいると答弁されました。既に、エコ対策としていろいろな角度から取り組まれていることは承知いたしております。

しかし、日本の施策において、昨年の福島原発の事故を受けて以来、エネルギー政策の転換が大きな課題となっております。電力多消費の我が国において、いろいろな電力事情が逼迫してい

る中、公共施設や街路灯での省エネ対策はどのようにしておられるのかお尋ねいたします。

あとは質問席にていたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、池田議員のエコ対策と経費削減に関すること、省エネ対策について問うということで、いろいろな電力事情が逼迫しているが、公共施設や街路灯への省エネ対策はどのようになっているかというご質問に対して回答させていただきます。

公共施設の省エネ対策としては、昨年度より空調の稼働時間の短縮や照明の消灯など量的削減に取り組んでおりまして、その結果、役場庁舎では、例を申し上げますと、ことしの夏も、平成22年度の同時期に比べ電気使用量が21%の減となったところです。その他の公共施設についても省エネの取り組みでの成果が上がっているところであります。

庁舎につきましては空調設備が老朽化していることから、省エネとあわせて、循環型社会を目指して太陽光発電などの新エネルギーの導入について、現在、調査検討を行っております。

街路灯は、集落内の防犯灯と、集落と集落の間の中学生の通学路防犯街路灯として町で設置しています。昨日も、この街路灯についてお話しをしたところですが、繰り返しになりますけれども、通学路防犯街路灯については設置後間もないため、施設の取りかえ等に合わせて、このLED化を検討していく予定であります。防犯灯については、新規設置を、今年度からLED防犯灯で対応しており、既に設置している防犯灯も、省エネ、維持コストの低減を図るため、LED化に向けた検討を現在行っているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 補足いたします。ただいま答弁の中に空調、それから照明、こちらのほうの対策をとっているということで、23年度からこのような形で取り組んでいるんですけども。今、庁舎につきましては、対22年度6月から9月の比較をいたしますと21%の減ということで町長が答弁いたしましたが、他の施設においても、例えば元気の杜ですね、こちらのほうも拾ってみますと20%減と、それから中央公民館におきましても17%の減ということで、一番電気を消費するのは照明でございますので、この照明の調整に特に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） きのう、街路灯とか防犯灯について、随時LED照明に切りかえているというようなことも答弁されていたようでございました。

しかし、街路灯が10基から15基とおっしゃいましたね。そして防犯灯は1,500基あるということをおっしゃるわけですが。今までで何基かえられているのか。そしてまた、それが全部LEDにかえるまでに、あと何年かかるのか。この辺のところの試算はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今年度は、15基程度だったと思いますが、大変申しわけありませんけれども、予算は20基ということで、うち15基程度を、今、新設ということでLED型を設置しているところでございます。もちろん古いやつにつきましては、既設のものにつきましてはLED化に取り組むということで、今、試験的に2カ所においてLEDの照明といいますか、球ですね、こちらのほうの取りかえを2カ所で、今、実験中でございます。その効果がどうかというの、一つは踏まえて。それから、下新地区におきましては自分ところで、自治公民館におきまして全ての基を取りかえたということでございますけれども、そちらのほうの情報も加味しながら、今後の計画を今から立てていくところでございまして。

先ほど町長のほうからも答弁にありましたけれども、全部取りかえるとなると1,500基、約5,000万程度かかるのではないかなというところで、かなり長期に計画をしていかなければいけないと。その手法についてを新年度から具体的にやっつけようということで、今、最終的な検討を重ねてところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） そういうことであれば、これはやはり省エネ対策には、まだまだほど遠いのかなという心配をするわけですが。やはり、前年度に答弁してくださった温室効果ガスの削減目標は6%を達成しないといけないというようなことを踏まえますと、もっと早くそういうものも切りかえていく必要があるんじゃないかというふうに危惧いたします。

そこで、次の質問に入ります。エコにつながり、電力消費量も抑えられコストダウンされると言われているのがLED照明であることは、皆さんご存じでございます。この中で、切りかえる計画はないのかと私が質問しているわけですが、これは先ほどのとちよつかぶるところもありますので、一応計画はあるというふうに捉えさせていただきます。

しかし、それは防犯灯とか、あるいは街路灯とかいう類いのものと思いますが、公共施設となると、これは当然、もう庁舎に限らず多種多様の施設があるわけでありまして。それらの電気量を積算するとなると相当な料金になると思われまますが、これはどうでしょう、掌握されているのでしょうか、課長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 街路灯については先ほどの答弁にもございましたから割愛させていただきますけれども、公共施設へということで、今のところ全面的な、庁舎とか公共施設の取りかえというのは、計画は持っておりません。ただ、今後、費用対効果等を照らし合わせながら取り組んでいくことは必要だということで考えておりますので、計画的な取り組みを実施していこうかなというところで、今考えているところでございます。

あと、数値的については、本日、大変申しわけないんですけれども、持ってきておりませんので。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に文明の進歩の速さっていうか、年々、やはりエコとか、あるいはそういう長期的なLED照明っていうものが出てきた今日においては、やはりその対応に対するものを、いかにして行政も早急にそれを対応していくかっていうのは、本当に行政としてはそれが大事なことはないのかなと思いますし。確かに、一度にするっていうのは、費用的なものもあると思いますので大変と思いますけれども、これをぜひ年次的に計画していただいて、施設のほうも、ぜひこれは実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、お尋ねいたします。③でございますが、このLEDの照明の導入は、電気料金が値上げされるという、今、本当に逼迫した状況であります。この料金値上げによる財政負担の軽減を図ることには、当然つながります。しかし、LEDっていうと、確かに照明器具が高価であるというのは否めないものだと思います。そこで初期費用が重い負担になると予測されております。

こうした事態を打開する一つの方法として、リース方式が全国各地で導入されていると聞いております。このリース方式によれば初期費用の削減にも当然なりますし、省エネ対策にもつながります。かといって、どこもここも今現在やっているというわけでもありませんが、やっているところも結構あります。これはもうインターネットで調べてもらえば、すぐわかるわけですから。そういうリース方式が、やることによって非常に費用対効果があるということも聞いておりますし、ぜひこのリース会社との契約を模索されてはいかがかなと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このLED照明の切りかえですね、こちらのほうは、おっしゃるとおり省エネ、そして維持コストの低減に有効である反面、初期の導入費用、コストが非常に高いということから、ご指摘の方式が各方面で注目され検討されているというふうに聞いているところでございます。

このLED照明機器のリース方式というのは、ESCO事業などを活用して初期導入経費を軽減するもので、約10年間の契約期間の経費負担については、この電気料等の削減された費用で

負担していくものでございます。このリース方式での公共施設の導入につきましては全国的にも取り組んでいる自治体が見受けられまして、本町の施設も電気料等の削減等でリース料を賄えるのかが判断材料になってくるかと思われませんが、省エネ対策の検討を行う上での一つの方法であるというふうに考えますので、公共施設ごとに、省エネ化を図る際には検討していきたいというふうに考えています。

昨年、弓道場、そちらをつくりましたけれども、そのときLED化にしようか、それとも、やはり蛍光灯にしようかといういろいろ検討させていただきました。費用対効果といいますか、利用頻度、そのあたりも含めると、省エネになるんですけども、やはりコスト的には、まだ蛍光灯のほうが安かったです。やはり、この費用対効果を含めて、町も財政的に逼迫していますので、いろんな各方面から検討はさせていただきたいというように思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 答弁いただいたとおりでございます。本当に、10年間のこのリース方式であれば、これが経費を削減される効果のほうが大きくなるという結果が出るようがありますので、ぜひともこのリース方式を一日も早く導入していただけるということを希望しておきます。

次にまいります。町活性化のためのPR作戦についてお尋ねいたします。

先月、建設常任委員会で近畿方面へ、5ヶ所の視察研修に行つてまいりました。いずれの自治体においても、それぞれの特色を生かし、町の活性化につないでいることを実感いたしました。そして、それは他県からでも人を引き寄せる魅力となっているのであります。当町においても、町広報、インターネット、各種イベント等を通し、PRに向けた事業を展開していることは承知いたしております。しかし、その割には、視察の受け入れや町外からの来客もいま一つかなと思っております。

今回、この一般質問の中で各議員が、町の活性化を心配しての質問が多かったのも、行政と知恵を絞りながら活気のある町に仕上げていきたいとの意気込みではなかったのかなと、私も含めてそう思っております。

その中で先日の答弁では、これから検討してやっていきたいとの文言が多かったように思われましたが、ここに書いてありますように、広報とかインターネット以外のことで、自信を持って、こんなことも実施しているというようなことがあれば、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町の活性化のためのPRということにつきましては、昨日もお答えをいたしました。現在は市町村グルメコンテスト、またゆるキャラ、またアスリートタウンとしての中学校の部活動の活躍による情報発信といいますか、そしてまた本町で開催してます南九州中

学校駅伝大会、これも鹿児島等各地域から、来られています。それから、剣道錬成大会。そしてまた23日、今度開催されますけど弓道大会などの開催支援、特産品を使った紹介など、さまざまな媒体を使った情報発信を行っておりますし、またこれからも行わなければならないというふうに考えてます。

本町におきましては、商工会が中心となってミマタレンジャーや「んじゃ様」がありますが、官民が一体となった取り組みが重要だというように考えています。

具体的な取り組みについては、担当課長の方で回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、町で行っている町広報、インターネット、各種イベント以外のPRということですが、まずはイベントの情報等につきましては、月1回ですけれどもMR Tラジオで電話インタビューを受けておりますし、また地域雑誌であるところの霧島フォーラムであったり、また、タウンみやざき、そして月間パームス。南九州圏域として発行されているリープ、そして九州内ですべて出しておりますみちくさ等で随時提供を行っております。

また、県の事務所になります。福岡事務所、大阪事務所、東京事務所、そういったところへのパンフレットやポスターを提供。また、ポスターが新しくなるたびにその時々を送っているということになります。

そしてまた、さらにインターネットへの情報提供とか行っておりますけれど、今計画しておりますのが携帯サイトへの情報の提供、そしてカーナビへの登録、そういったものも予定しております。

ただ、最初に申しましたように、まず町が主催となったPRには限度がありますので、こういった民間主導の企画やイベント、あるいはそういう情報媒体を使った運営を、バックアップして盛り上げていくことに取り組みたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に町の活性化っていうのは、町民の皆さん全体の中で盛り上がって、そして本当に三股の存在意義をどうPRできているかっていうのが、みんなが誇りに思える、そういうようなまちづくりができたらいいなと思うわけですね。

その中で、以前、大型商業場の計画があったことがあります。そのときも活性化に向けてすばらしい計画書であったと思われま。しかし、このことは、残念ながら水の泡と消えたようであります。

そういう中で、最近、進出してきた大型店に、なぜか商店街が飲み込まれてしまうような気がしております。一人一人の生活がかかっておればこそ、町の活性化は重要な懸案ではないかと思っております。だからこそ、自治体のリーダーシップが今求められているわけですので、町の長として、

町長の理念、お尋ねしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町を、これをどう発信していくか。先ほど回答がありましたように、いろんな媒体を使いながらということをやっておりますけど、それも大事でございますけれども、それとともに町の核といいますか、町の顔をつくっていくというのも大事だろうというふうに思います。大型商店が入ってきましたけれども、しかし、やはり三股町の核というと、やはり駅周辺を含めて、この中央部を活性化したいなというふうに思っています。

いつも言うことですが、バランスのとれたまちづくり、また、それぞれ個性ある地域をつくっていききたいという形で。それで現在、この駅周辺を含めて、そしてまた文化会館周辺を含めて、来年度また整備したいなというふうに考えておまして。ですから、西に傾いている商業、また人の流れを、どうにかこの中央のほうに呼び戻して、そしてまた、それから長田地域を含めて、町のバランスのとれた、町の均衡ある発展をしたいなという意味合いから、そういうまちづくりをしながら、そういうところに特徴をつけて、そしてそれを発信していくということが大事ではなかろうかと。

今度、22日にキャンドルナイトという形で駅周辺に8,000個のキャンドルを点灯しますが、これもボランティアのほうでやっていただきますが、それに含めていろんな形で盛り上げようという機運が出てきておりますので、そういうのを生かしながら町を活性化し、発信していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、目に見えた形で町が活性化されてるなというのを私たちも感じていきたいと思いますので、行政のほうも努力をしていただきたいと思っております。次に進みます。

この中で、商工会農協とのタイアップで町外へ向けたPRを計画できないかということを経験のコーナーに設けておりますが。きのうもいっぱい質問されていたわけですが、この肉牛日本一の栄誉を受けられたことへのPRが足りないのではないかと、先日、他の議員より指摘されましたが、それは私も痛切に感じております。三股牛がブランド化される絶好のチャンスだと捉えて、思い切った宣伝をされてはいかがでしょうかと申し上げたいわけですね。

例えばですけど、東京の電車の中に、車内の中に、こういう掲示板みたいなのがありますね、宣伝のですね。結構皆さん、あれなんかは、電車の中で揺られて何もすることはないので、結構皆さん見ているというようなこともあるみたいです。あるいはまた、デパ地下で産地直送の直売をやるとか、これこそが商工会と農協のタイアップで、町外へ向けたPRを大々的に計画できないのかということをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 商工会や農協とタイアップしたPRということでお尋ねですが、商工会とのタイアップにつきましては、参加イベントや事業を企画するときに「ん」のつくまち三股のキャッチフレーズを使いながら、それとともに地場産品などをアピールしております。

また、本年度、商工会が取り組んでおります平成24年度小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業というのがございますが、その中でも、「ん」のつくまち三股町、開けゴマ大作戦と銘打ちしまして、近年、11ヘクタールまでゴマの栽培面積がふえておりますので、そのゴマを地域資源として活用する調査研究事業を行っております。次年度、来年度になりますが、加工品等の開発研究に移行していくことで、三股町のPRが、また行えるのではないかと考えております。これにつきましては、6年前にどぶろくも、この全国展開支援事業を行いまして、今でいうどぶろく大福等は、非常に県外にまで名を広げたという認識がございます。

また、商工会地場産品部会であるとか観光協会、そういったところが主管となって行う物産品販売やイベントにおいても町のパンフレットを配布するなど、PRを展開しております。

農協とのタイアップにつきましては、そういう商工会、あるいは観光協会、そしてまた町が実施する物産品販売会やイベントなどで農畜産物の販売をしていただくなどの前向きな協力をいただいているところです。

また、農協自体がつくっております冬のギフトカタログがございますけど、それにも町の産品を入れ込んでいただき、これにつきましては、JR都城のグループを使い、全国へ発送されているところでございます。

なお、平成25年度におきましては、商工会、農協の協力をいただきながら三股町物産品の販売会ということで、そしてPRを行う機会というのを、今度は福岡、熊本など九州管内で設けられないかというところを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今回の肉牛日本一が三股においては大きなPRのきっかけとなるわけですが、これに限らず、やはり産地直売のチャンス、これもたくさんつくることによって、要するに町外、県外の方が、三股の存在意義を知っていただくということで、ぜひぜひ、農協、商工会とのタイアップの中で、要するに実践して、それが結果につながる方向で、ぜひやっていただきたいと思います。

話は変わりますが、県庁前に出店したことはあるわけですかね、ちょっとその件も。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 楠並木のですね。よかもんやとして出店したことがあります。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 結構、県庁前も、いろんなところから出店されておるようですね。やはり皆さん、県庁前の、県庁においでになる方とか、いろんな方がいらっしゃるわけですが、結構皆さん買い物をされてて、すごいPRになるのかなというのを感じた次第でしたんで、またそういうチャンスがあれば、ぜひお願いしたいと思っております。今から、いろんなことも計画ということでございますんで、ぜひぜひそれも早急な実現をしていただければと思っております。

そのPRにしても、やはりここに予算っていうものも当然伴ってくるわけですが、さっき私が例として申し上げた東京の例ですが、今回の日本一になった肉も、そういうものを東京の人に全部聞いたわけではないんですが、やはり三股牛が日本一になったといったしても東京の人はまったく知らないというふうなことも聞いているわけですね。一部ですよ。

ですから、やはりそういうPRにける予算、こういうものを県の方に要望して、県とタイアップしてできないものかと思うわけですが、これについて、町長いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、宮崎県が連続日本一ということでありまして、県のほうもやはりこのマーケティング、市場開発、これが一番重要だと言うております。宮崎県が日本一になったということで、私もこの前、東京へいきまして、東京事務所の所長とか皆さんとお話しましたが、全然、この伝わっていないんですね。東京のほうではほとんど知らない人のほうが多いのかなという感じで。やはり、そういう意味合いでは三股町だけの宣伝じゃなくで、県全体で県外へ打っていくという戦略が大事ではなかろうかという風に思います。そういう意味では、県そしてまた畜産関係者、皆さん一丸となって、今度は、そういうマーケティング開拓に努力しようというふうに考えていらっしゃると思いますので、それとタイアップしながら、本町としても、要望、そしてまた足並みをそろえていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 我が町が、本当に全国的にPRできたら、もっとすばらしいまちになるだろうと思います。

冒頭申し上げたように、視察に行っ感じたことは、本当に皆さんがその特色を生かしながら、精一杯みんなにPRしてて、一人でも多くの方を我が町に呼んで、それを活性化につなげていこうっていう意気込みを相当感じてまいった次第であります。

どうぞ、わが町も、そういう皆さん方がどんどんおいでになってくださって、これを町の活性化につなげるといいなと思いますんで、執行部も、我が議会もそうですが、町民と一体となって町

の活性化に取り組んでいけたらいいなと思いますんで、ぜひ執行部のほうもよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問をこれにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時52分散会

議事日程(第5号)

平成24年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第5 常任委員会の視察研修報告
日程第6 議員派遣について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

育行政に対する総意を表明するため、全員協議会を開催したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、この後本会議を休憩し、全員協議会を開催することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時05分休憩

〔全員協議会〕

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を開催いたします。

それでは、先ほど全員協議会を開催し、教育長、町長、それぞれ、昨日陳謝のあった具体的な言動について本人から話を聞きました。そのことを踏まえ、教育長、町長に議会を代表して注意いたします。

今回、新聞報道等で、著しく文教三股、三股町の名をおとしめたことは、三股町民にとって大変恥ずかしく、信用失墜、不信を招いています。話を聞いて、教育長の考えは理解できますが、とった行動は配慮不足、行き過ぎと言わざるを得ません。今回のようなことは二度と起こらないように、信頼関係の構築を図るよう注意勧告いたします。

以上です。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 日程第1、常任委員会報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いいたします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） 総務厚生常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第82号、87号、88号、89号、90号、93号の6件であります。

まず、議案第82号「三股町防災会議条例及び三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」であります。

議案の概要であります。本案は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、三股町防災会議条例（昭和38年三股町条例）第14号、三股町防災会議条例（昭和38年三股町条例）第15号の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

この議案に関連して、既に議決されて執行中の防災行政無線の更新、進捗状況の説明を受けました。緊急事態に備えて、全国の自治体に全国瞬時警報システム、J-ALERTが整備されています。

北朝鮮が事実上の長距離弾道ミサイル発射予告をしていた10日より、午前7時から毎日職員が緊急事態に備えていたとのことでありましたが、本会議中の12月12日は、北朝鮮の事実上のミサイルが発射された時間帯でありました。が、何も緊急事態の報告はありませんでした。隣の都城市では、議会本会議を一時中断して対応をしたとのことであります。本町に直接影響がないと判断されたのかもわかりませんが、町長以下全課長が出席していた現状を考えると、緊張感を持った対応を今後されるよう、要請いたします。

次に、議案第87号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,596万5,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金、国庫補助金の普通調整交付金の交付決定により、2,889万8,000円増、療養給付費等交付金、退職者医療交付金の交付決定により、2,808万円の減額及び一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金478万4,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費、退職被保険者等療養給付費1,649万円の増及び退職被保険者等高額療養費884万2,000円の増であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,503万8,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金419万1,000円の減額補正です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金285万8,000円の減額補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第89号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,213万4,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、介護保険料、1号被保険者保険料505万4,000円の減額、国庫負担金、介護給付費負担金604万5,000円の増額、支払基金交付金、介護給付費交付金552万円の増額、県支出金、財政安定化基金支出金994万円の増額、一般会計繰入金225万1,000円の増額です。

歳出の主なものは、保険給付費、介護サービス等諸費2,850万円の増額、介護予防サービス諸費1,050万円の減額、介護保険給付費等基金積立金994万1,000円の増額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第90号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,237万6,000円と定めようとするものです。役務費、備品購入費に不足を生じたため、一般会計繰入金からの収入で補おうとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、小林市が平成25年3月31日をもって交通災害共済事業を廃止することにより規約改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会の審査の結果報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 引き続き、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、建設文教委員会より、平成24年第5回三股町議会定例会の付託議案83号、84号、85号、91号、92号及び請願3号の計6件について報告いたします。

議案第83号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」。

議案の内容は、本案は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、本町の関連条例について所要の改正措置を講ずるものである。

内容は、第2条第1号中、水道部門を上下水道部門に、第2条第4号中、学校教育法に、昭和

22年法律第26号を旧大学令に、大正7年勅令第388号を第2条第6項中、旧専門学校令に、明治36年勅令第61号をそれぞれ追加するものである。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」。

議案の概要、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律（平成23年法律）第100号、平成23年8月30日公布「第二次地域主権改革一括法」の公布施行に伴う義務づけ、枠づけの見直し及び事務の権限移譲に伴い、新たに条例を制定するものである。なお、施行については、平成25年4月1日からとする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」。

議案の概要、本案は「第二次地域主権改革一括法」による「下水道法」の一部改正に伴い、「三股町公共下水道条例」及び関係条例である「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例」の一部を改正するものであり、概要としては、下水道の構造にかかわる技術上の基準についてを新たに追加したものである。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」。

議案の概要、本案は、歳入歳出予算の総額3億7,921万6,000円に歳入歳出それぞれに58万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,979万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、使用料を58万2,000円追加し、繰入金のうち一般会計繰入金を84万1,000円減額、公共下水道整備基金繰入金を84万1,000円増額する。

歳出の主なものは、光熱水費を58万2,000円増額する。

内容において、中央浄化センターにおいては汚水流入量の増加などにより、装置の出力が上がり、電気料金のアップによるものである。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「工事請負契約の変更について（平成24年度塚原団地B棟機械設備工事）」。

議案の概要、本案は、塚原団地B棟機械設備工事において、通気口の配管の口径を150ミリのものから100ミリに変更するもので、メートル当たり、1,200円、75メートル分、11万550円を減額し、当初予算金額、5,118万8,550円を5,107万8,000円と変更するものである。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

付託案件請願第3号「「教育の日」制定に関する請願書」。

議案の概要、本案は都北地区退職校長会の請願により、地区住民が教育の現状や課題について考え、その重要性を再認識し、21世紀を担う健全な青少年の育成を目指して行動するきっかけをつくるべく「教育の日」の制定を願うものである。

慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、建設文教委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の報告をいたします。

委員会に付託された議案は、議案第81号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正予算（第3号）」と議案第86号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第4号）」、2件であります。

議案第81号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について報告いたします。

本案は、当該選挙の執行にかかわる所要の予算を、去る11月22日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、本議会に報告し、その承認を求めるものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額88億6,468万5,000円に歳入歳出それぞれ965万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,434万1,000円としたものです。

歳入においては、衆議院議員選挙費委託金を追加補正し、歳出においては、人件費、通信運搬費、ポスター掲示委託料、投票・開票事務用機器の購入のほか、選挙の執行に必要な需用額を見込んで補正したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次、議案第86号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第4号）」です。

本案は、今後の追加需用額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものです。

歳入歳出予算の総額88億7,434万1,000円に歳入歳出それぞれ4,050万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,484万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについては、分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正、国庫支出金については、国民健康保険基盤安定負担金を減額し、常設保育所運営費負担金及び児童手当負担金をそれぞれ増額補正するものです。

県支出金は、民生費県負担金において、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を減額し、常設保育所運営費負担金及び児童手当負担金をそれぞれ増額補正し、農林水産業費県補助金において、交付決定により県単かんがい排水事業補助金を増額し、事業の確定により林業費補助金を減額補正するものです。

町債は、塚原第2団地建替事業の執行残を見込んで、土木債を減額し、防災行政無線同報系デジタル整備事業を追加し、消防債を増額補正するものです。

次に、歳出についての主なものをご説明申し上げます。

総務費においては、公有財産管理システム、庁舎清掃委託料などの執行残を減額補正するものです。

民生費では、国保会計、介護保険会計への繰出金は増額補正し、後期高齢者医療特別会計への繰出金は減額補正、後期高齢者広域連合療養給付費負担金の過年度分、保育所運営費負担金、ひとり親家庭医療費、児童手当費をそれぞれ増額補正するものです。

農林水産業費は、県単かんがい排水事業（米満地区）を増額補正し、森林整備地域活動支援交付金等の執行残を減額補正するものです。

土木費は、塚原第2団地建設工事及び監理業務委託料の執行残等を減額補正するほか、町営住宅維持管理の修繕料を増額補正するものです。

教育費は、勝岡小学校北教室及び廊下研磨塗装工事や武道体育館耐震診断委託料の執行残の減額が主なものです。

第2表の債務負担行為補正は、廃止路線代替バス運行にかかわる契約が平成24年度から平成25年度まで2カ年にまたがることから、債務負担行為の設定を追加するものです。

第3表の地方債補正は、防災行政無線同報系デジタル無線整備事業の起債を追加するものです。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会委員長よりお願いいたします。三股町まちづくり基本条例審査特別委員会委員長。

〔三股町まちづくり基本条例審査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○三股町まちづくり基本条例審査特別委員長（指宿 秋廣君） それでは、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

継続審査しておりました平成24年議案第49号を報告いたします。

三股町まちづくり基本条例審査特別委員会では、平成24年6月議会で提案があり、継続審査としておりました三股町まちづくり基本条例についてご説明申し上げます。

まず、結論から申し上げます。本案は慎重に審査した結果、次期の定例議会、平成25年3月議会で、一部改正する条例案を提案することの付帯意見をつけて、賛成多数で可決いたしました。

本条例案第1条には、「この条例は、自立と協働で創る元気なまち三股を実現するため、法の規定に基づく二代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、町民等、町役場の役割や責務を定めることにより、町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする。」と規定されています。しかし、二代表制と記載があるのは、条例中には、前文とこの第1条にあるだけであります。まちづくりは、住民、行政、議会が三位一体となり推進するものであります。そこで議会の記載を、次の3月議会に、議会の条文を繰り入れること、一部加える一部改正条例案を提案することを付帯意見としてつけます。

少数意見として、そもそもまちづくり基本条例は必要なく、まちづくり協議会で十分ではないか、また町民等の記載について、外国人など、日本国籍がない人の意見が多く出されて、町政が混乱するとの意見があったことを申し上げます。

なお、三股町まちづくり基本条例の本質を検討するグループ代表北野一郎氏、三股町樺山4546の9から提出のあった陳情第6号「三股町まちづくり基本条例」の制定に反対する陳情は、町村議会の運営に関する基準第9章、請願・陳情、125、「議案に関する請願については、その議案が可決または否決されるときは、みなし不採択とする」とあり、この規定を適用して、当委員会はみなし不採択としました。

以上で、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。委員長への質疑ありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 陳情6号について、委員長に質問をしたいと思います。

最初の委員長報告にありますとおり、賛成多数ということで、付帯意見をつけてという方法であります。これにつきまして、この第7回三股町まちづくり基本条例審査特別委員会記録簿の14ページから15ページをよくよく見ますと、確かに、修正と付帯意見と、この2つの意見が

出たときに、賛成の、原案に対して7人が賛成した中で、採決の議をとっております。出席議員はそのとき10名で、委員会が成っており、その中で、3委員の問題になったときに、委員長がとられた決は、2名が原則反対ですと、それから修正が3名ですと。15ページの真ん中のところに、委員長の意見として書いてあるときに、4名をもって賛成多数ということで成立を見ております。したがって、これは2名にした反対の方は修正のほうであればということは、この2名が入っているように私は思うものでありまして、そこの点につきまして、再度、委員長にお尋ねするのは、この見解についてをただしたいと思います。この2名は、なぜ反対ということで、意見のほうの付帯の4人と修正の3人ということで、7名でこの賛否の決をとっておられますが、反対委員はどここの位置におられるのかをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 指宿特別委員長。

○三股町まちづくり基本条例審査特別委員長（指宿 秋廣君） お答えいたします。

その該当の委員さんは、反対だけど修正と言われています。本来、修正は賛成するための修正であります。ですから、反対だけど修正というのは、それは、反対者の意見が余りにも多く反映する、修正しても反対なわけですから、しよせんそれは反対というふうに結論をとってそのような処置をいたしました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久邦仁君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 立派な判断でありますね。その、修正をするならば、という発案された方を、そのような見解で、捉えてこれは、委員長の、委員会の権限でありまして、採決の方法も、そのようなことで、断を下したときに異議を唱える者がなかったのも、その流れできたと思います。そして、最後まできょうの議決を採るようになったわけではありますが、私が一番心配するのは、これをもって賛否をとったときに、否決もしくは賛成と2つに分かれるわけですが、町長と西村対策室長にわざわざおいいただき、提案している議会のほうの者もいるということの言質をとり、きょうに至っているわけですが、ここについての最終的にまちづくりの委員長として、どこをどう修正するということの委員長のまとめ、議会、二元代表制を代表する議会の文言を入れるということが、最低でもどこに、第何条には入れておかなければならないという委員長としての立場は、第何条に入れるべきだというぐらいの見解を持って提案されて、付帯意見として思っているのかをお尋ねいたします。ちょっと質問があれですけど、議会というものは重いものであると、二元代表制を尊重しなければいけないということで、修正してその文言を入れた場合には、可決の方向に行こうということの議会の意見は多かったと私は思っております。だから、最低でも委員長は、委員会を代表して町長と西村対策室長に対して、こうこの第何条にこれを入れるべきだと思っているのかをお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 指宿委員長。

○三股町まちづくり基本条例審査特別委員長（指宿 秋廣君） お答えいたします。

前半の問題ですが、修正を反対というのはどうしたかということを確認に読みますと、反対だけど修正、前から条例自体が反対、こう言われてますので、それは、修正の論議に加わるとおかしくなるというふうに判断をいたしました。

それから、条例を、何を入れるんだと、どこを入れるんだというのは、3月議会までに出してくれとも言ってるわけですから、私自身の私見でよければしゃべりますけれども、私見は委員長としてしゃべってしまうと、ここも皆さん議員さん全員ですので、私見だらけになりますので、ここはその問題については、3月議会までに成案となったものが一部改正条例案として提出されるもの、その前には議会も、その全員協議会等々ありますので、そのときに十分に論議の中に入っていけるものというふうに思っておりますので、私見は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第81号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり承認されました。

議案第82号「三股町防災会議条例及び三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第82号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり決しました。

議案第83号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり決しました。

議案第84号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」を議題として、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり決しました。

議案第85号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり決しました。

議案第86号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり決しました。

議案第87号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり決しました。

議案第88号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は原案のとおり決しました。

議案第 89 号「平成 24 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 89 号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は原案のとおり決しました。

議案第 90 号「平成 24 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 90 号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号は原案のとおり決しました。

議案第 91 号「平成 24 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 91 号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 91 号は原案のとおり決しました。

議案第92号「工事請負契約の変更について（平成24年度塚原団地B棟機械設備工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、建設文教委員長長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり決しました。

議案第93号「宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論がないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり決しました。

次、さきの6月議会で提案され、特別委員会において審査中の議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私は、この条例につき反対の立場から討論したいと思います。

三股町民は、それぞれいろんな価値観、いろんな理念を持って生きております。その豊かさ、自由というものは、保証されなくちゃいけないと思っております。

このまちづくり条例によりますと、協働という1つの理念でもって——協働というのを賛成する人がおりや、反対する人もおります——協働という1つの理念でもって、全町民に押しつけていると、条例は守らなくちゃいけませんから、全住民に押しつけることになるわけですね。

それで、まちづくりは重要な政治課題であって、広く町民に提案して理解を得ながら推し進める運動でなくちゃいかん。運動化しなくちゃいかん。そうでなかったら、決してこういった条例的……もう協働なんだからって、町長はそれで町民を縛りたいだろうけども、それは結局、三

股町の自由な雰囲気、自由な豊かさを殺すもんであると、（「そうだ」と呼ぶ者あり）思います。

条例化づくりは、その本当の意味での町の発展の趣旨に合わない。もし、今度の委員長でしたが、3月議会で修正するんだからいいんだっていうんだけど、それでは修正案が出てどういう修正がなっているのか、どうやって規定されるのか、この条例に、それを見て我々は条例を検討すればいいんであって、今、このいろんな問題を含んだこの条例案をここで可決するというのは、私は反対です。（「大きな問題だ」と呼ぶ者あり）

二元代表制という言葉が書かれておりますが、これは枕詞になっておりますね、この条例案では。そして、第3条の解説3で、「議会は、最終的に意思決定する。」となっております。最終的にですよ、そのまちづくり案はこれでいいと。

その前に、まちづくり推進委員会とかいうものをつくって、それに行政が諮るとなっております。ということは、私は、町民の代表でも何でもなし、そういったまちづくり推進委員会ですか、それに諮る前に、まず、議会に諮る。当然、執行部は、こういうまちづくり案ではどうだろうか、まず、議会に相談あってしかるべし、だと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）議会代議員制度ですから。

そして、これでよかろうとなれば、執行部、議会、まあ、町の意味が決定され、そして、それをまちづくり推進委員会に協力を求めると、これでいきたいと思うが、どうかと。そうすると、いろんな意見が出るんだろうから、前向きな意見が出た場合は再度持ち帰って、再び議会と相談して、最終決定をするというふうにすべきだと思います。そうだからこの議案は、そういう非常に重要な欠陥を持った条例案です。

それと、町民の規定ですが、なぜ、これに、「日本国籍を持つ者」という括弧づきの案を入れないのか。地方自治法には不備があります。私は、将来に禍根を残すおそれがある、この既定は、慎重にすべきであると思います。

いわんや、中国では国家総動員法が可決され、それで、日本に住んでいる中国人に一旦緩急があれば立ち上がる。言ってる最中、私は、そういう外国人、それに朝鮮人、中国人、あるいはほかの外国人を政治に参加させる道を開くもんであると思います。

これは、相互主義でなくちゃいかんと思うんです。我々が、こういうまちづくり案に参画を認めるとか、あるいは、地方参政権を認めるとか、言うならば、在韓日本人にも韓国が認め、在中国日本人にも中国政府が認めるという相互主義でなくちゃいかんと思うんですよ。これは、非常に、私は、危険な要素があるなと思います。したがって、私は、このまちづくり議案づくりそのものに反対します。必要ありません。

まちづくりなんて最も生き生きとした、最も政治的な課題について、条例もできません。町長も、もう2年以上たつが、いいかげんにまちづくり案を出したらどうだ。（「そうだ」と呼ぶ者

あり) 何にも出さんじゃないか。だから、そういうことだと思っんですよ。

以上です。

○議長(山中 則夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて……。重久君。

○議員(9番 重久 邦仁君) 反対討論、議長。

○議長(山中 則夫君) はい。

○議員(9番 重久 邦仁君) 今、条例が、賛成が多ければ条例化を可する決になります。

条例とは何ぞや。最終的に、執行部が提案したときに議会の承認を議決を得て初めて条例となる。その中に、権利と義務がうたわれる。じゃ、その権利と義務がどこの何条に入るかもわからずして、議会は認めていいのか、皆さん。条例とはそれほど重みがあるんです。何条に入るか、何かかしこもわからないのに、私はこの案に反対し、討論といたします。

以上。

○議長(山中 則夫君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中 則夫君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立による採決をします。議案第49号は、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山中 則夫君) 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

次に、請願第3号「教育の日」制定に関する請願書を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。指宿君。

○議員(6番 指宿 秋廣君) 請願第3号、「教育の日」を制定する請願に反対の立場から討論をいたします。

この請願の理由に、家庭、学校、地域社会、行政が一体となって、教育に関する理解と関心を高めるため、さまざまな取り組みを展開することによって、地域住民の方々が子供たちに対する教育について考え、話し合い、行動するきっかけとするとあります。

今でも、教育事務所、町教育委員会など、報告書類の作成に追われています。そのほかに、現場の教職員や教育委員会職員はイベントや日々の仕事に繁忙をきわめています。中学校は、高校への進学のための会議や推薦該当者への過去の問題の作文を書かせ、赤ペン指導など、表面に出していない仕事が山とあります。

いじめや非行は芽が小さいうちに発見して該当の生徒や親の指導、また、夜間パトロールなど、

頭の下がることを一生懸命されています。しかも、本町は教育研究所で真剣に児童生徒の指導・研究をされています。これ以上に、イベントを重ねることは屋上屋を重ねることになり、ますます教育現場に混乱を引き起こすことが考えられます。

教育を真剣に考えてもらえるすばらしい考えをお持ちの退職校長会があるなら、その団体が率先して、後輩先生に学校現場で児童、子供たちにボランティアで指導されることが一番いい方法だと思います。

「教育の日」を定めてその日だけをするのではなく、一年365日全てが「教育の日」であります。したがって、特別に「教育の日」を定めることには反対いたします。

ぜひ、皆様の不採択とされますようお願いいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。請願第3号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第3号は原案のとおり採択されました。

次に、陳情第6号「三股町まちづくり基本条例」の制定に反対する陳情書を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この陳情書ですが、既に、みなし不採択となっているわけですね。そうですね。だけどあえて、賛成討論いたします。

この陳情書の5項目、条がありますが、この5項目の全てにおいて、私はそのとおりだと思いますよ。そのとおりだと思います。だから、これを本来ならば採択すべきだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。既に、この陳情に係る条例は採決の結果、先ほど可決しました。ま

た、付託されたまちづくり基本条例審査特別委員会委員長報告の、その中でありましたように、議会の運営に関する基準に従って採決をいたします。

それでは採決を行います。異議があるようですから、起立により採決いたします。陳情第6号は、既に目的とする議案が議決されており、その結果は可決であります。したがって、この条例制定に反対する陳情ですので、みなし不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、陳情第6号はみなし不採択とすることに決定しました。

ここで、食事のために1時45分まで本会議を休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後1時45分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第4. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（山中 則夫君） 日程第4、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

三股町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期は12月21日までであり、先般、選挙管理委員長より、地方自治法第182条第8項に基づく通知が議長宛てに届いております。したがって、この選挙は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、議会運営委員会において協議の結果、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三股町選挙管理委員会委員に、山元秋夫氏、町田胤夫氏、山村治氏、此本皓男氏の4名を、同補充員として、第1補充員に間世田和文氏、第2補充員に岩元安子氏、第3補充員に

上水漸氏、第4補充員に馬渡豊子氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、三股町選挙管理委員会委員に山元秋夫氏、町田胤夫氏、山村治氏、此本皓男氏の4名を、同補充員として、第1補充員に間世田和文氏、第2補充員に岩元安子氏、第3補充員に上水漸氏、第4補充員に馬渡豊子氏の4名がそれぞれ当選されました。

直ちに、公文書をもって個人ごとに告知し、その承諾を求めることといたします。

なお、万一、本人の承諾が得られなかった場合は、次の議会においてその数だけの選挙を行うことにいたします。

日程第5. 常任委員会の視察研修報告

○議長（山中 則夫君） 日程第5、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

初めに、総務厚生委員会よりお願いいたします。指宿君。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） 総務厚生常任委員会の研修についてご報告いたします。

11月8日、9日の2日間、鹿児島県長島町の「ふるさと景観条例」及び水俣市「久木野ふるさとセンター愛林館の運営方針法」を研修いたしました。

まず、鹿児島県長島町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部に位置しています。

説明は、長島町役場の景観推進課の小園氏から説明を受けました。昭和49年に、黒瀬戸大橋の開通により阿久根市と結ばれ、長島本島は離島から半島化しました。平成18年に、東町と長島町が合併し、新長島町となっています。人口は、1万1,105人。面積116.21平方キロ。特産物は赤土バレイショ、これが、作付1,100ヘクタールで、売上高51億8,000万円。養殖ブリは、平成20年度約80億円であります。

行政規模は平成22年度の一般会計で100億718万円の規模の町であります。

研修目的の「ふるさと景観条例」は、平成19年4月に施行されています。第1条の趣旨には、「この条例は、町の豊かな海・山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら、地域住民の意見を踏まえた上で、ふるさと景観づくりを推進し、魅力ある個性豊かな住みよい町を創出する。」と記載されています。

この条例を制定する経緯について、当時の町長が、外国で沿道に花が植えられていてとてもきれいであるのを参考に強力に推進したとのことでありましたが、私は、冒頭の町の概要で申し上げ

げましたけども、平成18年に合併して、新しい長島町を築くためのイベントとして計画され、平成19年に条例制定になったのではないかと想像いたしました。

方法は、町内から出てくる石を道路の路肩に積み上げて花壇をつくり、そこに町内の景観協定団体や町建友会等によりボランティアで花の苗を無料配付しているとのことでした。道路の沿道を個人の家の前はその個人で、団体は施設等のない沿道の花壇を管理しているとのことでした。また、表彰制度があり、町民のやる気を引き出しているとのことでありました。

同条例第4条には、「町長は、公共事業等の施工に際し、町道、農道、公共空き地等に特色のある花木の植栽や自然石利用の石積み等を施工し、先導的役割を果たすよう十分配慮する。」となっていることから、工事に伴い出てくる石は大変貴重な資源となっているとのことでした。町長のリーダーシップと町民の協力体制のたまものであり、この結果、平成22年度には長島町建友会が、鹿児島県観光まごころ県民運動を団体として受賞しています。

運動としては、平成21年度全国花の町コンクール優秀賞、平成21年度南九州景観整備大賞奨励賞、平成23年度鹿児島景観大賞等、大変たくさんの受賞を誇っていました。

2日目は、熊本県水俣市の「久木野ふるさとセンター愛林館」を研修いたしました。同施設は、水俣市の山間部にある久木野の村おこし施設です。活動のテーマは、エコロジーによる村おこしです。

館長の沢畑亨氏から、いきいき集落の現状と課題について説明があり、その中で、「限界集落」との呼び方は、他の住民から言われることではない。地域住民が使うものだ、との発言があり、考えさせられました。

過疎であることは、何も特別なことではなく、日本が直面している問題を少し早くこの地域にきただけであるので、ある意味、先進的実験であると話されていました。地域の住民の平均年齢が高いので、行事を行うのは地域以外のボランティアが欠かせないので、愛林館の情報をネットで常に発信しておりました。主な行事は、寒川棚田など約2,000本のたいまつで照らすことや、田植え・稲刈りの前に耕作断念地の草刈りを「働く田助手」田んぼに助手と書くんですけども、「働く田助手」と銘打ってボランティアを募り行ったり、地域の達人から習う「食の体験教室」や、「しし鍋マラソン」など多くの行事をして、村の活性化を図っておられました。

2日間を通じて、その町の首長の英断と持続する支援のもとで、大変活発な地域活性化に取り組む様子を実際に見て、本町に、勇気が要るかもしれませんが、検討に値する事業であり、有意義な研修でありました。

また、研修目的ではありませんでしたが、1日目の長島町には、観覧席のある総合体育館、観覧席のある柔道場と剣道場を併設した施設や弓道場、文化会館、温水プールなど住民のスポーツ、文化にも力を入れていることがわかる施設がたくさん建設されていました。

次は、なぜ、このような施設を1万1,105人の町で建設することが可能だったのか。施設の利用状況などについても研修することが必要ではないかというふうに思いました。

以上で、総務厚生常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教常任委員会よりお願いいたします。堀内君。

〔建設文教常任委員 堀内 義郎君 登壇〕

○建設文教常任委員（堀内 義郎君） それでは、建設常任委員会の研修報告をいたします。

去る11月5日から7日にかけて、2泊3日の行程で、当委員会5名と事務局1名の計6名で研修しました。

研修地は、兵庫県の多可町、大阪市の大阪市会、奈良県吉野町と奈良市議会、斑鳩町です。

当日の出発時は小雨がぱらついたものの、現地では3日間天気にも恵まれた研修でした。

今回の研修目的は、歴史、まちづくり、木造建築を主とした日本文化を間近に見て感じて学び、まちおこしとしての林業の中にある恵みを再発見することを目的に視察を行ったわけですが、まず、研修初日目の多可町と大阪市会について報告いたします。

多可町は、兵庫県の内陸部に位置し、平成17年11月1日に、中町、加美町、八千代町の旧3町が合併し、人口2万3,225人の自治体です。

町の取り組みとして、住宅課住宅政策室より「住宅対策関係と各種助成事業」について説明を受けました。その中で、「木造住宅新築助成事業」があり、これは本町における地場産業の振興と、町内建築業者が木造住宅を新築することで、技能・技術の継承と地域経済の活性化の促進を目的としております。

要件として、建築基準法に基づく工事であることであり、特に、14職種の工事のうち10職種以上が町内の業者または職人であること、さらに、兵庫県産木材を使用した住宅であり、町税の滞納がないことが要件だそうです。

助成する上で、職種については、細かに地元業者を利用することを要件とし、町の81%が森林である地域性を生かしながら、県産材を使用することで地域経済の活性化を図ることが目的です。助成額として、全体事業費が1,000万円以上1,500万円未満の場合は30万円を限度に、1,500万円以上は50万円を限度に補助となっているということです。

さらに、「住宅リフォーム助成」として、町内建築業者が工事を施工することを条件とし、要件として、町内に住民登録を有する者で、継続して1年以上居住している者に限るということでした。

補助金額としての事業費の5%に相当する額として5万円を限度とし、平成24年度には26件の申請があったということでした。

また、「簡易耐震診断助成」を行っており、診断経費の1割を助成しているということです。

多可町は人口が減少しており、宅地分譲と、さらに土地の購入や新築の助成も行っているということで、購入希望者を紹介し6カ月以内に契約した場合は、情報提供者にも町内の商品券10万円を贈るというユニークな取り組みを行っており、商工業一体となって活性化を図っていることがうかがわれました。

午後からは、町内の木造公共施設である「エーデルささゆり」で昼食をとり、その後、幼稚園2カ所、保育所2カ所を統合した「キッズランドかみ」や、「道の駅R427かみ」、「豊部交流施設」「ハイランドかみの郷」を視察しました。

町内の木造施設三十数カ所のうち、今回は一部しか視察できませんでしたが、旧3町が合併し、「自然と共生する魅力ある交流の場」として、公共の木造建築物を建設し、町民に各々の助成を行うことで、地場産業の振興を図り活性化を促進していることがうかがえたところでございます。

その後、大阪市会を訪問しました。

大阪市の面積は223平方キロメートルであり、人口が268万の自治体でございます。24区別の市会議員の定数は86名であり、会派として、大阪維新の会の議員が33人と、圧倒的に多いのが特徴でございました。また、委員会として6つの常任委員会を設け、全議員がいずれかの委員会に属しており、委員長1人と副委員長2人が置いてあり、本会議の開始が午後2時から始まるということが三股町議会と異なることだと思っております。

議場を見せていただいたんですけども、議員席の多さと音響設備のよさに驚き、さらに、30年経過しているにもかかわらず、議場の美しさが保たれたということが感動したところでございます。

最近では、橋下市長にかわってから、マスコミが所狭しと並ぶ日があるそうです。

傍聴については、控室が設けられ、部屋にはモニター映像が放映されるようになっており、時として、入場ができなくなるくらい傍聴者が多く、行列ができる日があるそうです。さらに、市会図書室では市会の各種情報を提供しており、会議録や議案、委員会資料、広報誌などの刊行物を閲覧でき、約5万冊の蔵書があるということで驚きました。

研修2日目は、奈良県の吉野町を訪問しました。

人口8,732人の自治体であり、吉野の桜や杉が特に有名であり、観光と林業の町として、吉野・大峰地域はユネスコの世界遺産に登録されている町でございます。

研修として、吉野流域の森林業の概要の説明や地元町議会議員との意見交換を行い、その後、吉野材センターと、内装材として使われる建築材や加工品、原木市場を視察しました。吉野町は、杉やヒノキの銘木として有名な産地であり、原木の大きさや目の詰まり、単価は九州産と比べ物にならないほど高いということでございます。製材される内装材は、吉野ブランドとして全国の建材店に出荷されており、最近では、東京都内のマンションにも内装材として使われているそう

です。

また、吉野町は古くから林業の町として栄え、切り出した原木を紀伊川からいかだで大阪まで運んでいるということで、山の手入れも行き届いており、山を生かそうとする気持ちがブランドづくりとなったかと思っているところでございます。

戦後、林業や製材業が近代化し、高性能林業機械や製材機が導入され、大量生産が可能となりましたが、吉野町は地形的にも急峻な山が多く、林道の整備が困難な地形と恵まれた気候条件のもと、九州の大量生産とは異なり、1本の丸太からいかによき製材品や1等級の建築用内装材を生産し付加価値をつけることが大きな違いではないかと思っております。

原木を製材し、内装材として使う化粧材を製材することは専門的な技術を必要とします。これは、銘木の産地がゆえにできることであり、ブランド化できたのではないかと思っているところでございます。その後、午後から、金峯山寺蔵王堂を視察しました。

その後、奈良市のまちづくり条例について学ぶために奈良市役所を訪れました。

奈良市は、人口36万6,429人の自治体で、奈良時代に平城京が置かれた古都でありまして、シルクロードの終着点として、天平文化が開いた地として知られております。

奈良市では、三股町がまちづくり基本条例について審議中であることから、市と町の自治規模の大きさはあるものの、早くから検討委員会を設置し、条例づくりを審議して施行に至ったということでありました。先駆的であるので、少しでも参考にできないかということで訪問したところでございます。

奈良市の「市民参画及び協働によるまちづくり条例」制定の経緯として、平成16年7月に「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会」を設置し、平成21年6月に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例案」を議決し、翌月7月に施行したということです。条例には、まちづくりとしての基本理念と原則が定められ、第13条に市民参画の取り組みとして、市民の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の全ての段階において、地域自治組織やNPO法人、ボランティア団体など、まちづくりの担い手が参画できる機会を充実させるということを規定しております。

また、条例第21条では、「施行後5年を超えない期間ごとに見直す」を規定しているところでございます。条例では、議会について、自治条例ではないということやうたっていないということでした。

さらに、市では、各課ごとに市民参画及び協働によるまちづくり推進計画を策定し、事業名、開始年度、方向性、総合評価、協働に対する総合評価の理由を掲げ、評価シートにより、協働の評価としてAからEまでの5段階に分けて評価を行っているというところです。さらに、得られた効果や協働を進めるための課題と対策や意見を求め評価していることが大きな特色と思われま

す。

その後、バイオマスタウン構想と木造建築のよさと歴史を感じる目的で、斑鳩町を訪れました。人口は2万8,589人と、本町より少し多いのですが、議員定数が15人のいう自治体でございます。

「斑鳩」という名は、この地にイカルという大きなムクドリが群れをなしていたためについたと言われており、日本初の世界遺産である法隆寺を初めとする数々の寺社があります。

斑鳩町は、ごみ回収費用や焼却炉の老朽化に伴い、委託費を抑えるため、バイオマスの利活用に取り組み、将来的にはごみを出さない町（ゼロ・ウェイスト）というのを目指しているということです。

方法として、①堆肥化、②廃食油リサイクル、③メタン発酵、④エコポカード利活用に取り組んでおり、④エコポカードとは、希望者が空き缶や落ち葉などを集めると協力量に応じてカードにポイントが加算され、その分を農産物や堆肥、キャンドルと交換できる仕組みになっているということです。

空き缶回収機が町内4カ所に設置されているとのことでしたが、それが1台約170万円ぐらいするという事です。バイオマスタウンの実現により期待される効果として、循環型社会の構築、新しい観光資源の発掘、廃棄物処理量の削減による財政負担の削減等期待されるということでした。

その後、最終日に、世界遺産である法隆寺を担当課の案内のもと視察し、世界最古の木造建築物について学びました。

今回の、建設常任委員会の視察研修は、2日間で5自治体を訪問するという強行なスケジュールでございました。所感として、各自治体とも苦しい財政の状況の中、地域の資源や人材及び知恵と発想を生かし、地元ならではの取り組みを行っていると感じた次第でございます。また、世界遺産というすばらしい条件に恵まれ、日々、修学旅行などの観光客が訪れ、活気づいており、うらやましくご当地だからできることかなと思ったところでございます。視察研修中、各担当課の配慮により事故やトラブルもなく、また、天気にも恵まれ、研修目的を達成できたことが有意義な研修だったと思っているところでございます。

以上で、建設常任委員会の報告を終わります。

日程第6. 議員派遣について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

明けて、1月23日に木城町で開催される宮崎県町村議会議長会主催の時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、1月23日に木城町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時09分休憩

〔全員協議会〕

午後2時19分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、平成24年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 重久 邦仁